

令和7年3月17日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇部市議会



宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

**1 日 時** 令和7年3月17日（月）

午前10時零分から午後2時3分まで

**2 場 所** 議場

- 3 事 件**
- (1) 令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計当初予算総括説明
  - (2) 令和7年度一般会計及び特別会計当初予算概要説明
  - (3) 令和7年度企業会計当初予算説明(農業集落排水事業、下水道事業、水道事業及び交通事業)
  - (4) 一般会計及び特別会計当初予算総括説明並びに概要説明に対する質疑

**4 出席委員（25名）**

委員長	猶克実君	副委員長	岩村誠君
委員	青谷和彦君	委員	芥川貴久爾君
委員	浅田徹君	委員	射場博義君
委員	笠井泰孝君	委員	唐津正一君
委員	河崎運君	委員	甲谷理温君
委員	木原大介君	委員	鴻池博之君
委員	志賀光法君	委員	重枝尚治君
委員	城美暁君	委員	眞宅宣昭君
委員	時田洋輔君	委員	新村秀雄君
委員	西村享平君	委員	林豊廣君
委員	早野敦君	委員	松岡伸一君
委員	三好保雄君	委員	山下則芳君
委員	吉松剛君		

**5 欠席委員（2名）**

委員	荒川憲幸君	委員	五十嵐仁美君
----	-------	----	--------

**6 その他の出席者（1名）**

議長	山下節子君
----	-------

**7 説明のため出席した者**

市長	篠崎圭二君	副市長	藤崎昌治君
常勤監査委員	廣中昭久君	教育長	野口政吾君
水道事業管理者	秋田浩二君	交通事業管理者	大谷唯輝君

総務部長	大畠秀幸君	総合政策部長	古林学君
観光スポーツ文化部長	青山佳代君	市民環境部長	黒瀬寛文君
健康福祉部長	佐々木里佳君	こども未来部長	濱田修二君
産業経済部長	林孝之君	都市政策部長	磯中克文君
土木建設部長	村上守君	教育部長	床本博君
北部総合支所長	宗野行展君		
総務部			
次長	濱原貴宏君	総務課長	松田映子君
総務課副課長	正司邦雄君	職員課長	吉岡徹君
職員課副課長	棟久直行君		
総合政策部			
次長	田中弓子君	次長	中村淳一君
財政課長	入江慎一君	財政課副課長	鹿崎淳一君
財政課財政係長	貞永武士君	行革推進課長	弘中秀治君

## 8 事務局職員出席者

局長	秋本秀美君	次長	岩崎勝君
議事総務課副課長	橋本佳子君	議事調査係長	木村美紀君
書記	高木徹也君	書記	川村真由美君

---

—— 午前10時開会 ——

委員長（猶克実君） おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会後期全体会を開会します。

なお、荒川委員、五十嵐委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在1名の申込みがありますので、これを許可することといたします。

委員長（猶克実君） それでは、当初予算議案の審査に入ります。

まず、令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について、総括説明を求めます。

篠崎市長、説明は座ったまま、お願ひします。

市長（篠崎圭二君） おはようございます。

本日ここに、予算決算委員会後期全体会が開催され、令和7年度当初予算案の審査が行われるに当たり、総括して御説明を申し上げ、委員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

令和7年度施政方針において御説明をいたしましたが、令和7年度の当初予算は、芽吹き始めた新たな可能性をさらに伸ばし、第五次宇部市総合計画を着実に進めていくため、市民の安心安全な暮らしを守る、未来に向けた戦略的産業振興、未来を担う人財育成、宇部の新たな可能性を創る、持続可能な行財政運営の未来プロジェクトを中心に、効果的な施策をEBPMや共創の考え方を取り入れて構築をいたしました。

一方で、こども福祉費、障害者福祉費などの社会保障の充実に伴う扶助費や自治体情報システムの標準化・共通化に伴う物件費などの増加により、令和7年度の当初予算規模は、一般会計では前年度比4.2%増の764億5,000万円で、過去最大となっています。

次に、特別会計につきましては、農業集落排水事業会計の公営企業会計への移行により、5つの会計全体で前年度比3.8%減の399億7,360万円となっています。

また、公営企業会計につきましては、いずれの公営企業会計も、人口減少等に伴うサービス需要の減少や老朽資産の更新など、厳しい経営環境のもとで編成をいたしました。

その運営に当たりましては、公共の福祉を増進するという使命と経済性の発揮という独立採算の原則にのっとり、より一層の経営努力を進めながら、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

これらの予算の執行を通して、共創のもと、多様な主体が連携したまちづくりを展開してまいります。

あわせて、職員一人一人のコスト意識を高め、創意工夫による経費節減に努めるとともに、市税をはじめとする自主財源の確保や、宇部市行財政改革推進計画に基づく未来志向の行財政改革に努め、財政運営の持続性を高めてまいります。

委員各位におかれましては、令和7年度当初予算案につきまして、御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算についての総括説明を終わりました。

次に、令和7年度一般会計及び特別会計当初予算について、概要説明を求めます。

藤崎副市長。座ったままお願いします。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは引き続き、令和7年度予算の一般会計及び特別会計の概要を、予算参考資料に基づいて御説明をいたします。

6ページをお願いします。

これは全体の財政規模を示しております。

先ほど市長が申し上げたとおり、令和7年度の一般会計の当初予算額は764億5,000万円で、対前年度比104.2%、特別会計は399億7,360万円で、対前年度比96.2%、一般会計と特別会計の合計では1,164億2,360万円で、対前年度比101.3%となつ

ています。

続いて、14ページを御覧ください。

一般会計の歳入のうち、主なものについて款別に御説明いたします。

令和7年度の欄、一番上の行になりますが、市税については、定額減税の影響がなくなることや賃金の上昇に伴う個人市民税の増等により、全体で255億6,207万円、対前年度比106.3%となっています。

下に下がっていただいて、繰入金については、庁舎建設基金や減債基金、退職金基金の繰入金の減等により、31億1,053万9,000円、対前年度比58.4%となっています。

さらに下がっていただいて、地方消費税交付金については、国の地方財政対策等を踏ました推計により、42億3,200万円、対前年度比107.6%となっています。

さらに下にいって、地方交付税については、普通交付税の減により、98億4,000万円、対前年度比98.3%となっています。

その下、国庫支出金については、対象事務事業に対する収入見込額を計上したもので、児童手当負担金やデジタル基盤改革支援補助金の増等により、159億5,845万9,000円、対前年度比120.2%となっています。

さらにその下、市債については、臨時財政対策債が皆減となるものの、文化施設整備事業債や子育て支援拠点整備事業債の増等により、51億5,030万円、対前年度比109.8%となっています。

そのほかの款についても、過去の実績等を勘案し、収入見込額を計上したものです。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページの表を御覧ください。

主なものについて、款別に予算額及び構成比を申し上げますと、総務費103億8,787万6,000円で、13.6%、民生費339億6,469万9,000円で、44.4%。以下、構成比のみで申し上げますと、衛生費7.0%、農林水産業費1.2%、商工費2.0%、土木費10.1%、消防費3.6%、教育費9.8%、公債費7.6%などとなっています。

これらの内容について、主なものを御説明いたします。

まず、総務費については、地域防災力の強化、市民活動・コミュニティ活動の活性化、交通対策、新庁舎2期棟の新築工事、DXや行財政改革の推進などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、犯罪防止に効果的な場所への防犯カメラの設置に要する経費1,000万円、小中学生を対象としたバス運賃等の無料化に要する経費782万1,000円、女性の暮らしやすさの推進に向けた調査研究に要する経費100万円、日本一学生が活躍するまちづくりの推進に要する経費198万4,000円、厚南エリアに設置する本を活用した市民交流拠点の整備に要する経費5,500万円などを計上しています。

民生費については、高齢者福祉対策としてバス優待乗車助成など、高齢者の生きがい推進に要する経費を、障害者福祉対策として生活介護事業や就労継続支援事業などの自立支援給付、バス優待乗車助成や福祉タクシー助成などの日常生活の援護、障害児等の療育などに要する経費を、児童福祉対策として子供に係る医療費助成、地域子育て支援拠点の充実、保育事業、困難な状況に置かれた子供や若者の支援、児童虐待防止対策などに要する経費を、このほか、生活保護扶助及び生活困窮者の自立支援並びに介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、社会参加の場の提供として、高齢者のニーズに合わせた就労や居場所づくりの支援に要する経費 500万8,000円、就学前児童等の保護者を対象とした不登校の未然防止に向けた支援に要する経費 386万7,000円、困難な状況に置かれた子供や若者の早期支援に向けたアウトリーチ活動の強化に要する経費 428万5,000円などを計上しています。

衛生費については、保健衛生として予防接種や母子健康診査の実施、妊婦・あかちゃん応援給付金の支給、がん検診などの保健事業、休日・夜間救急診療所の管理運営、新火葬場・合同墓整備に係る設計業務や造成工事、道路改良工事の実施などに要する経費を、環境対策としてカーボンニュートラルに向けた地域づくりや環境教育の推進、動物愛護対策、浄化槽整備に対する補助金交付などに要する経費を、廃棄物処理関係として、ごみ収集やごみ焼却施設等の管理運営などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、女性特有の健康課題の解決に向けた女性の健康づくりに要する経費 326万7,000円、5歳児全員を対象として新たに小児科医による診察を取り入れた健康診査の実施に要する経費 740万7,000円などを計上しています。

農林水産業費については、農業振興として新たな担い手の確保と育成、遊休農地対策、スマート農業や附加価値の高い農産物の生産推進、有害鳥獣対策などに要する経費を、林業振興として市有林及び保全林の管理、市有林、民有林及び竹林の整備などに要する経費を、水産業振興として担い手の確保と育成、漁業資源対策、うべ産水産物の認知度向上、水産基盤ストックマネジメント、床波漁港海岸保全対策などに要する経費を、このほか、農業集落排水事業会計負担金などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、生産性・収益性の高い漁業への転換に向けたカキやウニの栽培漁業支援に要する経費 100万円などを計上しています。

商工費については、商業振興として商工業団体等への補助、宇部産品の販路拡大支援などに要する経費を、工業振興として工業団地等維持管理に要する経費や、事業所設置に対する奨励補助金、サテライトオフィス誘致の推進などに要する経費を、中小企業対策として宇都市成長産業推進協議会の運営や成長産業の創出・育成に要する経費のほか、うべスタートアップの管理運営、中小企業金融対策、創業支援、脱炭素化の取組への支援などに要する経費を、労政関係として労働者の福祉対策や高年齢者の就業機会の確保などに要する経費を、観光振興として観光コンベン

ション協会やまつり行事への支援のほか、山口県央連携都市圏域事業に対する負担金などに要する経費を、このほか、中央及び地方卸売市場事業特別会計への繰出金などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、再生医療等の研究開発の成果を生かして実用化・産業化を目指す大規模プロジェクトの支援に要する経費3,000万円、成長産業分野の事業を開拓する企業の円滑な資金調達の支援に要する経費1,000万円、市内中小企業等の人材確保に向けたワンストップ相談窓口の設置等に要する経費750万円、まちじゅうエヴァンゲリオンの実施に要する経費5,000万円などを計上しています。

土木費については、道路・河川関係として市道、橋梁、河川などの維持管理及び市道の新設改良などに要する経費を、都市計画関係として、常盤通りにぎわい交流拠点施設整備事業（くつろぎ・交流機能）に要する経費や、まちなかウォーカブル推進事業、市役所周辺地区整備事業に要する経費のほか、下水道事業会計負担金などを、公園関係として、厚南エリアの防災公園整備や、ときわ公園の整備及び管理運営、市内都市公園の維持管理などに要する経費を、市営住宅関係として、既設市営住宅の管理運営、海南団地建替事業に係る調査委託業務、公営住宅ストック改善などに要する経費を、このほか、港湾整備県事業負担金や地籍調査事業に要する経費などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、水門・樋門の遠隔操作システムの導入に係る実施設計に要する経費2,000万円、開設から100周年を迎えるときわ公園の記念式典やイベントの開催に要する経費500万円、ときわ公園の持続可能な管理・運営と新たな魅力づくりに向けた民間活力導入の検討に要する経費1,650万円などを計上しています。

消防費については、宇部・山陽小野田消防組合への負担金のほか、消防団活動の推進や消防団車両の更新、宇部西消防署及び宇部中央消防署東部出張所の建て替えなどに要する経費を計上しました。

教育費については、学校教育関係として、見初小学校の体育館改築事業、小中学校施設の長寿命化に要する経費、校内ふれあい教室などの不登校対策に要する経費、特別の支援を必要とする児童生徒のためのサポート教員の配置に要する経費、中学2年生を対象とした職業体験イベントの実施に要する経費、中学校部活動の地域展開に向けた地域クラブの体制整備に要する経費、学校におけるＩＣＴ環境整備など小中学校教育の充実に要する経費を、社会教育及び青少年教育関係として、コミュニティ・スクールや宇宙教育の推進に要する経費を、文化振興として、文化活動の推進や文化財の保護及び利用、ときわミュージアムの運営や文化会館の改修工事などに要する経費を、スポーツ振興として、宇部市スポーツコミッショナの活動支援、プロ・トップススポーツチームとの連携事業、アーバンスポーツによる地域活性化に要する経費や恩田スポーツパークのリニューアルイベントに要する経費などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、学校体育館の空調設備導入の調査に要する経費1,109万1,000円、保育園の待機児童対策として幼稚園における一時預かり事業の開設準備に要する経費2,000万円、また、A

I を活用した学習ドリルの導入に要する経費 1, 492万9, 000円、A I を活用した英会話の導入に要する経費 1, 054万6, 000円などを計上しています。

次に、性質別の状況について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

構成比では、消費的経費 69.1%、投資的経費 10.8%、その他の経費 20.0%となっています。この構成比を前年度と比較してみると、消費的経費は 1.5 ポイント上昇しています。

これは、児童手当扶助経費の増などにより、扶助費が増加したことや自治体情報システムの標準化・共通化に伴う電算システム管理経費の増などにより、物件費が増加したことが主な要因です。

次に、投資的経費は 0.6 ポイント低下しています。

これは、本庁舎建設事業費や恩田運動公園スポーツパーク整備事業費の減などにより、普通建設事業費が減少したことが主な要因です。

また、その他の経費は 1.0 ポイント低下しています。

これは、農業集落排水事業会計の公営企業会計への移行に伴い、農業集落排水事業会計に対する繰出金の性質が繰出金から補助費等へ変更になったことが主な要因です。

次に、給与費について御説明します。

資料は 196 ページから 197 ページにかけてです。

まず、196 ページの表を御覧ください。

特別職・一般職・再任用職員の表になりますが、表は上半分が令和 7 年度、下半分が令和 6 年度になっております。

職員数は、職員数の計の欄、令和 7 年度の部分の下から 2 行目になりますが、合計で 1,064 人となり、表の一番下、対前年度比較増減にありますように、前年度より 19 人の減となっています。

また、共済費を含めた給与費の総合計額は 197 ページ、一番右の列総合計の欄、上半分、令和 7 年度の欄の下から 2 行目になりますが、合計で 85 億 2,011 万 4,000 円となり、一番下の行の前年度と比較して 4 億 1,980 万 2,000 円の減となっています。これは、退職手当の減が主な要因です。

続いて、198 ページを御覧ください。

198 ページから 199 ページにかけての横長になっています。

先ほどと同じく上半分が令和 7 年度、下半分が令和 6 年度になっております。

これは臨時の任用職員及び会計年度任用職員の給与費を示した表となっています。

職員の区分について、フルの欄が臨時の任用職員、パートの欄が会計年度任用職員の人数とな

っています。

先ほど同様、職員数の計の欄、令和7年度の下から2行目、合計で638人となっており、表の一番下、令和6年度より19人の減となっています。

また、共済費を含めた給与費の総合計額は199ページ、一番右、総合計の欄の令和7年度、下から2行目、合計で19億6,247万4,000円となっており、一番下を御覧いただいて、前年度と比較して9,775万9,000円の増となっています。

これは、報酬及び期末勤勉手当の増が主な要因です。

それでは、次に特別会計の予算内容について会計別に御説明をいたします。

再度、6ページをお開きください。

まず、介護保険事業特別会計については、歳入では介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、保険給付費及び地域支援事業に要する経費が主なもので、歳入歳出それぞれ186億円を計上したものです。

次に、国民健康保険事業特別会計については、歳入では国民健康保険料、県支出金及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び本会計の運営に要する経費が主なもので、歳入歳出それぞれ176億300万円を計上したものです。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び本会計の運営に要する経費が主なもので、歳入歳出それぞれ35億9,000万円を計上したものです。

次に、中央卸売市場事業特別会計については、歳入では市場使用料、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであり、歳出では市場業務の運営及び施設の維持管理費が主なもので、歳入歳出それぞれ1億5,900万円を計上したものです。

最後に、地方卸売市場事業特別会計については、歳入では市場使用料及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、施設の維持管理費及び市場協会への補助金が主なもので、歳入歳出それぞれ2,160万円を計上したものです。

なお、部・課等別の歳出の内容説明を46ページから177ページに、市税の状況については180ページから193ページ、その他参考資料の196ページから209ページにそれぞれ掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

以上、予算の概要についての御説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、一般会計及び特別会計当初予算についての概要説明は終わりました。

次に、令和7年度農業集落排水事業会計当初予算についての説明を求めます。

藤崎副市長。座ったままお願いします。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは、議案第8号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計予算の概要について御説明をいたします。

本市の農業集落排水事業は、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方、施設の老朽化に伴い修繕費等の維持管理費が増大し、非常に厳しい経営状況にありますが、より一層の経費の節減に努め、事業運営の効率化を図ってまいります。

令和7年度農業集落排水事業会計予算は、快適な生活環境の確保に努めるため、業務の予定量として汚水処理戸数780戸、年間総処理水量14万8,000立方メートルを見込み、これらに必要な諸経費及び使用料収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、農業集落排水事業収益の2億6,958万6,000円から消費税及び地方消費税分181万6,000円を控除し、農業集落排水事業費用の2億6,958万6,000円から消費税及び地方消費税分181万6,000円を控除した結果、当年度純利益は生じない見込みです。

次に、資本的収支ですが、収入においては他会計出資金を計上し、支出においては企業債償還金等を計上しました。その結果、資本的収入6,046万3,000円、資本的支出1億5,293万3,000円となり、差引き9,247万円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金で補填することとしました。

以上、農業集落排水事業会計予算の概要について御説明しました。

よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、農業集落排水事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和7年度下水道事業会計当初予算について、説明を求めます。

藤崎副市長。お願いします。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは、議案第9号令和7年度宇部市下水道事業会計予算の概要について御説明します。

本市の下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少などにより収益が悪化する中、下水道施設の老朽化に伴う改築更新費用が増大していくことから、経営基盤強化や施設更新の財源確保が大きな課題となっています。

これらの課題に対して、芝中ポンプ場の再構築事業や下水道施設の維持管理等に官民連携手法を活用することで事業運営の効率化を図ってまいります。

令和7年度下水道事業会計予算は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全に努めるため、厳しい経営環境においても重要課題である老朽化した施設の改築・更新や未普及地域への汚水整備を計画的に進めていくこととし、業務の予定量として公共下水道処理区域面積3,539.8ヘクタール、年間総処理水量2,122万9,000立方メートルを見込み、これらに必要な

諸経費及び使用料収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、下水道事業収益の67億5,141万8,000円から消費税及び地方消費税分2億1,764万2,000円を控除し、下水道事業費用の66億2,032万5,000円から消費税及び地方消費税分1億4,720万5,000円を控除した結果、当年度純利益は6,065万6,000円となります。

次に、資本的収支ですが、主な事業としては、芝中ポンプ場再構築事業のほか、五十目山雨水幹線事業等の浸水対策事業や、管渠、ポンプ場及び処理場施設の老朽化対策事業に加え、東岐波地区の汚水整備等に要する建設改良費を計上しました。

収入においては、これら支出に対応する財源として、企業債、国庫補助金等を計上しました。

その結果、資本的収入33億3,448万3,000円、資本的支出57億9,244万7,000円となり、差引き24億5,796万4,000円の財源不足となる見込みですが、これは、損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上、下水道事業会計予算の概要について御説明しました。

よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、下水道事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和7年度水道事業会計当初予算について、説明を求めます。

秋田水道事業管理者。座ったままお願いします。

**水道事業管理者（秋田 浩二 君）** ありがとうございます。

それでは、議案第10号令和7年度宇部市水道事業会計予算の概要について御説明をいたします。

本市の水道事業は、人口の減少等により水道料金収入が減少している中、老朽化した水道施設の更新需要が高まり、財源の確保が大きな課題となっています。

このような経営環境ではありますが、これからも市民生活に重要なライフラインを維持するためにも、災害に強い水道施設へ再構築するとともに、今後の水需要に応じた施設規模へ見直しを進めるなど、より一層効率的な事業運営を進めることにより、水道事業の使命である安全・安心・安定した水道水の供給に努めます。

令和7年度水道事業会計予算は、業務の予定量として給水戸数7万1,873戸、年間総給水量1,819万8,000立方メートルを見込み、これらに必要な諸経費及び料金収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、水道事業収益の38億8,295万1,000円から消費税及び地方消費税分3億2,432万2,000円を控除し、水道事業費用の37億532万4,000円から消費税及び地方消費税分1億9,420万9,000円を控除した結果、当年度純利益は4,751万4,000円となります。

次に、資本的収支ですが、浄水場の施設整備や老朽化した配水管の更新を進めていくための管路更新事業に要する建設改良費を計上しました。

収入においては、これら支出に対する財源として、企業債、工事負担金等を計上いたしました。

その結果、資本的収入4億3,252万6,000円、資本的支出20億591万8,000円となり、差引き15億7,339万2,000円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金等で補填することといたしました。

以上、水道事業会計予算の概要について御説明をいたしました。

よろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、水道事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和7年度交通事業会計当初予算について、説明を求めます

大谷交通事業管理者。着席したままお願いします。

**交通事業管理者（大谷 唯輝 君）** 失礼します。

それでは、議案第11号令和7年度宇部市交通事業会計予算の概要について御説明申し上げます。

本市の交通事業は、輸送人員が減少傾向に転じており、また、燃料費の高騰等の影響を受け、引き続き厳しい財政状況となっています。

このような状況の中、1人でも多くの方に路線バスを利用してもらうため、引き続き、ICカードの普及促進に取り組みながら、新たに特定時期における金曜日の最終便の繰下げ運行や高齢者を対象とした乗り方教室の継続実施など、公共交通の利便性向上と利用促進を図っていきます。

また、事故防止対策の強化や災害など緊急時のためのIP無線の導入により、安全安心な運行を徹底するとともに、安定した事業運営に向けて労働環境の改善などによる運転士の確実な充足や平均年齢の引下げにも取り組みます。

令和7年度交通事業会計予算は、業務の予定量として、乗合事業については稼働バス台数1万7,747台、走行キロ数256万2,000キロメートル、輸送人員201万6,000人を貸切事業では稼働バス台数1,146台、走行キロ数10万5,000キロメートル、輸送人員2万4,000人を見込み、これらに必要な諸経費及び運送収入等を計上しました。

これにより、収益的収支については、自動車事業収益の9億8,550万6,000円から消費税及び地方消費税分4,000万9,000円を控除し、自動車事業費用の10億2,727万7,000円から消費税及び地方消費税分2,469万3,000円を控除した結果、当年度純損失は5,708万7,000円となります。

また、資本的収支については、収入は、補助金等を計上し、支出は、大型路線バスの更新等に要する建設改良費と債券購入に要する費用等を計上しました。

その結果、資本的収入260万9,000円、資本的支出は1億9,843万2,000円と

なり、収支差引き 1 億 9, 582 万 3, 000 円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上、予算の概要について御説明しましたが、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

委員長（猶 克実 君） 以上で、交通事業会計当初予算についての説明は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 以上で、各会計当初予算についての説明は終わりました。

これより、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑の通告を受け付けるため、休憩に入ります。

質疑の通告受付時間は、ただいまから正午までとなっています。

なお、本日の質疑は、総括説明等について、大所高所の見地から疑義をたどるものとします。

一般会計及び特別会計当初予算の個別・具体的な事業、経費等についての質疑は 18 日、明日、火曜日以降に行っていただきますようにお願いします。

それでは、暫時休憩します。

再開は、庁内放送でお知らせします。

—— 午前 10 時 35 分休憩 ——

---

—— 午後 1 時 29 分再開 ——

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑を一括して行います。

質疑は質問席で行い、質疑時間は答弁を含め 1 人 30 分以内とします。

ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、質疑時間を延長することができるものとします。

また、関連質疑がある場合には挙手の上、自席にて、どなたの関連質疑か、また、何についての関連質疑かを述べていただき、委員長の許可を受けて、質問席で質疑をしていただくようお願いします。

関連質疑の質疑時間は、答弁を含め 15 分以内とします。

ただし、関連質疑は、執行部の入替えが生じない範囲で行うものとします。

なお、既に関連質疑を含め、質疑が終結した項目についても、委員の申出により、委員長が重要案件と認めた場合は、関連質疑を認めるものとします。

審査は簡潔、明瞭に進めてまいりたいと思いますので、委員、執行部の皆様には、的確に質疑、答弁されるようお願いします。

特に、年度に関しては、今年度、来年度ではなく、令和6年度、令和7年度という表現で、錯誤が生じないようお願いします。

また、質疑は議題となっているものについて不明確な点をただすものですので、一般質問とならないよう十分御留意願います。

---

**委員長（猶 克実 君）** それでは、通告により質疑を許します。

通告は1名です。

それでは、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委 員（時田 洋輔 君）** 日本共産党宇部市議会議員団の時田です。それでは通告に従いまして、総括説明及び概要説明についての質疑を行います。

ヒト、モノ、カネ、情報は、4つの四大経営資源と言われています。

この視点から、令和7年度予算が適正に算定されて、それが適正にきちんと執行されていくのか、そういうことを大きな今のは4つの経営資源に基づいて確認していきたいと思います。

それではまず、質問1のヒトについてです。

第1点は職員数です。

副市長の概要説明の12ページで職員数について説明がありました。

参考資料にも職員数について示されています。

令和6年度と令和7年度を比較して職員が減るという予算状況ですが、まず確認したいのは、今、職員が少なくて大変という話も聞きますが、令和7年度時点での予算と定員適正化計画との比較について確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

まず、議員から御質問がございました予算参考資料の196ページ以降の職員給与費、人数でございますが、これにつきましては、予算編成時における会計ごとの行政コストをお示ししたものでございます。

今、御質問い合わせました定員適正化計画につきましては、中期的に職員定数を定めた計画でございますので、直接的にこの両者の数字の関係性は、あまりありません。

今、現状、定員適正化計画はどういう状況になっているかと申しますと、この定員適正化計画は令和3年度に策定いたしました。令和4年度から令和8年度の5か年間の会計年度任用職員、あるいは臨時の任用職員、再任用短時間勤務職員を除く常勤の職員数を定めたものでございます。

令和7年4月1日の職員数については、計画上の1,072人に対し、実数は1,047人と見込んでおります。

その要因といたしましては、令和4年度から採用人数につきましては、計画では3年間で10

3名の採用と見込んでおりましたが、実際の採用人数は113名と、10名上回っております。しかしながら、人の流動性が高まったことなどにより、退職者数が増加することが要因であると考えております。

その対策といたしまして、現在DXの推進や包括管理などの導入による業務効率化、職員の負担軽減につながる取組を進めているところでございます。

また、職員の採用が年々厳しくなっているため、令和5年度から社会人経験者等を対象とした通年募集を開始し、全国各地の試験センターで一次試験を受験できるようにしております。

なお、令和7年度からでございますけれども、新たな取組として令和8年4月1日の採用に向けた早期枠の募集を、今月から開始します。早期の募集を開始して、早期の職員採用を行っていくという職員採用の方法についても、取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 次に、イの専門職の状況ですが、本市のウェブサイトで試験結果を見ると、専門職の採用のゼロが目立つのですよね。

そういう状況で令和7年度ですが、一般職員のみならず専門職の状況は、大丈夫なのでしょうか、確認をいたします。

**執行部** 専門職の採用状況でございます。

職員の採用に当たりましては、年齢構成や職種などを考慮して計画的に行っております。

しかしながら、本市のみならず、全国的にも職員採用は厳しい状況にございまして、特に技術を要する専門性の高い土木職や建築職については、採用予定人数を確保できていない状況が続いております。

そのため、この両職種の採用に当たりましては、令和6年度から社会人を対象とした通年募集において有資格者枠を新たに創設しまして、一定の資格を持つ方には面接試験のみとすること、あるいは、先ほど答弁いたしましたけれども、令和7年度からは試験実施時期を早めた早期枠を創設して、より受験しやすい環境を整え、採用人数の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** いずれにしろ、いろいろ採用等、努力されていることはよく分かっています。なかなか募集してもというところも、今までの質疑、質問等のやりとりで分かってはいるのですけれども、なぜそうなのかというところをやはりしっかり分析して、それを反映させていく必要があると思います。

これは質疑ですので、ここでやめておきます。

第2点の組織改編についてですが、これは副市長の説明の14ページ、部・課等別の算出の内容説明を46ページから177ページに掲載しておりますのでということで、それを見てみると、若干の組織改編がされています。

この組織改編の効果について、目的とか効果について確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

組織改編につきましては、人員や予算、限られた行政資源を最も効果的に活用できるよう、業務の優先度や必要性に応じて変更を行う場合、業務のスムーズ化・効率化、新たな行政ニーズへの迅速な対応など、市民サービスの向上に向けた目的のために実施する場合がございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** ここでちょっと再確認なのですが、繰り返しになるかもしれません、その職員数が令和7年度は令和6年度と比べて、予算編成の段階では少なくなるだろうという中、この組織改編は少ない予定の人数で組まれて、それで効果をきちんと発揮できる、そういう組織改編をされたのか、確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

近年、ここ3か年ぐらいでございますけれども、働き方改革の取組や業務の効率的な体制の見直しで、職員の時間外勤務につきましては減少の傾向にある状況にございます。

こういった中、新たな行政ミッションや市民ニーズに対しまして、的確に対応する部署を新たに設置することや機構を変更することによりまして、さらなる効率的な業務体制が構築できるものと考えております。

今回の組織改編につきましては、さらなる効率性が高まっていくものと考えております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では引き続いて、今度は質問2のモノの部分から確認していくたいと思います。

第1点は災害防災対策ですが、市長の総括説明の最初のところで、未来プロジェクトを中心について、市民の安心安全な暮らしを守るということで、これをもう少し具体的に見てみると、当初予算の概要別冊6ページに、防災関係のことが出てきます。

まず、災害防災対策で地方財政対策には、緊急浚渫推進事業費の拡充・延長というものがあります。この予算を市民の安心安全な暮らしを守るという立場から、アとして緊急浚渫推進事業費を、今回の令和7年度予算では活用されているのでしょうか、確認します。

**執行部** 緊急浚渫推進事業費の活用についてのお尋ねでございます。

緊急浚渫推進事業債は令和元年に発生した台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等を受けて、地方団体が行う河川等の浚渫経費について発行が可能となり、令和2年度から令和6年度までの特別措置として、地方債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%が講じられたものです。

本市では、この事業債を活用し、令和2年度から令和5年度にかけて、河川や調整池など延べ65か所、決算額として5,589万円、令和6年度は20か所、決算見込額として1,590

万円の浚渫工事を実施してきたところでございます。

このたびの地方財政計画において、農業用排水路に係る浚渫も対象に加えられ、特例措置の期間が令和11年度まで延長されたことから、引き続き、緊急浚渫推進事業債を効果的に活用していきたいと考えております。

なお、令和7年度は予算額として1,400万円を計上しており、優先度が高い箇所から順次浚渫を実施する予定です。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 地域では、いろいろそういう浚渫等の話を聞きます。今の話でよく分かりましたので、しっかり対応していただきたいと思います。

次にイですが、公営企業債（防災対策事業）の活用ということで、これも地方財政対策で、公営企業債の創設というものが出てきます。

これも防災に対して有利な事業債だと思うのですが、これについても防災といった市民を守るという立場で活用されているのかどうか。令和7年度、確認いたします。

**執行部** 公営企業債（防災対策事業）の活用についてのお尋ねです。

令和7年度の地方財政計画では、水道等の防災対策の推進として、公営企業債（防災対策事業）が創設されます。

これにより、水道施設が被災した際の応急給水のための給水車や防災用井戸、可搬式浄水設備など、設備の整備において、普通交付税措置の手厚い公営企業債の発行が可能となります。

なお、借入れに係る条件など、内容が具体的に現在では示されておりません。

そのことから、活用につきましては詳細が判明次第、水道局としっかり検討を進めたいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

質問2の第2点の物件費です。これは総括説明の1ページ目、概要説明の11ページ目に物件費の増加等と出てきています。

物価高騰でいろいろなところが大変な中ですが、地方財政対策では、まず、ア、自治体施設の光熱費の物価高への対応として、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費に400億円を計上。令和6年度と同額を交付税対応していますということですが、これは令和6年度は対応されたことをたしか覚えているのですが、令和7年度については、この対策のとおりに対応されているかどうか、対応される予定かどうか、確認します。

**執行部** 自治体施設の光熱費への対応についてのお尋ねでございます。

各公共施設の光熱費につきましては、各施設の令和6年度の予算執行状況に加えて、電気設備

の省エネ化を進めていることや、令和7年度中に電気料金の値下げが見込まれること、こういったもろもろのことを考慮して必要見込額を算出しております。

そういうことですから、地方財政対策も踏まえながら、適切に予算には反映していると考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今のちょっと確認なのですが、交付税措置でしたか、これ交付税の費用単位なのか分からぬのですが、それには宇都宮市も入っているということなのか確認します。

**執行部** お答えいたします。

基準財政需要額と収入額との差で交付税措置は決まってまいりますが、費用計算の中で、そういった地方財政対策がされておりますので、宇都宮市もそれに倣って、積算していくこととなります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 状況を見ながら適切な措置をお願いしたいと思います。

それで、2ページ目のイに入りますが、これも、地方財政対策や地方財政計画において、物価高への対応ということで、今度はごみ収集、学校給食など、自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、600億円を計上ということで、令和6年度に比べて300億円は増やしますよとなっています。

本市での令和7年度の学校給食等の委託料への対応について確認します。

**執行部** 学校給食等の委託料への対応についてのお尋ねでございます。

委託料につきましては、令和7年度予算編成に当たって、手順としては、これも業務の入れ替わりや仕様変更などもある中で、過去の類似業務の実績額の確認に加えて、複数の参考見積書を収集するなど、近年の物価高の影響も踏まえながら、適正な所要額の計上に努めたところでございます。

なお、学校給食の配送、調理等の委託料は、労務単価の増等により、約4億6,400万円、令和6年度当初予算と比較すると、約1,200万円の増となっています。

今後も物価高の状況を注視しながら、必要に応じて、補正予算等の措置を講じるなど、地元事業者等へ負担を転嫁することのないよう、適切に対応してまいります。

以上です

**委 員（時田 洋輔 君）** 場合によっては委託料と合わせて年度途中や契約の途中で解除という事態も全国でも起こったりしていますので、そこは、やはり地方交付税でもきちんと増額されているということを踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと思います。

質問の3では、お金の部分についてです。

第1点は地方交付税について確認したいのですが、地方財政対策では地方交付税は1.6%の

伸びになっていたと思います。

しかし、本市では令和6年度と比べて、令和7年度は減ですが、この違いは何なのでしょうか。適正な地方交付税、適切な額として算出されているのでしょうか。ちょっと疑義がありますので確認いたします。

**執行部** 地方交付税の伸び率の地方財政対策との違いについてのお尋ねです。

令和7年度当初予算における地方交付税、普通交付税は92億4,000万円、令和6年度は94億1,000万円、こちらと比較して1億7,000万円の減。比率してマイナス1.8%となっております。

一方、財政運営の指針となる地方財政計画では、令和7年度の地方交付税、普通交付税は令和6年度に比べてプラス1.6%とされております。この伸び率は、地方全体での平均が示されているもので、自治体ごとの増減率とは、異なってまいります。普通交付税は、標準的な行政水準を維持するために必要な額である基準財政需要額から標準的な一般財源とされる基準財政収入額を差し引くことで求められ、この需要額と収入額の見積りに当たっては、国から地方財政対策を踏まえた推計方法が示されてまいります。

このうち、基準財政需要額の事業費補正及び公債費の項目については各自治体において普通交付税が措置される市債の発行状況に応じて見込むこととされております。したがって、こちらは地方財政計画とは乖離してまいります。

また、基準財政収入額のうち、市民税法人税割及び利子割交付金につきましては、交付税算定上の収入額と実際の課税実績が乖離した場合、次年度以降に是正される精算制度が設けられております。こちらも、各自治体で金額が異なってまいります。

こうしたところから、地方財政計画と本市の令和7年度当初予算とでは、地方交付税の伸び率が異なっているものと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** なぜ、確認したかというと、懸念されるのは、その見積りで、少なめにしてしまって、結果として最後は対策計画どおりの交付税が入ってきて、それでは適切ではないのではないかというちょっと疑義であったのですが、今の御回答でそういうことということを認識しました。

次に第2点、これも同じような視点からなのですが、人件費の伸び率がこれも地方財政対策と違っています。

本市では、令和6年度と比べてマイナス1.5%、地方財政対策では3.7%の伸びですが、これも全国で同じように、令和6年度に人事院勧告で人件費は伸びているはずなのですが、それに伴って3.7%、これ以外もあるかもしれません、伸びを国は示しているのだと思いますが、なぜ本市は1.5%、逆に減っているのかということを、これも大丈夫かなというところで地方

財政対策との違いについて確認します。

**執行部** お答えいたします。

まず今、地方公務員を含む公務員の退職制度でございますけれども、定年延長制度が行われておりますとして、1年ごとに定年退職者が出るという状況になっております。

そうしますと、退職手当が多い年、少ない年が毎年交互に来るということですので、国は地方財政対策の人事費を算定する上でこの退職手当を平準化して、算定しているわけです。

本市におきましては、令和7年度は定年退職による退職者がいない状況でございますので、令和7年度当初予算には、早期退職見込者数の退職手当しか算定し計上していないと。

これによりまして、令和6年度と比較しますと、令和7年度の人事費のうちの退職手当が約4.2億円の減ということになりますので、このあたりが主な要因で地方財政対策の率と大きく乖離が生じている状況でございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 再質疑なのですが、ということは、令和8年度の予算を組もうとした場合に、国は平準化しているから、逆転現象というか、ちょうど国の示すものと同じような伸び率があったりとかという。要するに令和7年度が不当に下げているというわけではないですねという、令和8年度でまた調整されてくるという見方でよろしいのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

予算参考資料の196ページ以降の職員数あるいは各会計ごとの人事費を計上させていただいておりますが、やはり1人当たりの平均額というものは上がっております。

これ、人事院勧告に基づきます給与改定を本市としても当然遵守して改定しておりますし、そういう意味では、近年の人事費の上昇分については当然勘案した計上をしております。

そういう観点からいきますと、令和8年度におきましては確かに定年退職者が出でまいりますので、職員数の総数の関係も出てくると思いますけれども、こちらの地方財政対策の率と近い、あるいはそれを上回るという可能性は十分あると思っています。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 次は質問4の情報についての部分ですが、市長の総括説明でEBPMや共創の考え方を取り入れて、効果的な施策を構築しましたと、いつもおっしゃっていることで本当、しっかりとそこは進めていただきたい、期待するところです。

では、そのEBPMの手法を活用する上でのデータ等の情報の共有は、構築する上で、やはり必要になってくると思うのです。ばらばらにやってしまったら、それぞれの縦割りで終わってしまって、全体の構築で結果が見えてこない、出てこないという可能性もあります。

合成の誤謬とか経済用語でありますけれども、そういう面からこのデータ等の情報の共有、しっかりと令和7年度の予算編成に当たって、また、令和7年度も執行するに当たってしっかりとでき

る予定でしょうか、確認です。

**執行部** お答えいたします。

E B P Mの手法を活用する上でのデータ等の情報の共有についてのお尋ねでございます。

本市では、令和2年度から、E B P Mの手法を積極的に活用し、効率的、効果的な施策の構築に努めてまいりました。

その取組の一環として、令和4年度からは、エビデンスの補足として、市民の住みやすさや市の施策に対する満足度と重要度等をお尋ねする市民意識調査を毎年実施しております。この調査結果につきましては、施策展開に向けた基礎資料として職員研修にも取り入れ、エビデンスに基づく施策の進捗確認や見直し等に生かすとともに、まちづくりや施策の方向性等を協議する場においても活用しており、共有を図っています。

また同じく、令和4年度からは携帯電話の位置情報で取得する人流データの活用を進めています。来訪者の性別や年齢、居住地などの属性を収集し、施設やイベント等における人の流れを把握し、事業効果の検証や将来予測等の分析に活用できるよう、職員研修などで周知を図っております。

さらに、令和4年度から実施しているB P Rについても、その効果データ等、職員研修や府内向けの報告会等で活用するなど、情報の共有とともに、業務効率化の取組の横展開に努めております。

なお、令和7年度から取り組むフロントヤード改革モデルプロジェクトにおいても、窓口事務の効率化及び待ち時間短縮のため、来庁者の申請データや受付ログ等を収集し、A Iによる分析を行うなどを予定しており、得られた情報については可能な範囲で、広く業務改善等に生かしていきたいと考えております。

今後もこの姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 最後、質問5ですが、市長の総括説明の2ページで最後、これらの予算の執行を通して、共創のもと、連携したまちづくりを展開していきますということで、今ある質疑してまいりましたが、やはりモノ、カネ、情報については人が活用することによって初めて資源となってきます。最も重要な経営資源はヒトだと考えられるのですが、質疑しましたようにヒトについては職員数、予算編成段階ですが、少なくなるということで、本当にしっかりと予算を執行していくのか、E B P Mとか、交付税の使い方とかも確認してきましたが、改めてこの令和7年度の予算そういう状況の中、どのように予算を執行していくのかを最後に確認いたします。

**委員長（猶 克実 君）** 執行部、答弁時間ほど延長します。執行部。

**執行部** お答えいたします。

令和7年度当初予算、一般会計の規模は令和6年度と比べまして、4.2%増加しております。

しかし、その主な要因といったしましては社会保障の充実に伴う扶助費、あるいは物価の高騰等も反映した物件費の増加で、これらは必ずしもそれに連動して職員が必要になるというものとは考えておりません。

しかしながら、予算を適切に執行することで、地域経済の活性化、活力あるまちづくりにしっかりとつなげていくことは重要なことでございますし、引き続き、個々の職員の能力や組織パフォーマンスの最大化が図れるよう、職員の育成、あるいは適材適所の人事配置、働き方改革のさらなる推進や公平公正な人事評価、心理的安全性の確保など、職場環境の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 時間ですので、御協力ありがとうございます。

いずれにしろ、市民サービスの低下とか、人が足りない、物が足りない、お金が足りないとならないようにということを、しっかりとしていただきたいと意見して終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** これで、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑を終結します。

以上で、本日の予定は終了しました。

次回は明日、18日（火曜日）午前10時に委員会を再開し、一般会計当初予算歳出に対する質疑を行います。

なお、一般会計当初予算歳出に対する質疑の通告受付時間は、ただいまから午後5時まで及び明日、18日（火曜日）は午前8時30分から午前9時30分までとなっております。

---

**委員長（猶 克実 君）** 本日は、これで散会します。

———— 午後2時3分閉会 ———

令和7年3月18日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇部市議会



宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

**1 日 時** 令和7年3月18日（火）  
午前9時58分から午後4時50分まで

**2 場 所** 議場

**3 事 件** 一般会計当初予算歳出に対する質疑

**4 出席委員（25名）**

委員長	猶克実君	副委員長	岩村誠君
委員	青谷和彦君	委員	芥川貴久爾君
委員	浅田徹君	委員	射場博義君
委員	笠井泰孝君	委員	唐津正一君
委員	河崎運君	委員	甲谷理温君
委員	木原大介君	委員	鴻池博之君
委員	志賀光法君	委員	重枝尚治君
委員	城美暁君	委員	眞宅宣昭君
委員	時田洋輔君	委員	新村秀雄君
委員	西村享平君	委員	林豊廣君
委員	早野敦君	委員	松岡伸一君
委員	三好保雄君	委員	山下則芳君
委員	吉松剛君		

**5 欠席委員（2名）**

委員	荒川憲幸君	委員	五十嵐仁美君
----	-------	----	--------

**6 その他の出席者（1名）**

議長	山下節子君
----	-------

**7 説明のため出席した者**

常勤監査委員	廣中昭久君	会計管理者	中村香奈恵君
総務部			
部長	大畑秀幸君	次長	濱原貴宏君
防災危機管理監	白石徹君	防災危機管理課長	金子豊君
防災危機管理課副課長	江本賢二君	財産管理課長	羽根伸宏君
財産管理課副課長	大石宗孝君		
総合政策部			

部長	古林 学	君	次長	田中 弓子	君
次長	中村 淳一	君	財政課長	入江 慎一	君
行革推進課長	弘中 秀治	君	連携共創推進課長	藤田 美佐子	君
連携共創推進係長	宗像 香織	君			
観光スポーツ文化部					
部長	青山 佳代	君	次長	森本 哲也	君
次長	白井 幸雄	君	観光交流課長	上田 優作	君
観光交流課副課長	河野 祐治	君	観光交流課副課長	東原 裕美	君
ときわ公園企画課長	山田 将司	君	ときわ公園企画課副課長	上原 貴文	君
ときわ公園整備課長	三隅 浩俊	君	ときわ公園整備課副課長	岡本 隆志	君
スポーツ振興課長	明徳 義和	君	スポーツ振興課主幹	岡田 英治	君
スポーツ振興課副課長	東野 伸行	君	スポーツ振興課副課長	植本 美和子	君
文化振興課長	中祖 敏文	君			
市民環境部					
部長	黒瀬 寛文	君	次長	床本 晋二	君
次長	上田 康次郎	君	市民活動課長	小林 圭一郎	君
市民活動課副課長	鈴木 央子	君	市民活動課副課長	坂田 雅之	君
人権・男女共同参画推進課長	半田 操	君	人権・男女共同参画推進課副課長	山口 進	君
マイナンバーカード推進課長	民谷 有弘	君	市民課長	杉山 孝博	君
市民課副課長	北川 美亜	君	環境政策課長	神代 克徳	君
環境政策課副課長	西岡 茂	君			
健康福祉部					
部長	佐々木 里佳	君	次長	島田 伸弘	君
次長	加生 明美	君	障害福祉課長	西條 元康	君
障害福祉課副課長	大上 志麻	君	高齢福祉課長	内田 明美	君
高齢福祉課副課長	伊藤 淳	君	健康増進課長	伊藤 志奈子	君
健康増進課副課長	奈須 智孝	君			
こども未来部					
部長	濱田 修二	君	理事	谷山 幸恵	君
次長	原田 研治	君	こども政策課長	西中 和豊	君
こども政策課副課長	水津 弘幸	君	こども政策課副課長	小川 直子	君
産業経済部					
部長	林 孝之	君	次長	村岡 和弘	君

次 長	石 津 宜 孝 君	商工振興課長	野 村 康 雄 君
商工振興課副課長	諫 訪 智 子 君	成長産業創出課長	中 村 勇一郎 君
成長産業創出課副課長	川 本 満 隆 君	地域ブランド推進課副課長	河 野 久美子 君
農業振興課長	岡 本 賢一郎 君	農業振興課主幹	富 田 宜 孝 君
農林整備課長	元 井 繁 樹 君	農林整備課副課長	大 道 浩 史 君
水産振興課長	谷 信 幸 君		
都市政策部			
部 長	磯 中 克 文 君	次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君	交通政策課長	新 原 英 宜 君
交通政策課副課長	和 田 裕 君	中心市街地活性化推進課長	上 田 靖 之 君
中心市街地活性化推進課副課長	安 部 達 也 君	中心市街地活性化推進課にそわい創出係長	落 合 有 君
住宅政策課長	上 原 学 君	住宅政策課副課長	渡 邊 哲 文 君
住宅政策課副課長	高 橋 智 宏 君	建築指導課長	沖 永 靖 行 君
建築指導課副課長	中 尾 和 武 君		
土木建設部			
部 長	村 上 守 君	次 長	福 田 宗 弘 君
次 長	國 司 哲 也 君	道路整備課長	中 村 伸 一 君
道路整備課副課長	田 中 祐 治 君	道路整備課副課長	池 森 圭 治 君
教育委員会			
教 育 長	野 口 政 吾 君	部 長	床 本 博 君
次 長	中 村 大 吾 君	教育施設課長	高 下 秀 秋 君
教育施設課副課長	河 野 剛 君	学校教育課長	佐々木 英 樹 君
学校教育課副課長	長 嶺 茂 雄 君	学校教育課副課長	濱 野 愛 華 君
教育支援課長	藤 井 伸 君	教育支援課副課長	井 上 浩 之 君
社会教育課長	井 上 篤 史 君	社会教育課副課長	林 健 二 君
学校給食課長	岡 田 伊都子 君	学校給食課副課長	神 田 真 一 君
図書館副館長	藤 本 美由紀 君		
選挙管理委員会			
事 務 局 長	石 川 綾 子 君	選 挙 課 長	浦 田 佳 宏 君

## 8 事務局職員出席者

局 長	秋 本 秀 美 君	次 長	岩 崎 勝 君
議事総務課長	吉 武 智 子 君	議事総務副課長	橋 本 佳 子 君

議事調査係長 木村美紀君 記 高木徹也君  
書記 川村真由美君

---

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（猶克実君） おはようございます。ただいまから、委員会を再開します。  
なお、荒川委員、五十嵐委員は、欠席の旨の届出がありました。  
次に、本委員会の傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

---

委員長（猶克実君） これより、一般会計当初予算歳出に対する質疑を行います。  
質疑は、款ごとに、通告順に行います。  
委員、執行部の皆様には、引き続き、的確に質疑、答弁されますようお願いをいたします。  
なお、本日以降の一般会計当初予算歳出、一般会計当初予算歳入及び一般会計当初予算継続費、  
債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑並びに特別会計当初予算に対する質疑は、それぞれ個別・具体的な事業、経費等について疑義をただすものとします。

---

委員長（猶克実君） それでは、まず議会費について、質疑を行います。  
質疑の通告はありません。  
これで、議会費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶克実君） 次に、総務費について、質疑を行います。  
9名の委員から、通告があります。  
まず、順位第1番、射場委員の発言を許します。射場委員。  
〔委員 射場博義君 質問席へ移動〕  
委員（射場博義君） おはようございます。  
早速、質疑をさせていただきます。  
予算参考資料の77ページになります、自治会事務助成金8,568万円の件ですが、まず、最初に、今本当に自治会の運営がなかなか厳しく、持続が厳しい状況になりつつあるのですが、今回、この助成をするということで、市としてどのような形で、今後進めていきたいかを考え、今回の予算に込められている狙いを紹介いただきたいと思います。

執行部 お答えします。  
自治会事務助成金8,568万円についてですが、これは宇都市事務協力団体に対する助成金交付条例に基づき、市の事務執行に自主的に御協力いただいた団体——自治会になりますけれども、自治会に、世帯数に応じて交付するものとなっております。

したがいまして、本助成金に関しては自治会への支援を目的としているというものではございません。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

ということは、この政策的な狙いというのはなくて単純に事務の手数料という形での助成というふうに理解してよろしいということですね。

はい、分かりました。

もう1点だけ、この今の助成金の使い方なのですが、これまでと比べて今回の金額も含めて、使い道の評価としてはどういうふうに考えていらっしゃるか。

**執行部** 本助成金の使途に関しては、特に市として制限を設けておりませんので、自治会活動の活性化のために有効に活用していただければと考えております。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

結構大きいお金なので、しっかりとこのお金の使い方というのも、いま一度検証するべきかと考えております。

続きまして、その下にあります電子回覧板導入助成金なのですが、これまで実証実験的に実施したとなっているのですが、今回は198万円ということなのですが、まずは、これの実証された効果というのをどういうふうに見ていらっしゃるか。

**執行部** お答えします。

電子回覧板アプリの実証実験を令和6年度に行いまして、5自治会ほど御参加いただきまして、この2月に成果報告会として、御意見をお伺いしたところです。

その御意見の中では、「回覧について配布物が少なくなった」、また、「自治会で管理する駐車場の予約アプリ等で役員の負担が軽減された」といった肯定的な御意見をいただいた一方で、「スマートフォンを持っていない」、また、「活用が難しい高齢者がいる」とか、「広報の配布物など紙の媒体でも配らなければいけないということが二度手間になった」というような御意見をいただいたところです。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

メリットデメリットということで御紹介いただきました。

それを踏まえて、今回、予算化されているということなのですが、今後どの程度の自治会が、これを利用されるかという導入見込みを紹介いただけたらと思います。

**執行部** 当初予算に計上しておりますが、導入経費として約6万円程度を見込んで、30自治会程度が御参加いただければというところで予算計上しております。

2月に実施した成果報告会の際に、市内の自治会長に参加の御案内をしたところ、19自治会、22名の方が御参加いただきましたので、一定数の需要があると考えております。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 30自治会ということですね。はい。

ちなみに、宇都市全体で何自治会があるか。

**執行部** 800弱程度の自治会があるというふうに認識しております。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございました。

800弱自治会の中から30自治会を今、考えているということですか。分かりました。

続きまして、次に参ります。

予算参考資料の78ページですが、下のほうの交通安全対策費ということで692万4,000円についてですが、今回交通事故、交通安全対策ということで、まず最初に、お聞きしたいのが、これまでの交通事故等の傾向を少しもしかれば、近年の御紹介をいただければと思います。

**執行部** まず、本市の交通事故件数についてですけれども、令和5年度では4,958件の交通事故が発生しております。

令和6年度では4,723件に減少しているということで、減少傾向にあるということは言えると思います。

また、さらに令和6年は交通死亡事故がゼロ件だったというところで、非常に珍しいことだというふうに聞いておりますが、引き続き、死亡事故ゼロができるよう交通安全を推進していくたいと考えております。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

減っているということなのですが、依然4,000件台はあるということで、なるべくこれを減らしていくということで、また今から新入学童とかの時期が始まりますので、是非この金額の有効的な使い方ということを検討いただきたいと思います。

続きまして、予算参考資料の84ページの下の段の窓口DXSaas導入経費ということなのですが、まずこれを導入する上で、どういうふうな窓口が対象になるか、その辺を御紹介いただきたいと思います。

**執行部** まず、窓口DXSaas導入経費2,240万円の内訳について御説明させていただきます。

現在使用している窓口業務支援システムは、令和8年の2月末に国が推奨する窓口DXSaas版システムに変更する経費2,048万2,000円と、その保守料36万1,000円、それから、ガバメントクラウド利用料——ガバメントクラウドというのはデジタル庁が整備する政府共通のクラウド基盤のことです——その利用料として154万円、それから最後にその他消耗品など1万7,000円で、合計2,240万円となっております。

今、射場委員御質問のどういった窓口で活用するのかということでございますが、引っ越しや

婚姻、出産、死亡などのいわゆるライフイベントに関する手続の受付を行う窓口と、それに関連する福祉、子供、それから税などの窓口で活用する予定でございます。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

市民環境的なところということで、入札して業務を行う窓口は対象ではなくて、市民がサービスとして利用するという、そういう窓口での利用ということですね。はい、分かりました。

S a a Sを導入して、今度、我々市民側が受付で手続をするわけなのですが、これがどういうふうに変化していくか、今回の導入によって、それをちょっと御紹介いただければと思います。

**執行部** このたび、新たに、システムへの入力作業や証明書発行作業を自動化する仕組みを取り入れますので、市民の方の待ち時間の短縮が見込まれるという状況でございます。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

具体的にちょっと作業が減るのか、市民が今まで紙に書いて持ち込んだり、その辺はどう変化するのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

具体的に言いましたら、今まで例えば申請書を書いていたものを書かないというところで負担が減るというところでございます。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

それというのは、端末かなにかで操作するとか、そういう意味ですか。

**執行部** 記入するのではなく、聞き取りによりまして、こちらの職員側が端末で操作をするとすることになります。

以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** 射場委員、同じ質問になっております。

**委 員（射場 博義 君）** すみません。

ありがとうございました。

これは導入ということなのですが、この導入で一番ポイントになるのが、今度はマイナンバーカードで、確かS a a S導入のときには、大体関連づけられている話なのですが、今回、マイナンバーカードがあると思うのですが、普及率とこれに活用するということがあるのかお尋ねします。

**執行部** まず、マイナンバーカードの普及率といいますか、保有枚数率を御説明させていただきます。

令和7年2月末現在で宇都市のマイナンバーカードの保有枚数率は79.6%となっていると

ころでございます。

これを新しい窓口DXSaaSシステムで活用するかどうかというところなのですが、これはマイナンバーカードから、住所、氏名、生年月日、性別の4情報をシステムに取り込むことで、職員の事務負担が軽減され、手続のスピードが上がることが見込まれます。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 利便性が上がるということで、ぜひ有効に使っていただければと思うのですが、約80%の方が持っているいらっしゃるということですが、あと20%の方はお持ちでないということなのですが、もし手続のときに忘れたというとき、マイナンバーカードなしの場合の手續はどういうふうになるのでしょうか。

**執行部** マイナンバーカードを持たれていない方につきましても、窓口で職員が聞き取りをして、受付けをすることができます。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

こういうふうな新しい機器のシステム導入ということで、利便性を上げて、市民サービスの向上に頑張っていただければと思っています。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、射場委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、吉松委員の発言を許します。吉松委員。

〔委員 吉松 剛 君 質問席へ移動〕

**委 員（吉松 剛 君）** おはようございます。

早速、質問をさせていただきます。

款15の総務費、項10の総務管理費、目34の企画費、予算参考資料の62ページ、予算説明書の144ページにあります連携共創推進経費、連携共創によるまちづくりの推進等に要する経費の中のまちライブラリー@ゆめタウン宇部（仮称）の整備等に係る経費5,500万円についてですけれども、その5,500万円のまづ内容を教えてください。

**執行部** お答えいたします。

まちライブラリー@ゆめタウン宇部（仮称）の整備等に要する経費として5,500万円についてですけれども、まず店内を改装するための、整備費負担金として4,500万円、それから令和8年度の供用開始に向けた準備委託費として700万円、株式会社イズミに支払う敷金として300万円を計上しています。

**委 員（吉松 剛 君）** ありがとうございます。

令和8年度からの供用開始ということですけれども、実際運営する業者の決定方法を教えてください。

**執行部** 決定方法、契約方法になるかと思うのですけれども、こちらにつきましては、契約の形態等につきましては、今後協議して進めていきたいと考えております。

**委員長（猶 克実 君）** 今後協議するということらしいです。吉松委員。

**委 員（吉松 剛 君）** 分かりました。

令和8年の供用開始に向けて、それまでの詳細スケジュールがもし分かっていましたら教えてください。

**執行部** スケジュールにつきましては、まず、現時点では、令和7年12月頃から工事を始めて、3月までには完了予定としております。

工事と並行して、ワークショップを含めた立ち上げ準備を行う予定としております。

それから供用開始につきましては、現時点では、令和8年4月頃を予定しております。

**委 員（吉松 剛 君）** 令和8年4月を予定しているということですので、それに向けてしっかり業者決定等も含めてやっていただきたいと思います。

せっかくいいものをつくるのですから、皆さんに喜んでもらうような施設になるということを期待して、質問を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、山下則芳委員の発言を許します。山下委員。

〔委員 山下 則芳 君 質問席へ移動〕

**委 員（山下 則芳 君）** 今、私の最初の連携共創推進経費の質問は吉松委員がしましたので、これは割愛させていただきたいと思います。

2番目の款15総務費、項10総務管理費、目28財産管理費、予算書140ページ、予算参考資料54ページ、公共施設等包括管理業務経費について、7億4,453万8,000円の業務委託の内訳と、もしそのそれぞれの経費が分かったら教えてください。

**執行部** お答えをいたします。

令和7年度当初予算におきましては、公共施設等包括管理業務経費といたしまして7億4,453万8,000円を計上しております。

対象となる施設が120施設あるこの業務になりますけれども、内訳としましては、消防、電気等の設備点検や、清掃、警備、宿日直業務などを実施する保守点検業務が約5億7,200万円、1件30万円以下の小規模修繕を実施する修繕業務が約7,900万円、保守点検業務や修繕業務をマネジメントいたしますマネジメント業務が約9,400万円となります。

以上でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** ありがとうございました。

代表質問で私の会派の代表が質問しましたときに、導入効果があったと思いますけれども、もう一度導入効果等詳しく教えてください。

**執行部** お答えをいたします。

導入効果につきまして、まず専門家による知識をもとに、120の施設がより安心安全に保たれるというところがあろうかと思います。

業務によりまして、先ほどの説明の中でマネジメント経費が増額をいたしますけれども、それに伴う職員の事務負担の軽減というところで相殺されると認識しております。

以上でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** 分かりました。

そのマネジメント経費というのは、年々下がるのですか、それともずっと一緒なのですか。

**執行部** お答えをいたします。

多少増減しますけれども、基本的には同水準が必要となってきます。

以上でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** 分かりました。

それで、この包括管理の中に15の指定管理施設がありますよね。

それと内容的に今言った内容がダブっているのですけれども、その辺はいかがですか。重複とかあるのですか。それとも、それは除いて、指定管理料が減るのですか、どうでしょうか。

**執行部** お答えをいたします。

指定管理施設におきましても、包括管理委託の対象施設としておりますけれども、現在指定管理者が実施しております維持管理業務につきまして、包括管理に移行するということはございません。

以上でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** 指定管理期間が5年とある中だからそうなるのか、それともそれを過ぎたら、新たに指定管理の中で外していくのか、いかがなのですか。

**執行部** お答えをいたします。

まずは、指定管理という業務につきましては、建物を活用した貸館業務や自主事業などのソフト事業が主となっております。

また、今から実施いたします包括管理業務につきましては、基本的には施設のメンテナンスが主となっておりますので、今の御提案につきましては、今後、実施していく中で、今後の状況を踏まえながら、施設管理課とともに研究していきたいと考えております。

以上でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** 分かりました。

指定管理の種類の項目の中に施設維持管理とか、清掃、点検とかが入っていますので、その辺を今後十分検討していただきて、今後の指定管理の項目からどうするのか、さらなる経費削減になるように努めていただければと思います。

以上で終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、山下委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

[委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動]

委 員（青谷 和彦 君） 皆さん、おはようございます。令心会の青谷でございます。

それでは早速、質疑をさせていただきます。

まず、最初は、款15総務費、項10総務管理費、目34企画費、予算参考資料62ページ、SDGs推進経費の宇部市SDGs私たちの未来共創補助金の事業概要についてお尋ねします。

執行部 お答えします。

まず、市民団体、企業、学生などが行うSDGs達成に向けた持続可能な活動の促進を目的としまして、本市の社会的な課題や地域課題の解決に資する先導的な事業、また、取組に対して補助金を交付するもので、一般枠と学生枠がございます。

このほかに、先導的な地域活動を促進する地域枠を設けまして、誰もが安心安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域づくりのために、地域課題の解決につながる先進的かつ市内どの地域においても活用が可能となる取組に対しても補助金を交付しております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

今、予算規模が260万円で、補助金の一般枠と地域枠とのお話をありました。

その内訳というのが分かれば教えてください。

執行部 260万円の内訳のうち、一般・学生枠については200万円、それから地域枠につきましては60万円となっております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） それぞれの団体の数もあわせて教えてください。

執行部 お答えいたします。

まず、一般枠、それから学生枠につきましては、上限が20万円となりますので、大体10団体を想定しております。

地域枠60万円につきましては、上限額が30万円なので、2件を想定しているところです。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） その中で地域団体が取り組まれるというのは、どういう効果というか目的があるのか教えていただけますでしょうか。

地域団体のSDGsに関する活動というかその目的について教えてください。

執行部 地域枠につきましては、地域において先ほども答弁いたしましたとおり、先進的かつ市内の地域においても活用が可能となる取組に対して、補助金を交付しております。

ちなみに令和6年度では神原地区と原地区において、デジタルを活用したアプリなどの事業が行われております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それで、地域枠というのは結構幅広く活用できるという理解でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは次に参ります。

款15総務費、項10総務管理費、目38男女共同参画推進費、予算参考資料79ページ、女性の暮らしやすさ推進経費、女性の暮らしやすさ推進のために要する経費ということで、この事業概要と目的についてお尋ねします。

**執行部** お答えします。

女性の暮らしやすさを推進するに当たり、令和7年度は、市民や事業者など様々な立場の方に参加していただくワーキンググループを立ち上げます。

このワーキンググループにおきまして、宇都市の現状やニーズなど調査分析を行い、その結果を踏まえて議論を重ね、取組の方向性を決めていきたいと考えております。

一応、国におきましても、若者・女性に選ばれる地方をつくるということも言っております。

若年女性の人口流出も問題になっている中で、宇都市に住み続けていただきたいというところがあり、そういう取組を構築していきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

そうすると、主な目的は30歳代の女性の方の流出が多いという中で、そこにある程度ターゲットを絞って、この事業を展開されるのでしょうか。

**執行部** そこもターゲットになってこようかと思いますが、女性の暮らしやすさでありますので、いろいろな立場の方、年代の方の声を拾いながら、方向性等も決めていければと考えております。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

100万円の経費で、幅広い女性はなかなか厳しい、当然、30歳代に的を絞るというわけにもいかないでしょうが、やはり効果を見込もうと思えば、ある程度ターゲットを絞って、施策を展開していくないと厳しいのかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは3番目、款15総務費、項10総務管理費、目35交通対策費、予算参考資料143ページ、交通政策推進経費のうちの中学生のバス運賃無料化事業に要する経費782万1,000円について、事業概要並びに算出根拠についてお尋ねします。

**執行部** 小中学生のバス運賃無料化事業の事業概要についてお答えします。

本事業は、小中学生の頃から、通学や部活動、塾の行き帰りなど、広くバスを利用することで、将来のバス利用者の増加につなげるとともに、子育て負担の軽減を図ることを目的としております。

対象となるバス路線は、宇都市交通局の運行する全路線及び船木鉄道株式会社の運行する一部路線とし、北部地域で運行するデマンドバスも対象とすることとしています。

また、小中学生には専用の乗車証を配布し、この乗車証を運転士に提示することにより、バス運賃を無料とするように考えております。

また、全体事業費 782万1,000円の内訳になります。

バス事業者への補助金が672万1,000円、乗車証及びPR用ポスター等印刷費が110万円となっております。

以上であります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

バス事業者への補助金が672万1,000円というお話でした。これは、要は小学校中学校の子供たちのバス運賃ということになろうかと思うのですが、この金額の算出根拠を教えてください。

**執行部** この費用を見込むときには、小学生は平日の利用を児童数の1%、休日の利用を児童数の5%見込んでおります。

また、中学生は平日の利用を生徒数の5%、休日の利用を生徒数の10%見込んでおります。

以上であります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

パーセンテージ、どのぐらいで使われるかは、なかなか初めての事業なので、ざっくりと言つたら失礼かもしれません、一応見込みとしてそのぐらいということなのですが、例えば見込みより乗車数が多い場合には、当然その予算的に補正を組んだりするようになるのでしょうか。

**執行部** もし、見込みより多ければ補正を考えております。

以上であります。

**委 員（青谷 和彦 君）** それと使用方法について、乗車証を配るということでしたが、例えば乗車証を忘れたときに、名札ということも——今小学校の子供たちは名札をしていないかもしないのですが、そういう乗車証を忘れたときの対応は何か考えていらっしゃいますでしょうか。

**執行部** お答えします。

原則は乗車証の提示にしようと思っておりますが、やはり見た目とかで、小中学生と分かることもありますので、運用の中で柔軟に対応できればと思っております。

以上になります。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

中学生は4月からブレザーの制服になりますので、そういうふうに気がつくのかなと思います。ぜひ、子どもたちもうつかりしたりすることがありますので、柔軟な対応ができるように、よろしくお願ひいたします。

それでは次に参ります。

款15総務費、項10総務管理費、目47防災危機管理費、今、発言通告書では2つに分けていますが、まとめて質問をさせていただきます。

まず、1つ目が予算参考資料の50ページ、防災危機管理経費の新型Jアラート受信機の整備に要する経費335万5,000円の事業概要並びに、予算参考資料の51ページ、防災・減災力強化事業費のJアラートとコミュニティFMの連携に要する経費577万5,000円の事業概要についてお尋ねします。

執行部 お答えいたします。

現在、弾道ミサイル情報や緊急地震速報など緊急性の高い情報は、国が運営するJアラートにより、瞬時に配信を行っております。

このたび国において、Jアラートの情報が地域単位で細分化して配信できるシステムを更新されることから、自治体に対しても令和7年度までに、このシステムの更新に対応した新型受信機の移行が求められております。

そのため、令和7年度予算において、新型受信機の整備に要する経費といたしまして、335万5,000円の備品購入費を計上したものです。

続きまして、JアラートとコミュニティFMの連携に要する経費についてですが、本市では、災害に強い安全なまちづくりを実現するため、防災情報伝達手段の多様化、多重化を図ってきました。

その一つとして、地元コミュニティFM放送局のFMきららと連携いたしまして、災害時に本市が発令する高齢者等避難や避難指示等の緊急情報のラジオ配信を行っております。

このたび、さらに、非常時における情報発信の迅速化を図るため、本市のJアラートシステムとFMきららの放送機器を直接連携させることとし、令和7年度予算に、全国瞬時警報システム改修委託料としまして、577万5,000円を計上したものです。

これによりまして、これまでの避難指示等の情報に加え、弾道ミサイル情報や緊急地震速報など極めて緊急性の高い防災情報をラジオで即時自動配信するようになります。

運用開始につきましては、市民交流棟がオープンします令和7年8月を見込んでおります。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

今の新型Jアラート受信機の整備ということで、今までのJアラートでは、例えば北海道にミ

サイルが飛んでも、こちらのほうに警報が出たのですが、そういうことがなくなつて各エリアで区切つて、そういう情報が発信されるということですね。はい、ありがとうございます。

それと今のコミュニティFM、FMきららの連携なのですが、主に、これは宇部市が提供している防災ラジオがメインというふうになるのでしょうか。

**執行部** Jアラートにつきまして、今までラジオでは発信できていませんでしたが、これが放送中に自動配信して、皆様に送られることになります。

それから、防災ラジオにつきましては、当然電源を切つておられましても、このJアラートが発信されることにより、自動的に起動されてラジオからその情報が流れるようになります。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

この事業を行うことで、市民の安心安全がより一層増すというような理解でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは最後です。

款15総務費、項10総務管理費、目55地域振興費、自治会事務助成等経費の中の電子回覧版導入助成金で、これは先ほど射場委員から質問がありましたので、関連質問として、導入助成金の補助198万円とあります、導入については全て補助していただけるのでしょうか、それとも限度額があるのでしょうか、教えてください。

**執行部** 導入助成に係る経費についてですが、一応上限額を現在約6万円程度と考えております。

実証実験を行つたのは結ネットというアプリですが、今、様々なアプリも開発されているので、同程度の機能を持つものであれば、導入経費に関して、助成を上限の範囲内で行っていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは、約6万円で導入費は貰えるというような理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、当然導入するからには、運営費がかかるわけですが、運営費についての補助状況はどういうふうになつてあるのでしょうか。

**執行部** 同じく結ネットによる試算をいただいているのですけれども、結ネットにつきましては基本料金として1自治会当たり300世帯未満ですと1,100円で、ランニングコストにつきましては利用単価として200世帯以下の自治会ですと、毎月110円の経費がかかるということになっておりまして、その負担が発生するということは認識しております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

利用単価は200世帯以下で毎月110円ということですが、100世帯なら毎月1万1,000円、年間約13万円ぐらいということで、今ちょっとお聞きする範囲ではなかなか自治会の財政状況も厳しい中で、何か導入するのは厳しいかなというのが自治会連合会の会長としての感想でございます。

ぜひ、導入助成金ではなくて、運営について補助をしていただけるとありがたいかなと思います。

以上で、質疑を終わります。

ありがとうございました。

委員長（猶 克実 君） 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第5番、時田委員の発言を許します。

事務局の異動がありますので、ちょっと待ってください。

時田委員。

[委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動]

委 員（時田 洋輔 君） 日本共産党宇部市議会議員団の時田です。

それでは、総務費について通告に従い、質疑いたしますが、質疑に入る前に一言申し上げたいと思います。

今回質疑の通告をした後に、これは質疑になるのか、質疑通告として受け付けていいのかという執行部からの話がありました。

やはりこれは議会への介入でありますし、そもそも、議会事務局がしっかりと複数人体制でチェックして、受け付けたものであり、議会事務局の職員にも失礼な態度だと思います。

市民の代表として、議会で質問しますし、執行部と一緒に車の両輪と言われていますけれども、本当にいい方向に一緒にやっていこうという信頼関係の中で、そういうようなことを行われたら、本当片方の車輪が取れてしまったら、進まなくなります。

厳しい質疑・質問をすることもあるかもしれないですけれども、それは信頼関係の中で、いい方向に進めて、決して個人攻撃をしているわけではありませんので、ぜひそういう立場で一緒に車の両輪としていい方向に進めていきましょう、というところをお願いいたしまして、次の質疑に入っていきます。

では、まず質問の1の日本一学生が活躍するまちづくりについてですが、予算参考資料よりも、当初予算の概要の別冊、カラーの、横の、25ページが分かりやすいと思いますので、そちらを参照しながら進めています。

これについては代表質問でもありましたけれども、もう少し令和7年度についてどうやっていくのか、市民の方から、代表質問を聞いたり、資料を見たりしましたけれども、ちょっとよく理

解できなかつたとのことで、私もなかなか理解できなかつたので、令和7年度、これ本当予算大丈夫なのかな、しっかりと執行できるのかなという立場で確認していきたいと思います。

まず、第1点目は、そもそもこの事業の目的というのを何か確認したいと思います。

**執行部** では、まず、事業の目的なのですけれども、こちらにつきましては、少子高齢化が急速に進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、若年世代の市外流出を止め、若者の定着を推進し、次世代に選ばれるまちに変化していくことが大事だと考えております。

本市には、山口大学医学部・工学部、宇部フロンティア大学・短期大学、それから宇部工業高等専門学校などの高等教育機関がありまして、多くの学生が在籍するという強みがあります。

これを生かしまして、若者の視点を市政に反映させ、大学生のアイデアを学生主体で実践する体制を構築し、さらに学生による取組を戦略的に情報発信しまして、本市を日本一学生が活躍するまちとして、ブランディングを強化していきたいと考えております。

この取組によって、次世代を担う若者に成長する場所、そして本市が選ばれ、将来的には、若者の市内定着、定住につなげることを目的としております。

**委員（時田 洋輔 君）** 若い人の成長、学生の成長と、宇部市のブランディングという、この2点が今の大きな目的なのかなという感じがしましたが、次の第2点ですが、事業内容を確認したいと思います。

**執行部** 事業内容についてですが、まず次世代に選ばれる持続可能なまちになるためには何が必要かということをテーマに、学び、考える、それから実現の3つのフェーズで取組を進めてまいります。

まず、学びのフェーズとしては、社会課題や地域課題について学び、しっかりと議論をいたします。参加する学生の公募を4月から開始する予定としております。

次に、考えるフェーズとしまして、この議論を踏まえて、市の課題に対する解決プロジェクトを企画提案してもらいます。次年度予算編成時期に合わせて、10月頃、政策発表会を予定しております。

それから、実現のフェーズとしましては、企画を実際に提案した学生たち自らも学生政策アドバイザーとして、提案企画を具体的に市の施策事業に落とし込み、実践していくことに参画してもらう予定としています。学生政策アドバイザーについては、11月頃からの活動を予定しております。

これを、単年度ではなくて、年度をまたいで、サイクルとして回していくといった仕組みを構築したいと考えております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 今のところで2点、再質疑、確認したいのですが、1点目は、学生を公募されるということでしたが、学生は授業があつたり、いろいろあつたりして忙しいので

すけれども、単に公募しただけでは集まらないのかなと。何かメリットがないと、というところをちょっと感じるのですけれども、そもそも学生が集まらないとこの事業が始まらないというところで、まずその学生の集め方、公募の仕方を確認いたします。

**執行部** まず、公募につきましては、各高等教育機関にもしっかりと訪問させていただいて、事業の説明とともに、学生への周知というのを依頼してまいります。

それから、学生のメリットというふうにおっしゃったのですけれども、実際には公募した学生の中から、この議論に参加していただく学生には、旅費程度のものはお支払いする予定にしております。

ただ、学生が集まるかということに関しては、やはり開催する時間帯も、大学、高等教育機関側としっかりと話し合って、時間の設定等をしていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

もう1個、今度は予算の話なのですけれども、1年ではなく、何年かけてということでしたが、これは単年度予算なのですよね。普通事業が続く場合は債務負担行為等で、何年間でと思うのですけれども、予算の法的な設定の仕方は大丈夫ですか。

令和8年度、もう1回新たに、債務負担行為が出ているか分からないのですけれども、ちょっと確認していないので、その辺の予算の設定の仕方というのは問題ないか確認します。

**執行部** お答えします。

仕組みとして、単年度で終わるものではなくて、継続的に行えるといいなどというふうには考えております。

予算の編成につきましては、基本単年度が原則になりますので、毎年、予算編成のときに、議会にお諮りしていくことになると思います。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、3点目の、最終的な令和7年度の目標についてどこまで到達したらいいのか、それを踏まえて今おっしゃった令和8年度へつながっていくのでしょうかけれども、そもそもまず令和7年度というのはどこに目標を掲げて、どこまで計画されているのかを確認します。

**執行部** まず、事業につきましては、初年度ということになりますので、大学生のアイデアを学生主体で実践する体制の構築、それから、提案企画を具体的に市の施策事業に落とし込んで実践していくといったところをまず目標にしたいと考えております。

それから、さらに学生による取組を戦略的に情報発信していく、そういったことも、重要なテーマの1つと考えておりますので、本市が、日本一学生が活躍するまちとして、しっかりとプランディングしていくような計画というのも考えていければと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** この項の最後、第4点ですが今、補佐官を募集されていますが、この事業の中で、補佐官の役割、補佐官がどういうことをしていくのか、どう絡んでいくのかということを確認いたします。

**執行部** 補佐官の役割についてですが、まず、学生活躍戦略補佐官にはこのプロジェクト全体を円滑、効果的に進めていくために、全体を伴走支援していってもらうことを目的にしております。

公募の際に求めていた要件としましては、日本一学生が活躍するまちとしての認知を高めていくため、ブランディングや情報発信に関する戦略を企画立案できる、それから関係者との対話、協調性といったところも重視しながら、フットワークよく、実際に学生とともに一緒に行動ができること、そのほか、市内企業や高等教育機関、大学生との人的ネットワークを有していること、そういうことを、この学生活躍戦略補佐官に求める要件としております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ここで1点確認なのですが、ということは補佐官がいないと、またこれも進まないということで、今募集をかけていますけれども、応募はありましたか。

**執行部** 公募につきましては、先週の金曜日に終了したのですけれども、申込みがございました。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 大体分かりました。

以上で、質問の1は終わりまして、質問の2に行きます。

戸籍への氏名の振り仮名記載、これ予算参考資料の83ページを中心に掲載されています。

令和7年5月、戸籍の氏名に振り仮名が記載されますけれども、今全国でも、もちろん宇都市でも、それに向けて、令和7年度も予算がついています。

全国では大変でどうしようという話も出ている中、本市では令和7年度この予算等で対応できるのかというところを確認、質疑いたします。

まず第1点目は、令和7年度この予算で、どういう具体的な業務をされる予定なのかを確認します。

**執行部** お答えいたします。

戸籍の振り仮名記載の業務についてですが、まず具体的な業務は戸籍に記載予定の振り仮名の通知をまず国民の方に発送いたします。

その通知書の作成と送付業務、実際にお送りしまして、反響といいますか、対応の業務、それから、届出書の受付け、窓口に来られて、こういうふうに届け出たいのだけれどもというような受付業務から、最後に、戸籍システムへの入力という業務がございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、それらの業務の必要人役数は令和7年度どのように算定されましたか。

**執行部** 必要な人役でございますけれども、ちょっと先ほどまず通知書を作成して発送というところですけれども、その発送した後の対応人数の想定人役につきましては、外部委託で5名を予定しております。

それから、通常の職員、正規職員も、通常業務をやりながら、一応3名ほど、これに従事すると、兼務で、というふうに予定しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 委託するにしろ、正規職員3人が兼務、通常業務をやりながらは、ちょっと大変なのではないかなという気はします。

質問第3点目に移りますけど、今の中で委託とおっしゃいましたけれども、この予算参考資料にも出ていますが、委託する業務は何かを具体的に確認します。

**執行部** お答えします。

繰り返しになることがあるかもしれませんけれども、まず2つほど業務がございまして、1つ目が、通知書を作成して発送するという業務です。これにつきましては、現在の戸籍システムのベンダー業者に委託をする予定としております。

もう1つ目の、今度発送したとの対応、例えば電話受付とか、窓口に来られたときの対応につきましては、指名競争入札で、先ほどの5名を一応募集する予定というふうにしております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 実際の戸籍への振り仮名の入力とかその辺の作業は、委託ではない、市の正規職員がされるのですか、確認します。

**執行部** 今現在、戸籍システムの入力につきましては、外部委託の職員が入力する予定しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、いいですけれども、その業務の委託先を、今おっしゃいましたね、委託先はもう。

ということで、一つ懸念するのは戸籍そのものの入力作業も委託ですし、もちろん発送郵便関係も、やはり戸籍はすごく重要な情報が入っているのですよね。

その辺を委託するに当たっての情報管理とか扱い方、情報漏えいしないようにとか、そういういろいろな方法というか、その辺はどのように担保されている、契約内容に入っているわけですから、確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

まず、委託先と契約する際、その中で、当然のことながら個人情報の保護に関する法律の遵守、それから個人情報取扱特記事項の遵守、それから最後に、個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を提出していただきまして、情報漏えいが起きないように、徹底的に管理していく予定としております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** これ大事な重要な情報ですので、本当に、そういう情報漏えいとかないように、徹底した管理をお願いしたいとともに、正規職員3人が兼務しながらは大変だと思うので、必要な人数があればやはりしっかりと配置していくという、それが情報漏えいとか、業務のミスを起こさない手だと思いますので、その辺は検討していただきますようお願いいたしまして、全ての質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第6番、浅田委員の発言を許します。浅田委員。

[委員 浅田 徹 君 質問席へ移動]

**委 員（浅田 徹 君）** 日本共産党宇部市議会議員団の浅田です。

早速、通告に従いまして開始します。

まず、1番、予算参考資料の61ページ、国勢調査経費について質疑いたします。

国勢調査経費について、まず、この国勢調査について、必要な人数というのをどのように想定されますか。

**執行部** 国勢調査の必要人数についてお答えします。

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握し、社会福祉政策等の基礎資料、あるいは将来人口推計の基礎資料を得ることを目的として行う統計法に基づく調査となっております。

この調査体制につきましては、国から示されておりまして、指導員が138名、それから調査員が994名、合わせて1,132名の方に御協力いただく予定となっております。

以上です。

**委 員（浅田 徹 君）** 分かりました。

その人数、募集はどのような方法でされるのですかお答えください。

**執行部** お答えいたします。

指導員は令和7年6月25日までに、そして調査員は7月25日までに県に推薦する必要がございます。

このため、市の広報紙、あるいはウェブサイトで調査員の募集をするとともに、各自治会に対しても、調査員の推薦を文書でお願いする予定としております。

以上です。

**委 員（浅田 徹 君）** これ、大体でいいのですけれども、ウェブサイトで応募してください

さる方と、地域にお願いする方と、大体どれぐらいの割合になりますか。

**執行部** 前回の5年前の実績で申し上げますと、令和2年となりますと、自治会推薦が約9割となっております。その他ウェブサイト等の申込み、あるいは現在統計調査員（登録調査員）という方がおられますけれども、その方を含めて、あと市職員、残りがそのような内訳になっております。

以上です。

**委員（浅田 徹君）** ほとんどが自治会の方に御協力いただいているということで、自治会の方に聞くと、やはりこの時期、国勢調査、非常に負担が大きいというのは、いろいろな自治会からよく聞きます。

自治会によっては、まだ力のある、人が揃えられる自治会はいいですけれども、やはりそういった人員が減ってきており、自治会といふのも非常に多くなってきておりまして、これをどうしようかと、頭を悩まされている方というのも非常に多いです。

何とか自治会の割合を減らして、一般的の通常の募集で、こういった調査をしていただけるように、国勢調査についても、手段を講じていただきたいと思います。

**委員長（猶 克実君）** はつきり聞こえなかったです。

**委員（浅田 徹君）** はい。自治会の負担が大きくなっていますので、自治会の負担を減らす方向で、様々な募集と手段を講じていただきたいと思います。

では、続きまして2番、交通政策推進経費、予算参考資料の143ページになります。

この公共ライドシェア実証事業に要する経費について、事業の概要と実施体制についてお尋ねいたします。

**執行部** 公共ライドシェア実証事業の事業概要についてお答えします。

本事業は、交通が不便な小野地区で、高校生などの移動手段の確保のため、地域の協力によるドライバーと車両で実施する運送事業の実証となります。

実施体制としましては、実施主体は地域団体とし、運行管理は交通事業者へのアウトソーシング、また、利用者とのマッチングや利用予約についてはアプリを活用することを検討しております。

以上であります。

**委員（浅田 徹君）** これは実証事業ということですので、何かしらあったときの責任の所在というのは、どのようになりますか。

**執行部** お答えします。

令和7年度は実証事業となりますので、全般的には市の責任のもとで実施していくものと考えております。

ただ、その事件・事故の状況や原因などにより、変わってくるものと認識しておりますし、先

進事例や国から出ているガイドラインなどを参考にしながら、実証開始までに整えていくこととしております。

以上であります。

**委員（浅田 徹君）** やはり、公共の交通手段をどのようにやっていくのかというのは様々な手段を模索しなければいけないというのが昨今の状況ですけれども、一番大切な安全性、安全でない交通手段は誰も使わないので、実証事業段階でその安全性とその責任に対しては、しっかりと備えてやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

**委員長（猶 克実君）** 何の関連質問ですか。西村委員。

**委員（西村 享平君）** よろしいですか。

今の交通対策費の中で関連質問をしたいのですけれども。

**委員長（猶 克実君）** 許可します。西村委員。

[委員 西村 享平君 質問席へ移動]

**委員（西村 享平君）** お時間いただきましたので、今の浅田議員の質問の関連質問をさせていただきます。清志会の西村と申します。

この交通対策費の中で今説明いただいたのですけれども、アプリ等で管理をしてというところになると思うのですけれども、小野地区とか北部地区で、やはり携帯電話等の電波があっても悪いというか、なかなかアプリが開けないとか、そういうこともあるのですが、そこら辺を考慮しても、アプリを使用されるというか、そこまで考えてアプリで管理するというふうに考えていらっしゃるのかというところを伺いたくて質問しました。

**執行部** お答えします。

確かに、小野地区では、どうしても電波が届かないところもあるかと思いますが、ドライバーや利用者様の登録を募集したときに、そういったところも確認しながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

**委員（西村 享平君）** 分かりました。

以上で、関連質問を終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実君）** 以上で、西村委員の関連質問も終わりました。

以上で、浅田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第7番、笠井委員の発言を許します。笠井委員。

[委員 笠井 泰孝君 質問席へ移動]

**委員（笠井 泰孝君）** 清志会の笠井でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

款15総務費、項10総務管理費、目35交通対策費、節12委託料のデマンド交通運行委託料についてお伺いいたします。

予算説明書の151ページに記載されておりまして、このデマンド交通運行委託料、令和7年度の予算といたしましては1,303万6,000円、令和6年度の予算としましては1,264万3,000円で、令和7年度の予算が39万3,000円ほど増えております。

私はこのデマンド交通、最近は利用者が少ないと聞いておりましたのですが、ちょっと微増している。このデマンド交通の運行、どの地域でどう運行されているのか、まず、質問させていただきます。

**執行部** お答えします。

宇都市のデマンド交通は予約制の乗り合いバスでありまして、本市では小野地区、二俣瀬地区、吉部・万倉地区の3地域で運行しております。

小野地区は午前10時から午後2時までの間で1日2便、二俣瀬地区は午前8時から午後2時20分までの間で1日4便、吉部・万倉地区は午前8時から午後4時までの間で1日4便を、予約に応じて運行しております。

以上であります。

**委員（笠井 泰孝 君）** 1日2便と4便のところがあるということですね。

私が聞いた、時間帯がなかなか利用しにくいという声を聞いて、それで利用されないというふうに聞いていたのですが、今、何便ということで、吉部・万倉地区が夕方の午後4時ぐらいまでとかいうことなのですけれども、意見とすれば、要するに、今、小野・二俣瀬は、逆に言うと午後2時ぐらいでもう終わってしまうということなのですけれども、要するに、朝病院に行って帰ってきたらもうそれで終わり、要するに他の仕事といいますか、他の買物とかができないという不便さを感じていらっしゃるということなので、その辺で、そういう意見を聞きましたと、夕方の午後5時ぐらいまで運行ができると、デマンド交通の利用も増えるかなというふうに思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

**執行部** 貴重な御意見ありがとうございます。

また利用者の方々に対するアンケート等を実施しまして、いろいろな意見を取り入れながら、利用促進を図っていきたいと思います。

以上であります。

**委員（笠井 泰孝 君）** 何とかよろしくお願ひいたします。

それでは2番目に入りますが、同じく151ページのニューモビリティ運行委託料に500万円の予算が今回ついております。

初めての予算だと思いますけれども、このニューモビリティ運行委託料の内容についてお尋ねい

いたします。

**執行部** お答えします。

ニューモビリティ運行委託料は、小野地区で実施を予定している公共ライドシェア実証事業に必要となる費用の一部となっております。

委託の内容は、ドライバーの遠隔点呼や予約の受付、その予約に対する配車などのためのシステム導入、これら運行管理業務のための費用の一部となっております。

以上であります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 公共ライドシェア実証事業ということですね、はい。

今、浅田委員もこの公共ライドシェアのことを言われまして、あと、本会議の代表質問で志賀委員からいろいろ質問されていた公共ライドシェアなのですけれども、なぜこの公共ライドシェアと言わなくて、ニューモビリティーという名前になったのでしょうか。

**執行部** お答えします。

このたび、宇都市ではまだ今まで実施したことのない公共ライドシェアということで、モビリティーという言葉にさせていただいたのですけれども、まだほかにも、様々な交通モードがあると思いますので、そこで公共ライドシェアと言わず、ニューモビリティーという言葉を使わせていただきました。

以上になります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 小野地区での運用ということで、公共ライドシェアということで、予算的にはシステムの利用とか、運行や予約の受付の業務をするということなのですけれども、実際、事務所は、小野でやっていらっしゃるということでしょうか。それとも関係なしに市内のどこかで事務業務をやっているということなのでしょうか。

それを先にお尋ねいたします。

**執行部** お答えします。

ドライバーや利用者の方々は小野地区になります。

しかし、運行管理は、遠隔点呼等ができるシステムを導入しまして、小野地区に限らず、運行を管理していただける事業者を募集しようと思っております。

以上になります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 分かりました。

ということは、今、実証という言葉もありましたけれども、将来的には小野地区だけではなくて北部全体に拡大する可能性はあるということなのかということをお尋ねいたします。

**執行部** お答えします。

この令和7年度の実証事業の効果を確認しまして、ここで得られましたノウハウ等をほかの地域にも拡大できるように検討していくと考えております。

以上になります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 分かりました。

一応広げていくということですね。

これを広げていこうと思ったら、今デマンド交通もやっていらっしゃる中で、ニューモビリティというか、公共ライドシェアをやるということで、デマンド交通は、多分100円か200円ぐらいかなと思うのですけれども、公共ライドシェアとなると、やはり民間の方を活用することになると、そこに料金の差が生じると思いますけれども、この利用される方に対する運賃というのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**執行部** 利用される方の利用料、運賃は、この実証事業の中で地域の方々と話し合いながら決めていきたいと考えております。

以上になります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 皆さんの反応を見ながらということでしょうね、はい。

結局今、これで公共ライドシェアを始めたときには、デマンド交通と一緒に共存している状態が続くと思うのですけれども、例えば、公共ライドシェアが増えてくれば、デマンド交通とか、その辺の考え方は今後どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

**執行部** お答えします。

まず、実証の段階では、それぞれ違った形の交通モードとなりますので、お互いが補完し合いながら、地域の移動手段となっていくのではないかと思っております。

ただ、やはりどちらかに偏りが生じたりした段階でどちらかが淘汰されるのではないかとも考えております。

以上になります。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 分かりました。

この公共ライドシェアということになると、今、地域的には北部の4地区が、一応範囲内に入っていると思うのですけれども、今言われたように、事務所は、どこかほかのところにあって、実証実験が終わった段階で、利用者がいるとなったときに、今の言う北部4地区だけではなくて、将来的には市内全域とか、その辺の考え方はいかがでしょうか。

**執行部** お答えします。

北部地域は、今現在、バスの便数も限られておりまし、タクシーの配車とかも時間がかかる中で、こういった公共ライドシェアというものを検討しようということで、実証事業を始めることに至っております。

またこれを、今度まちなかとかに広げるとなると、やはりバス事業やタクシー事業などありますから、その辺との兼ね合いとか、そういったことを検討しながら進めていきたいと考えております。

以上になります。

委 員（笠井 泰孝 君） 分かりました。

バスが通っているところは、利用される方が少ないと思いますし、バスが通っていないところがたくさんまだあると思いますので、その辺のことを、市民の方の要望を踏まえながら、この公共ライドシェアがうまくいくようにお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、笠井委員の質疑は終わりました。

次に、順位第8番、真宅委員の発言を許します。真宅委員。

[委員 真宅 宣昭 君 質問席へ移動]

委 員（真宅 宣昭 君） おはようございます。清志会の真宅宣昭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

款15総務費、項10総務管理費、目67交通安全対策費、予算参考資料の78ページになりますけれども、交通安全対策経費のうち、交通安全協会負担金について質問させていただきます。

宇部市交通安全協会の活動資金は、県、宇部市からの助成金、宇部交通安全協会会員の会費から成り立っています。

この会員の会費というのは運転免許証更新のときに、交通安全協会に入会されませんかというお誘いがあると思うのですけれども、皆さん入会されている方も多いとは思うのですけれども、その会費から成り立っております。

しかしながら、宇部市交通安全協会への入会者が、平成22年には5,400人ぐらいでしたがのが、令和5年には1,968人、大幅に減少しております。

交通安全協会は、児童生徒の交通安全の見守り活動、交通安全の啓発活動、カーブミラーや標識などの設備の整備管理などを行っております。

大幅に交通安全協会の予算が減額しているということで、活動がだんだん困難になってきております。

宇部市も、令和7年度の予算で、交通安全協会負担金221万6,000円を計上していますが、その金額の根拠と内訳を教えていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

執行部 交通安全協会負担金221万6,000円についてですけれども、交通安全協会は、宇部警察署管内において、健全な交通の発展を寄与することを目的に設置された団体でありまして、先ほど委員がおっしゃったとおり、会費や県協会、本市の負担金で運営され、その活動を支援するために負担金として計上しております。

負担金の内容につきましては、交通安全協会と協議しまして、ずっと同額できておりましたけれども、令和6年度10万円ほど増額させていただきまして、各分会や交通指導員の帽子、ジャ

ンパー等に充てていただくため、増額したところです。

以上でございます。

**委 員（真宅 宣昭 君）** ありがとうございます。

221万6,000円という金額に決まったのはもう、多分この長い間、大体この程度の金額で推移していると思うのですけど、交通安全協会と打合せされて金額が決まったのでしょうか。

**委員長（猶 克実 君）** 先ほど令和6年度より10万円増えたという答弁があったのすれども、算出根拠という質問だったので、それについて答弁してください。執行部。

**執行部** 具体的な積算根拠というのは、今ちょっと手元にないのですけども、長年交通安全協会と協議する中で、負担金について、この金額でということでお話しさせていただいております。

以上でございます。

**委 員（真宅 宣昭 君）** ありがとうございます。

根拠がまだはつきり、なぜこの金額になったかというのが、まだちょっと今分からないというような御返答でしたが、交通安全協会の会員の方は、早朝から、また、児童生徒の見守りとか、いろいろな交通安全の啓蒙活動に取り組んでおられます。

令和6年の交通死亡事故が宇都市はゼロということで、これにも、交通安全協会の役割は大きく貢献しているのではないかと思います。

今、先ほど申しましたけれども、交通安全協会の活動がまずだんだん困難になってきておりますので、今後実情に合わせた、宇都市の負担金というか、助成金といいますか、そういうのを、今後できれば交通安全協会の活動も、よりスムーズに行えるのではないかと思いますので、今後もよろしくお願ひします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、真宅委員の質疑は終わりました。

次に、順位第9番、三好委員の発言を許します。三好委員。

[委員 三好 保雄 君 質問席へ移動]

**委 員（三好 保雄 君）** 無所属、参政党の三好保雄です。

通告に従いまして質疑いたします。

款15総務費、項25選挙費、予算参考資料の175ページ、選挙費について伺います。

参議院議員選挙経費9,897万3,000円の予算額ですが、算出の根拠、内訳を伺います。と申しますのは、令和6年12月議会の一般質問で、私が投票所入場券はがきは全世帯に郵送されているにもかかわらず、選挙候補者情報である唯一の選挙公報が全世帯に届けられないのは国民の権利を制限し、公平な選挙となっていないのではないかでしょうか。配布方法に問題があるならば、改善せねばなりません。他市のように、郵送、あるいは自治会長、班長への配布依頼と

改善はできないでしょうかと伺いました。

ポスティング等を基本とした上で、市役所本庁や各市民センターなど身近な場所への配備や市ウェブサイトへの掲載等、有効な方策について引き続き研究していくと御回答いただいたのですが、この件に、質問につなげてお答えいただけたいと思います。

よろしくお願ひします

**執行部** お答えいたします。

選挙公報配布に関する予算についてですけれども、令和7年7月執行予定の参議院議員選挙の選挙公報の配布については、令和6年10月に執行された衆議院議員選挙でのポスティングや新聞折り込み、一部地域での自治会からの配布方法から、郵便局によるタウンメールでの配布にするように予算を計上しております。

具体的には、選挙公報を仕分け、封入封緘する業務委託分として、選挙公報配布委託料に353万4,597円、タウンメール支出分として、役務費、郵便料に840万円計上しております。

以上でございます。

**委 員（三好 保雄 君）** ありがとうございました。

投票率向上にということで、どのような策を考えておられるかも教えてください。

**執行部** お答えいたします。

投票率向上の取組ということでの御質問でございますが、令和6年10月の衆議院議員総選挙でも行いました、「親子で選挙」につきましても、業務用消耗品等で予算計上させていただいております。

また、同じように、さらなる投票環境の充実ということで、期日前投票所につきましても、令和6年10月に行いました16か所の期日前投票所に、期間等についても、今、できるように、施設の関係の方々と協議して、令和6年度予算と同等の金額ではございますけれども、計上させていただいております。

あわせて、予算費目は変わりますが、これは選挙時啓発とは別に、平常時のケースということで、明るい選挙推進協議会の皆様方と、平常時の啓発ということで、常時啓発をする予定しております。令和6年度の啓発と同じようにしていく予定にしております。

以上でございます。

**委 員（三好 保雄 君）** ありがとうございました。

タウンメールという郵送ということで、漏れなく届くということをすごく期待しておりますので、市民も喜ばれると思います。

どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、三好委員の質疑は終わりました。

これで、総務費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、民生費について、質疑を行います。

質疑の通告は3名あります。

まず、順位第1番、甲谷委員の発言を許します。甲谷委員。

〔委員 甲谷 理温 君 質問席へ移動〕

**委 員（甲谷 理温 君）** 公明党宇部市議会議員団の甲谷でございます。よろしくお願いいいたします。

では早速、款20民生費、項10社会福祉費、目30障害者福祉費、予算参考資料では98ページ、予算説明書では206ページ、障害者差別解消法施行事務経費について質問いたします。

令和6年度までは、民間事業者に対して、施設のバリアフリー化改修の助成金がありました。

決算も確認したのですが、令和3年度では2件の助成で95万3,000円、令和4年度は1件で50万円、令和5年度は5件で188万7,000円となっておりました。

このバリアフリーに対する市民意識の向上がうかがえる中で、令和7年度からはこの助成金がなくなっています。

このバリアフリー化の助成金がなくなった理由、また、過去、令和3年度から令和5年度までの助成内容をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

**執行部** お答えいたします。

まず、この助成制度でございますが、障害者等の社会参加を促進することを目的といたしまして、障害者差別解消法が施行されました平成28年から実施をしております。

このたび令和3年にこの障害者差別解消法改正がございまして、令和6年度から、障害のある人に対する合理的配慮、この提供が民間事業者についても義務化ということになりました。

この義務化を受けて今後、民間事業者にもこの合理的配慮の提供に関する自発的な対応が求められるというところの判断から、今回、予算計上を見送ったものでございます。

ただ、この合理的配慮の提供につきましては、引き続き、障害者差別解消支援地域協議会で協議を行いまして、周知啓発、つなげていきたいというふうには考えております。

それから過去3年の実績でございますが、件数で申しますと8件ございます。

内容ですが、1番多いものが和式トイレから洋式トイレにする洋式化が5件、それから、出入口の改修とあわせて階段をスロープに改修したものが1件、それから、出入口に手すりを設置したというものが1件、それから、車椅子で利用できる多目的トイレの改修が1件でございまして、合計8件の助成を行っております。

以上でございます。

**委 員（甲谷 理温 君）** 詳細な説明ありがとうございました。

民間への合理的配慮への義務化が始まったということで、1年経過したということで、市からの助成は、もうここで打切りという理解でよろしいですね。はい。

内容についても、様々ありましたが、いろいろな判断の仕方があると思うのですけれども、どの企業も合理的配慮への第一歩は踏み出せているというふうに認識しております。

非常にうれしく思っております。

民間への合理的配慮が始まった。しかし、合理的配慮をまず知っている方、企業が少ない。正しく理解している方も少ないというのが現状であると思います。

やはり御答弁にもありますように積極的な啓発活動が必要になってくると思いますので、せっかく8件、もっと過去にはあると思うのですけれども、助成を行った企業は、合理的配慮、バリアフリー化に対しては、非常に前向きな姿勢を示していると思います。

ぜひ、企業の方々にも、この啓発活動に御協力をいただいて、さらなるこの合理的配慮の啓発事業の推進をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

再質問はございませんので、以上、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、甲谷委員の事業が終わりました。

次に、順位第2番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

[委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動]

**委 員（青谷 和彦 君）** 令心会の青谷でございます。

それでは質疑をさせていただきます。

まず、最初に、款20民生費、項10社会福祉費、目10社会福祉総務費、予算参考資料119ページです。

こどもセーフティネット推進経費の中の不登校の未然防止及び不登校のこどもへの支援に要する経費71万9,000円についてお尋ねします。

まず、この事業概要と不登校の未然防止については71万9,000円という金額はいささか少ないように感じますが、そのあたりをあわせてお尋ねをいたします。

**執行部** お答えいたします。

まず、事業概要につきまして、これは教育委員会と連携した不登校未然防止の新たな取組として、未就学児の段階から保護者に対して、スマートフォンやゲーム機の適切な利用など子供たちの生活リズムを整えるための情報提供を行います。

さらには子育てに悩みを抱える保護者が集い、共感し合うことで、不安感や孤立感を解消できる場として、保護者カフェを開催して、そこにカウンセラーを配置することで、相談体制の充実に取り組むこととしております。

なお、予算参考資料に記載の予算額71万9,000円の内訳ですが、専門家を招いた講演会やワークショップの開催にかかる講師謝礼として10万円、周知啓発用のチラシやポスターの印

刷製本費として41万9,000円、消耗品費として20万円となります。

また、これとは別に保護者の悩み相談等を行うカウンセラーの報酬として314万8,000円を組んでおりまして、事業費としては総額で386万7,000円となります。

以上となります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

不登校の未然防止としてスマートフォン云々というお話がございまして、ある程度そのスマートフォンの影響が大きいというような判断で、されるという理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

今、本市においても不登校の子どもたち、児童生徒の約5%に迫ろうとしている状況の中で、未然防止ができるだけそういう不登校の子どもたちを減らす努力というのも大事ではないかというふうに思いますが、なかなか未然ということは不登校になりそうな子どもたちを、また、どうやって見つけ出すかみたいなところもあるのですが、そのあたりにつきましてはどのようにお考えでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

まず、保護者カフェの開催につきましては、広く参加者を募るために、チラシとかウェブサイトで周知を図ることとしております。

また、加えて学校や保育園、幼稚園で、子育てに悩みを抱えておられる保護者の方をもし把握しておられれば、可能であれば、直接その方にアプローチをして対応していきたいと考えております。

以上であります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

なかなか不登校の子どもを持っている保護者の方は、カミングアウトするのを、できる方はできるのでしょうかけれども、できない方が大半だというふうに聞いていますので、なかなか自分から手を挙げづらい方々に、もっと光を与えるような施策を推進していただければと思っています。

それでは次の質疑に移ります。

款20民生費、項10社会福祉費、目28高齢者生きがい推進費、予算参考資料104ページ、高齢者バス優待乗車助成経費1億1,547万2,000円です。

今、この質問をするに至ったのは、令和7年度から小中学生にバスの助成をすることということで、782万1,000円の予算を組まれています。

一方、今、高齢者につきましては1億1,547万2,000円と、結構対象者の違いもあるのでしょうか、金額の差が大きいなということで、改めてこの事業概要と利用率等についてお尋ねします。

**執行部** お答えいたします。

この事業の概要といたしまして、高齢者の社会参加、それから外出支援を目的といたしまして、70歳に到達された方に、高齢者バス優待乗車証を交付します。

それで、宇都市営バス全線と船木鉄道のバス路線の一部を、1乗車につき100円で利用できるという事業です。

市が払います助成金の算出といたしましては、バス事業者が行います乗降調査の結果に基づきまして、1日当たりの平均利用者数、それから平均の運賃を算出いたしますが、その運賃と100円との差額を路線バス事業者に助成金として交付しております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ちなみに利用率というような数字は把握されていらっしゃいますでしょうか。

**執行部** 交付された方のうち、どれぐらいの方がこれを利用していらっしゃるかということの数字は把握できていないのですけれども、1日当たり令和6年度2,086の方が利用されているというふうに算出しております。

**委 員（青谷 和彦 君）** 今70歳以上という御答弁がありましたが、年代別、例えば75歳以上の利用率とかそのあたりの年代別の利用率というのを把握されていらっしゃいますでしょうか。

**執行部** 年齢別の利用者数ですかそういった数字は、現在持ち合わせておりません。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

70歳以上ということで、70歳以上はもちろん今65歳以上が高齢者という定義なのですが、70歳以上という年齢の設定もそろそろ一度、きちんとその年代別の利用率等を確認していただいて、変えるかどうか別にして、やはりきちんと検証を一度していただけたとありがたいなというふうに思います。

それでは3番目の質疑です。

款20民生費、項10社会福祉費、目28高齢者生きがい推進費、予算参考資料104ページ、高齢者お出かけ応援経費117万8,000円について、事業概要をお尋ねいたします。

**執行部** 事業概要について説明いたします。

この事業は、高齢者の生きがいづくりや外出の促進などを目的といたしまして、おおむね65歳以上の高齢者に向けて、様々な割引や特典などの融合サービスを提供する市内の事業者をお出かけサポーターとして登録し、広く周知をするというものになります。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

65歳ということで、私も対象で大変うれしい限りでございますが、見込める効果というのは

どのように判断をされていらっしゃるのでしょうか。

**執行部** この事業は令和6年9月から実施しておりますけれども、現在164店舗の事業者に登録していただいております。

令和7年2月に、市民向けにアンケートを実施しております。

これは市の公式LINEの登録者で、60歳以上の方、うべポイントの登録者を対象にしたアンケートですけれども、182人の方から回答がありました。

回答者の回答の中で、「このお出かけサポーターのこの優遇サービスというのが、皆さんのお出のきっかけになりますか」という質問したところ、「なる」と答えた方が15%、それから「サービスの内容によってはなる」という方が64%、「ならない」という方が21%という数字が出ておりますので、この事業を今後も広く周知していくことが、高齢者の外出のきっかけの1つになるというふうに考えております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

182人のサンプル数が多いか少ないかは、いろいろな御意見があると思いますが、こういう背中を押すような事業はあるにこしたことはないと思いますので、令和7年度もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、浅田委員の発言を許します。浅田委員。

〔委員 浅田 徹 君 質問席へ移動〕

**委員（浅田 徹 君）** では早速、通告書に従って質疑いたします。

予算参考資料119ページ、こどもセーフティネット推進経費のこども食堂物価高騰緊急対策支援事業補助金について、まずは内容と対象をお答えください。

**執行部** お答えいたします。

事業内容と対象についてですが、市内で活動するこども食堂を対象に、令和7年度に行う活動の規模に応じて上限額を設けながら、1食当たりにかかる食材の購入費や光熱水費などの費用の一部に対して助成をするものになります。

対象となるこども食堂は、山口県のこども食堂登録制度に登録されているこども食堂とすることと考えておりますが、令和7年2月25日時点で、市内には20か所登録がございます。

以上であります。

**委員（浅田 徹 君）** 市内に20か所、予算が300万円ついていますが、この補助金は対象20か所、全ての食堂が補助を受けているのでしょうか。

**執行部** 20か所全てが対象となっているかということですか。

委員長（猶 克実 君） 浅田委員、もう一度質問をお願いします。

委 員（浅田 徹 君） 対象となっているかじやなくて実際に……そうか。補助受けられて、そうですね、対象だから……。

委員長（猶 克実 君） ちょっとはつきりと質問してください。

委 員（浅田 徹 君） すいません。では……。

委員長（猶 克実 君） よろしいですか、今の質問は。質問をはっきりと言ったら執行部は答えられます。

委 員（浅田 徹 君） はい。まず全てのこども食堂がこの対象となって補助金を受けられるということですね。

委員長（猶 克実 君） ですねという質問ですけれども、答弁を。執行部。

執行部 対象となるこども食堂は山口県のこども食堂登録制度に登録されているこども食堂になりますて、今時点直近で20か所ございます。

もし今後新たにまた登録されるこども食堂が出られれば、またその時点以降の対象にかかった経費をまた助成していくようになります。

以上になります。

委 員（浅田 徹 君） では、この制度についての周知というのはどのようにされていますか。

執行部 お答えいたします。

周知方法ですが、この補助制度は先ほど申しました、県のこども食堂の登録制度に登録しているこども食堂を対象にしておりますので、その登録されているこども食堂に直接個別に周知を図ります。

また、広く周知を図るためにウェブサイトへの掲載も行います。

また、さらに県の登録制度で、制度の窓口となっています山口県こども食堂支援センターへも情報提供を行うこととしております。

以上であります。

委 員（浅田 徹 君） では、市から各こども食堂に対して働きかけをするということですね。

では、具体的な申請方法についてはどのようにされますか。

執行部 お答えいたします。

申請方法についてですが、補助金は、3か月単位で支給することを予定しておりますので、それぞれの締切までに、実績が分かる書類を提出いただいた上で、申請していただくこととしております。

以上になります。

委 員（浅田 徹 君） 物価が上昇している中で、このこども食堂をやっていくに当たって、この補助金というのは非常に大きな力に、助けになると思います。

ただ、この事業自体は、今年度以降は続ける予定というのはあるのですか。

委員長（猶 克実 君） 今年度というのは、令和8年度以降の話ですか。

委 員（浅田 徹 君） 令和8年度以降も続ける予定はあるのですか。

委員長（猶 克実 君） 令和7年度の予算をやっているのですけれども、令和8年度についての質問……。執行部。

執行部 今後につきましては、今後の物価高騰、その状況を見ながらちょっと検討していくと考えております。

以上です。

委員長（猶 克実 君） 物価高騰対策だから、続くかどうかというのは執行部には分からぬと思いますけれども。浅田委員。

委 員（浅田 徹 君） 物価高騰、なかなかすぐになくなったり、終わったりというのは余り考えにくいので、今後も、必要に応じて、続けていっていただきたいと思います。

はい、分かりました。

では、以上で質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、浅田委員の質疑は終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

———— 午前11時51分休憩 ———

———— 午後零時58分再開 ———

委員長（猶 克実 君） 委員会を再開します。

午前中、「民生費についての質疑は終了しました」という言葉を言っていませんでした。

民生費は終了しました。

委員長（猶 克実 君） 次に、衛生費について質疑を行います。

通告が2名ありますので、通告順により発言を許します。

まず、順位第1番、鴻池委員の発言を許します。鴻池委員。

[委員 鴻池 博之 君 質問席へ移動]

委 員（鴻池 博之 君） 公明党宇部市議会議員団の鴻池でございます。

本日は、衛生費について、2点お伺いします。

第1点目は、項15環境対策費、目5環境対策総務費、予算参考資料87ページの、脱炭素地

域づくり推進経費 1, 729万1,000円について伺います。

まず、令和6年度当初予算では、同じ項目で2,994万2,000円とありました。1,265万1,000円の減額となっています。この予算額の減額理由についてお伺いします。

**執行部** お答えいたします。

脱炭素地域づくり推進経費の令和7年度予算額が令和6年度予算額と比較して、1,265万1,000円の減額となっている主な理由について御説明いたします。

まず、令和6年度に予算計上しておりました、公共施設における再エネ設備導入可能性調査業務委託料、これは1,000万円でございますが、これについては単年度事業であったため、令和7年度には予算は計上をしておりません。

また、住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援する再エネ設備導入支援補助金、令和7年度予算額750万円は、令和6年度予算額1,000万円と比較して、250万円の減額となっております。

減額の理由ですが、令和6年度の実績が、太陽光発電設備の設置が12件、太陽光発電設備と蓄電池のセットの設置が19件で、補助合計額が690万円の見込みとなります。

これをベースに、令和7年度の予算計上を行ったものでございます。

なお、750万円の算定根拠でございますが、太陽光発電設備の補助金10万円ですが、これが15件分で150万円、それから太陽光発電設備と蓄電池の設置補助金30万円が20件分で600万円の、合わせて750万円となります。

以上です。

**委員（鴻池 博之 君）** 御丁寧にありがとうございました。

250万円減額、再エネ設備導入支援に要する経費というのが250万円、令和6年度よりも令和7年度のほうが、減額になっています。市のウェブサイトを見ると、この事業については、令和5年5月から、約1,000万円の予算で始まっております。令和5年度は、5月22日受付開始で、8月25日に予算上限1,000万円になったということで、僅か3か月で、受付終了となっています。

また、令和6年度当初予算では先ほどお話がありましたけれども、令和6年度の予算額が1,016万8,000円となっています。

令和7年度予算では750万円となっております。

この250万円減額になっていますが、今の御答弁では、件数が、一方が、蓄電池とパネルのセットのほうが上限を超えたということで、件数でいかれておりました。

そういうことで、あと300万円弱残っていましたけれども、それが例えば、もう1件、パネルのほうで、補助金30万円が何件か、いけたはずなのですね。

そういうのもあって、私が今回取り上げさせてもらったのは、750万円に予算を下げるより

も、1,000万円のまま、毎年1,000万円になっていますから、1,000万円のままで、件数にかかわらず、何か工夫があればいいなと、そういう仕組みを考えていただきたいなという思いで、今回これを取り上げさせてもらいました。

そういうことも考えていただいて、令和7年度そういう事業にしていただきたいなということですけれども、いかがですか。

**執行部** お答えいたします。

まず先ほど鴻池議員がおっしゃった令和6年度の1,016万8,000円についてですけれども、1,000万円は再エネ設備導入支援補助金で、16万8,000円については、省エネ診断の補助金でございます。

この省エネ診断補助金について、令和7年度はほかの部署に移管しております。

それから先ほど令和6年度については690万円の執行ということで、1,000万円から引いて310万円ほど、予算が余ったという状況になっておりますが、これにつきましては、令和6年度は太陽光発電設備の設置のみの場合40件を上限、それから、太陽光発電設備と蓄電池の設置20件を上限というふうに、上限を設定しておりました。

このことが、補助金が余った要因の1つとして考えられることから、令和7年度は補助件数の上限は設けず、予算額750万円の範囲内で申請を受け付けるよう改善をしたいと考えております。

また、補助金の周知についても、広報うべ、市ウェブサイトの掲載のほか市内の住宅関連事業者への情報提供等により、しっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委 員（鴻池 博之 君）** ありがとうございます。

この事業は、環境対策と地域経済の活性化を狙った事業だと考えております。

申請件数が減少したからといって予算額を減額するのではなく、先ほどの御答弁でありますように好評な事業であります。

そういうことであれば、満額使用できる制度、仕組みにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

次に行きます。

次に第2点目は、項10保健衛生費、目20予防費、予算参考資料111ページの予防接種経費、10億6,642万3,000円についてです。

令和6年度当初予算では6億3,503万6,000円で、約4億3,000万円の増額となっています。

この増額の理由についてお伺いします。

**執行部** お答えします。

増額の理由ですが、主に予防接種委託料が約4億4,000万円の増額となっております。

その主な内訳としては、新型コロナワクチンが約3億6,000万円の増、帯状疱疹ワクチンが4月からの定期接種化に伴い、約8,000万円の増となっております。

なお、令和6年度の新型コロナワクチンについては、令和6年10月から定期接種化されましたが、国から単価等の詳細が示されていなかったため、当初予算には計上できず、9月補正で予算を計上したことから、令和6年度当初予算と比較して大きく増加したものです。

また、帯状疱疹ワクチンは、令和6年度までは市独自の助成制度を実施しておりまして、予防接種委託料ではなくて、助成金として予算を計上していたものです。

以上です。

**委員（鴻池 博之 君）** ありがとうございます。

主に新型コロナワクチンと帯状疱疹ワクチンの経費の増だということです。

特に帯状疱疹ワクチンについては、新型コロナワクチンについては、令和6年度から定期接種になっていますが、帯状疱疹ワクチンについては、令和7年4月から、定期接種化になったということで、内容について少し教えていただければと思います。

**執行部** 带状疱疹ワクチン定期接種の概要についてお答えします。

まず、接種開始日は令和7年4月1日となっておりまして、対象者は、まず、年度内に65歳を迎える方、次に、接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方となっております。

なお、66歳以上の方についても、全ての方が接種機会を得られるように、令和7年度から5年間、経過措置として、100歳までの5歳刻みの節目年齢の方も接種の対象とします。

加えて、令和7年度に限っては、100歳以上の方は全員対象となっております。

使用するワクチンについては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類、生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回の接種が必要です。

接種費用は、生ワクチンが1回当たり8,860円、不活化ワクチンが2万2,060円。

自己負担額は、生ワクチンが1回当たり2,660円、不活化ワクチンが6,620円となっておりまして、生活保護の受給者の方は無料となっております。

次に、ワクチン接種委託料ですが、8,061万4,000円となっておりまして、この積算根拠としては、接種率を20%と想定しまして、生ワクチンと不活化ワクチンの使用の比率を2対8としています。

最後に対象者への周知方法としては、はがきによる個別通知の送付、それから地区の保健活動を通じた周知、また、広報うべ、市ウェブサイト、SNS等を通じた啓発を実施することとしております。

以上です。

委 員（鴻池 博之 君） ありがとうございます。

今の1人4,000円が1回限りというよりは、結構手厚く、助成をしていただけると思いました。

ありがとうございます。

仕組みについて、基本的には65歳が対象で、経過措置とし5年間、5歳刻みということになっているそうですが、これは肺炎球菌が一時期、経過措置を含めて、5歳刻みということになつておりますと、非常に分かりにくい。

特に高齢の方は自分が対象なのか、対象ではないのかというのがよく分かりにくい制度に今なっています。

ということで、先ほども周知、こういうふうにやりますという御答弁がありましたけれども、しっかりと肺炎球菌のときと同じように、分かりやすい、しっかりと周知をしていただいて、勧奨もしていただいてということで、対象者が5年ごとになりますので、対象者が接種機会というのを逃すことがないようにしていただきたいということを要望して、全て終わります。

ありがとうございます。

委員長（猶 克実 君） 以上で、鴻池委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

委 員（青谷 和彦 君） 令心会の青谷でございます。

それでは、衛生費について、質疑をさせていただきます。

まず、最初に、款25衛生費、項10保健衛生費、目35保健事業費、予算参考資料112ページ、予算説明書247ページ、保健事業推進経費のうちの、「女性の応援セミナー」等、女性の健康づくり事業に係る経費について、目的と事業概要をお尋ねします。

執行部 お答えします。

女性の健康づくり事業ですが、まず目的としては、女性自身がライフステージごとの女性の健康課題を知り、不調に対して相談や受診など適切に対処できるとともに、女性を取り巻く職場や周囲の人にも理解を促進することによって、女性が自分らしく生き生きと暮らすことができるようになります。

取組の概要ですが、令和7年度は、仕事や子育てなどに追われて、自身の健康管理が後回しになりがちな20歳代から40歳代の働く世代の女性を主なターゲットとして、学校や地域、職場における啓発活動、身近な場所で気軽に利用できる相談窓口の整備、正しい知識の習得や、思いを共有するためのセミナーの開催といった取組を実施します。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

この中でセミナーの開催について理解するのですが、セミナー等の等の部分というのはどういう内容でしょうか。

**執行部** 今取組の中でもお伝えしたところですけれども、やはり学校や地域、職場と、様々な女性がいる場所、働く場所、そちらに出向いての出前講座を実施したり、それから、正しい情報がしっかり行き渡るように、広告料も取っております。

そういう形で、周知啓発を様々な場所で実施していきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

主にアウトリーチということなのですが、今言われた金額的に、広告だったり、セミナーの開催だったりちょっと、予算的に300万円を超えてるということで、その内訳を改めて教えていただけますか。

**執行部** お答えします。

主な予算の内訳としましては、民間事業者等と連携して、セミナーや周知啓発に取り組むための費用として、健康づくり業務委託料が302万3,000円、広告料が9万9,000円、講師謝礼が5万円などとなっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今の委託料の302万3,000円で委託をするということなのですが、これ、セミナーについて、どのぐらい開催するような、回数とかについてお尋ねします。

**執行部** セミナーの開催回数というのは今詳細には決まっておりませんが、やはりセミナーの開催方法として、一方的に話を聞くだけのセミナーではなくて、しっかり女性同士が不調についての気持ち的な交流もできるような、そういうセミナーをやっていこうというふうに考えておりまして、大小限らず、中心部だけではなくて、市内の様々なところで実施ができたとすると考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ということは、相当数の回数を開催されて幅広く、そういう人たちに呼びかけていくということですね。

先ほど御答弁の中で20歳代から40歳代を中心とすることがありまして、では50歳代をどうするのかみたいな話もあるのですが、あくまでもそのあたりが対象という、50歳代60歳代の人も対象になるのでしょうか。

**執行部** お答えします。

20歳代から40歳代というのは、女性の健康づくりというところ全般、今まで、健康づくり

事業として、生活習慣病の予防だったり、心の健康づくりだったりということを進めてくる中で、割と年齢が高い方というのはもともと、健康に関する関心が高い方で、しっかり自分の健康にも目を向けられている年齢なのですが、やはり子育て、仕事で忙しい時期というのは、その部分がおろそかになるということで、非常に、課題に感じていた年齢層でございます。

ですので、もちろん女性の健康づくりという側面でいうと、更年期障害や若い子のやせというような課題もありますので、幅広い年代に対して取組はしていきますけれども、主な、強化したいターゲットとして、20歳代から40歳代というふうに上げております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

高齢者の方は高齢者の方でいろいろな仕組みがありますし、今言わされたように20歳代から40歳代は、もちろん子育てでも忙しいし、なかなか自分の身を振り返ることができないということで、市として積極的にアウトリーチで呼びかけていくということですね。

積極的な取組をよろしくお願ひいたします。

それでは2番目です。

款25衛生費、項10保健衛生費、目35保健事業費の予算参考資料112ページ、同じく予算説明書247ページの心の健康づくり推進経費ということで、その中の自殺対策など、こころの健康づくりに要する経費ということで、これも以前一般質問でもしたことがあるのですが、改めて事業概要と予算の内訳を教えてください。

執行部 お答えします。

こころの健康づくりの事業の概要です。

まず、現状として、令和6年度からスタートしました第2次宇都市自殺対策計画に基づいて、悩んでいる人、地域の身近な人が見守る体制づくりや、関係機関のネットワークの強化、自殺対策を支える人材であるゲートキーパーの育成、自殺に対する正しい知識の普及や相談窓口の周知、孤立を防止するための居場所づくりや生きがいづくりなどに取り組んでまいりました。

令和7年度の取組としては、令和6年度に作成しました相談窓口一覧の活用や、特に若い世代への取組を強化するために、若者が集まりやすいイベント等の場を活用しました相談窓口などの情報の周知や、高校や大学など教育機関でのゲートキーパー養成講座の拡充、また、健康経営の取組を通じた働く世代へのアプローチなどに取り組んでまいります。

これらを取り組むための予算の内訳ですが、これらの取組を効果的に進めるために、専門的な知識や技術を持った民間事業者に、事業の一部を委託しております。

その委託料として、199万6,000円、それから、業務用の消耗品費として15万6,000円を計上しております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今の答弁の中、専門知識を持った民間事業者というのは、具体的にはどういう業者の方なのでしょうか。

**執行部** お答えします。

民間事業所というのがNPOの事業所なのですけれども、医師や看護師、保健師などの専門職が在籍されているところでして、その医師としての医療現場にも関わられている公衆衛生の専門の医師の方々がいらっしゃるということで、その専門知識を生かして、ネットワークを広く、ネットワークを強化する取組、それから直接的に相談を受けられるというような取組をしていただいております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** 今のNPOの方は全国的にも展開されているようなNPOですか。

**執行部** 宇都市だけではなく、県内の幾つかの市町の健康づくりにも携われているというふうに聞いております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

もちろん、実績等々も、様々なことはもう、実績を示されているというところですか。

はい、ありがとうございます。

自殺対策はなかなか口に出して言いにくい部分を相談する場所とかなかなかない事柄ですので、しっかりと市民の方々が気軽にと言ったらあれですけれども、相談できる窓口をしっかりと作っていただきたい。あとゲートキーパーもできるだけ多くの方を増やしていただきたい。

まして今若い世代の自殺というのが増加傾向にありますので、そのあたりにもしっかりと光を当てていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次の質疑です。

款25衛生費、項15環境対策費、目10環境衛生対策費、予算参考資料87ページ、動物愛護対策経費の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金、これはもう令和5年度、令和6年度と継続事業だと思うのですが、改めて、事業概要、補助金額の上限、補助率について教えてください。

**執行部** お答えいたします。

動物愛護対策経費、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金の事業概要について御説明いたします。

この補助金は市内に生息する、飼い主のいない猫の殺処分ゼロを目指して官民協働で、人と動物が共生する社会の実現を図ることを目的に、クラウドファンディングで寄せられました寄附金を財源に、市内の動物愛護団体や自治会、それから個人に対し、動物愛護活動に係る費用の一部

を補助するもので、令和7年度当初予算額は、前年度と同額の400万円を計上しております。

具体的な補助内容ですが、動物愛護団体に対しては、1団体当たり年間20万円を上限に、不妊去勢手術費用や、治療費、それから予防接種費等の場合は2分の1の補助、保護や里親探し、譲渡会等にかかる費用の場合は5分の1の補助としています。

また、自治会及び個人については、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用及びそれに付随する医療費のみを対象に2分の1の補助とし、自治会の場合は補助金の上限はなく、個人の場合は1世帯当たり年間7匹、7万円を上限としています。

なお、猫1匹当たりの不妊・去勢手術費用に係る補助限度額ですが、雌猫が上限1万円、雄猫が5,000円、補助率はともに2分の1としています。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございました。

以上で、終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

以上で、衛生費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、農林水産業費について、質疑を行います。

通告が3名あります。通告順により発言を許します。

まず、順位第1番、新村委員の発言を許可します。新村委員。

〔委員 新村 秀雄 君 質問席へ移動〕

**委員（新村 秀雄 君）** 皆さんこんにちは。公明党宇部市議会議員団の新村秀雄です。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

初めに、款35農林水産業費、項10農業費、目25農産物対策費、予算説明書の278ページ、予算参考資料の135ページであります。

件名が有害鳥獣捕獲対策経費についてです。

有害鳥獣捕獲対策費補助金について、令和6年度が921万2,000円に対して、令和7年度が670万3,000円となっています。

令和6年度より、令和7年度が減額になった理由を教えてください。

**執行部** お答えいたします。

有害鳥獣捕獲対策費補助金についてですが、これは猿やイノシシなどの有害鳥獣の捕獲補助金の交付、被害防止柵等の設置に対する支援等を行うものです。

減額となった理由といたしましては、捕獲補助金について、令和6年度当初予算におけるイノシシの捕獲頭数を950頭と見込んでおりましたが、実績は543頭と減少しており、令和7年度当初予算は、令和6年度の捕獲状況と同等と見込んだことによるものです。

以上です。

委 員（新村 秀雄 君） ありがとうございました。

私も過去の経緯を調べてみたのですけれども、令和元年度から600万円台、700万円台がずっと続いていまして、令和6年度に900万円に上がって、また、令和7年度600万円台と下がっております。減額となっておりますが、しっかり予算の執行をお願いいたします。

私も令和5年6月定例会の一般質問で、鳥獣対策をさせていただいたのですが、そのときもやはりイノシシが多かったです。

今も変わっていないと思うのですけれども、山口県のウェブサイトで、令和4年、令和5年が、やはりイノシシの被害が多いと出ております。

鳥獣関係の方と面談というか、獣友会の方に面談する機会がございまして、これは定かではないのですけれども、豚熱が影響しているのではないかという話がありました。

全国的に、豚熱に感染して一時的に個体が減ったものの、免疫を持つイノシシが一定数いると考えられ、繁殖して増えたと見られる事例があります。

これからまた本市も捕獲数が増えるかもしれませんので、農業被害対策としても、獣友会の皆さんや、山間部の住民の方々の御意見を聴いて、強化対策をお願いいたします。

以上で、終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、新村委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、林委員の発言を許します。林委員。

〔委員 林 豊廣 君 質問席へ移動〕

委 員（林 豊廣 君） 皆さんこんにちは。清志会林豊廣です。よろしくお願ひいたします。

質疑番号です。款35農林水産業費、項10農業費、予算説明書の279ページ、新規就農者サポート事業費補助金について、質疑をしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

まず、本事業の概要説明と助成金の使途について、説明をお願いいたします。

執行部 お答えいたします。

この新規就農者サポート事業費補助金は、市内で就農して5年以内の新規就農者に対して、農業用機械・施設などを導入する際の経費の一部を支援する本市独自の事業です。補助率は2分の1で、農業用機械と施設をセットで導入する場合は、上限額250万円、農業用機械のみの場合であれば、上限額150万円としております。

以上でございます。

委 員（林 豊廣 君） どうもありがとうございます。

令和6年度の予算が400万円となっておりますが、この使途、それから人数が分かれば教え

ていただきたいと思います。

**執行部** お答えいたします。

令和6年度の見込みにつきましては1件の予算執行を見込んでおります。

使途につきましては、農業用のビニールハウス、それからトップカー、保冷庫を補助の対象としております。

以上でございます。

**委 員（林 豊廣 君）** それに対して、令和7年度の予算は250万円になっております。

この予算250万円ということは、サポート事業の縮小につながるのではないかと思っておりますけれども、250万円に下がった理由、根拠を教えていただきたいと思います。

**執行部** お答えいたします。

令和6年度の予算額400万円と比較して令和7年度の予算額が250万円に減額となった理由につきましては、令和6年度は予算の時点では2人の新規就農者が取組予定であったのに対しまして、令和7年度は1人の農業者の取組予定となったことによるものです。

以上でございます。

**委 員（林 豊廣 君）** よく分かりました。

令和7年度の新規サポート者が1名ということになっておりますけれども、この申請の方法とか窓口はどのようにになっておりますでしょうか。

教えていただきたいと思います。

**執行部** 申請の窓口といたしましては、農業振興課で承るようにしております。

以上でございます。

**委 員（林 豊廣 君）** その中にJAとかの窓口とかいうのは活用されているのでしょうか。それとも直接、市役所に来て申請をするということなのですか。

申請のアピールというか、広報とかいうそういうものについてちょっと教えていただきたいと思います。

**執行部** 申請に関しましては、全て市の農業振興課で窓口を一本化しております。

新規就農者のサポートにつきましてはJA等の関係機関とも一体となって、取り組んでおりますので、そういった形で周知は行っているところです。

以上です。

**委 員（林 豊廣 君）** ありがとうございます。

新規の就農者が、できるだけこのサポート事業の助成金を活用されるように、ぜひお願いしたいと思います。

また、令和7年度の方が1名だということですけれども、来年度、その次の申請の方が1人とか2人とか3人とか増えた場合、支援総額の予算計上は上限があるのでしょうか。

それとも、予算を申請した方全員に、今のサポートはしていただけますでしょうか。

その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**執行部** 予算の見積りに当たっては、対象となる新規就農者の方々への要望調査等を行いまして、必要な金額が予算確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** 今の新規で、途中で増えた場合はどう対応されるかという質問の答弁は、執行部。

**執行部** 年度途中での追加のそういう需要に関しましては、補正予算等で対処していきたいと考えております。

以上でございます。

**委員（林 豊廣 君）** どうもありがとうございます。

柔軟な対応で、ぜひ、新規就農者のサポートをよろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、林委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委員（時田 洋輔 君）** 日本共産党宇部市議会議員団の時田です。

それでは通告に従いまして、農林水産業費は2点についてお伺いいたします。

まず、質問の1は地産地消推進経費、予算参考資料の133ページですが、この地産地消の事業として行われている学校給食応援団について確認していきます。

まず、第1点ですが、学校給食応援団は一般質問等でも取り上げてきましたけれども、地産地消の推進になりますし、地元農家の応援にも、学校給食でも、安心安全な食材を食べることができます、本当にいい制度だと思いますし、全国でも誇れる制度だと思います。

そういう中で令和6年度の一般質問等で、北部地域の農家や北部地域の調理場で、もっと推進していきたいということでしたが、これはいつからというのは明示されていませんが、そういう状況の中、令和7年度の実施というのはどういうふうに予定されているのか、どういう食材を、食材以外でも、何かされるようなことがあれば、確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

令和7年度の学校給食応援団の取組の実施予定でございますが、現在学校給食応援団の取引品目でございますキャベツ、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、万倉ナス、西岐波ミカン、白ネギの7品目は、引き続き取組を継続してまいります。

当面、取組の拡大を図ろうという計画にはなっておりませんが、当面は、この7品目で継続で進

行するという予定になっております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、拡大を図ろうということですが、第2点で、拡大への取組ですが、令和6年度は令和7年度に向けてのそういう拡大の取組等をされたのでしょうか。

ちなみにさらに令和7年度は今から拡大ということですが、どういう取組をされるのかあわせて確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

令和6年9月議会で地元の小規模の生産者が参加できる仕組みについて取り組むというふうに御答弁をさせていただいております。

令和7年2月に学校給食応援団の会議を開催いたしまして、その取組方向について協議をいたしました。

その協議結果ではございますが、残念ながら合意には今至っておりません。

ただ拡大するという方向性については御同意をいただいておりますし、引き続き学校給食応援団での合意形成に向けて、できるだけ来年度の早い時期に、会議を開催し、再協議をする予定でございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** ぜひ、いい制度ですので、令和7年度へしっかりと拡大に取り組んでいただきたいと思うのですが、ちなみに合意に至らなかつたというところで、その問題課題を解決しないといけないと思うのです。令和7年度実施、早い時期にしようと思ったら、2月の会議で、どういうところがやはり課題と上がって、それを、令和7年度、どういうふうに解決したら、実施できるかという計画というか考えがあれば、確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

2月の会議で合意に至らなかつた、その最大の理由というのが、我々事務局が御提案をさせていただいた方向性については御同意いただいたのですが、その際に、どういった方が参加されるのか、いつ参加されるのか、具体的な品目、量、そういったものの具体的な提案というのをすることができませんでした、まだ協議不足ということもあったのですが。

その仕組みについてのみ、御提案をして、御同意いただこうという形での会議を開催したところ、その詳細な部分について検討の余地があるのではないかと、そういったところをもう少し整理した上で協議しないと、具体的な運用の話にならないよねというような御指摘等をいただいて、最終的な合意が図られなかつたというのが主な原因でございます。

そこで、次回開催までには事務局で御指摘いただいた点について再整理を行って、より具体的な協議が行えるような形で、会議を開催しようということで今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** この会議録を見ますと、きっと市場を通すことが安全性、安心性、市場の方たちはやはり商物分離を提案されているのですよね。

商物分離すると、安全性とか安心性とかを担保できないのではないかというところで、市場関係者は市場を通してもらったらきちんと卸売業者に入れば、保健所からのチェック、抜き打ちチェックが入るそうです。

さらにそこから仲卸に行く段階でも、仲卸、——もちろんもう毎日扱っていますからね、目利きというかそういうのでチェックも入るし、でも、そこから、どこかの業者が見積り合わせで、学校給食に指名されたらそこから物を持っていくのは一緒なので、そういう安心・安全性と、欠品にならないように、欠品になったときは市場を通るときはそこから追加で持っていくしという、そういうふうなあれで、ぜひそのやり方なら大丈夫ですよという話だったそうなのですが、逆にかたくなに学校給食応援団の事務局が、持って帰って検討しますとか、皆さんそれでオーケーとおっしゃっているのにという話を会議録から見てとれました。

やはり、しっかりきちんと安全性とか安心性とか、欠品とかがないようにというシステムですので、しっかり生かしてもらって、早い段階でやはり合意して、応援団を応援していますので、私も。

ぜひ拡大していただいて、令和7年度実施していただきますよう、お願ひいたしますて、質問の1は終わります。

質問の2ですが、うべ産水産物認知度向上推進経費で、予算参考資料で138ページです。

138ページの下から2つ目の大きな丸の事業についてですが、これまでの、令和7年度だけの取組ではない、令和6年度とかもやっていますが、これまでの取組とその効果を、まず、最初に確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

これまでの取組と効果につきましては、令和5年度には、市内の飲食店21店舗で、うべ地魚フェアれんちょうまつりを開催し、1,500人を超える方に参加いただきました。

アンケート結果では、「満足」「やや満足」と答えられた方が95.5%と、好評価を得られました。

また、うべの魚ガイドブック8,000部作成し、小学校や関係機関を通じ、全て配布し終えたところです。

さらには、SNSを活用した情報発信を行い、前編と後編を合わせると、21万回を超える視聴回数を記録しています。

令和6年度には、市内の鮮魚店20店舗において、うべの魚を食べようキャンペーンを開催し、対象商品に5万5,000枚を超えるうべ産シールを貼付し、うべ産水産物の周知を図りました。

また、市内の飲食店32店舗において、令和5年度に引き続き、第2回うべ地魚フェアれんちようまつりを開催したところですが、その評価につきましては現在集計中です。

これらの取組の結果、テレビやラジオなど様々なメディアで、うべ産れんちよが取上げられ、うべ産水産物の認知度向上につながったものと考えています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 確かに私も令和6年度のれんちよまつりで、3件ぐらいお店に行ったと思いますけれども、やはりパンフレットとかチラシを見て、こういうお店がこういうように参加して、れんちよを提供しているのだなというので、行ってみようという意欲というか、そういうのが出たという点では、今おっしゃったような効果と結びつくんだと私自身も思うのですが。先日、2月か1月かな、宇部市の地方卸売市場、いわゆる魚市場に見学というか視察を行ったときに、やはり市場の方たちも、もう魚がなかなか売れなくてというので、確かに取扱高金額も減っていっているのです。

そういう面でぜひこういう推進をしていただきたいというので、そういう取組効果を踏まえて、令和7年度、これをさらにやはり推進していただきたいと思うのですが、どういうふうに推進していくのかを、予定をお伺いいたします。

**執行部** お答えいたします。

令和7年度につきましては、これまでのアンケート結果や参加店舗とのヒアリングを踏まえ、うべ産水産物を対象としたグルメイベント、うべの魚フェア2025と第3回れんちよまつりを開催するとともに、うべの魚ガイドブックの内容を充実した重版を発行することで、引き続うべ産水産物の認知度向上を図っていきたいと考えています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ちなみに私が一緒に行った方は宇部市の人ですけれども、宇部市がこういう取組をしているというのは御存じなくて、私が知っていたからあれだったのですけれども、そういう面では、うまい周知というか、情報提供というか、令和7年度を進めていくのに必要だと思いますが、先ほども若干答弁されましたけれども、このあたりの情報提供という面では、どのように取り組んでいこうというお考えがあるかを再度確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

この周知につきましては広報や、サンデー宇部などポストインの、そういったシステムを使いまして様々な情報発信をかなり試みたところです。

ただ正直まだやはり実際に運営されて、参加していただく店舗では、少しやはり温度差があつたかなという部分もございます。

そういう意味でも今年度は実際に参加される飲食店と、しっかりと見極めまして、そういう協力体制もしっかり整えたところを見極めていって、また、引き続き周知を続けていきたいと

考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ということで推進、応援しているわけですけれども、令和6年度、二、三か所の全国の公設地方卸売市場の視察に行ったりして、やはりそこの魚市場、魚をそこで売っているとか食べられるとかという関連事業ですけれども、そういうのを行政とタイアップしながら、行政がやっているのですね。

宇都市の中央卸売市場も、今リニューアルの検討段階ということですので、そういうのとも連携しながら、一番は、市場の場合は市場関係者の意向というのは大事ですけれども、その辺も連携しながらできるところはぜひ進めていただきたい。

特に令和7年度からどんどん市場のほうは進んでいきますのでというので、お願ひいたしまして、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

これで、農林水産業費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、商工費について、質疑を行います。

通告は3名あります。通告順に、質疑を許します。

順位第1番、射場委員の発言を許します。射場委員。

[委員 射場 博義 君 質問席へ移動]

**委 員（射場 博義 君）** こんにちは、よろしくお願ひします。

早速質疑に入らせていただきます。

まず、予算参考資料の130ページ、オープンイノベーションの推進に要する経費612万9,000円について、まず内訳、内容について説明をお願いします。

**執行部** お答えします。

まず、オープンイノベーションの推進に要する経費612万9,000円についてですが、これはうべスタートアップの管理費として、建物借上費用や警備委託料、光熱水費などを計上しております。

取組内容については、令和7年度からうべスタートアップにおいて、起業に興味を持つ若者や大学等の研究者、市内企業や支援機関等の多様な主体が参画する起業コミュニティーを形成します。

これにより、起業を目指す若者などの実践的な取組やオープンイノベーションの促進を図ることとしています。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

関連がありますので、その次の分と一緒にあわせて質疑したいと思います。

次にその下のほうのオープンイノベーション推進補助金450万円の内容の説明をお願いしたいと思います。

**執行部** オープンイノベーション推進補助金450万円についてお答えします。

これは令和7年度に創設する若者の起業に向けたチャレンジを支援する補助制度であり、これにより、起業コミュニティーに参加する若者の起業や実証事業を支援するとともに、市内企業と連携して行う新たなプロジェクトの創出を図っていきたいと考えています。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

今の御説明の中で共通して、若者ということが強調されているのですが、以前からの質問の中でも、いろいろありましたけれども、学生を中心といふことが色濃く出ているのですが、これに対して今回のタイトル、オープンイノベーションの推進ということなのですが、スタートアップの起業という観点からだったらそれでいいのですけれども、オープンイノベーションの推進の補助となると、ちょっと内容が違うような気がするのですが、その辺はどういうふうに御理解されているのでしょうか。

**執行部** 来年度創設する起業コミュニティーにおきましては、今、お示しいただいた若者のスタートアップであるとか、起業を支援する取組、人材育成をしていく取組と、企業間のネットワークを強化して、オープンイノベーションを促進していく、こうした2つの機能を持たせることとしておりますので、お示ししていただいた企業の交流によって、オープンイノベーションを促進していくことも、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

**委 員（射場 博義 君）** ということは、当初ずっと、先ほども言いましたけれども、学生が中心と説明があったのですけれども、今回も若者というのが大きくあって、今、企業間のということも言われたのですが、お聞きしているのが、今うべスタートアップのお話がありましたけれども、うべスタートアップが、今度事業者が変わって、次の見直しということで新たな事業者がやられるのですが、流れの中で土日が休みだとお聞きして、夜も18時ぐらいで一応閉めるという話になると、若者を中心になると、やはり、学生だったら行けないことはないのですけれども、企業人だったらなかなかその時間帯で、そこを利用してこういう活動をしていくというのがなかなか厳しいではなかろうかなと思っていまして。

この例えれば推進の補助金を出すに当たっても、どういう形で、今さっきのオープンイノベーションの推進の中で、うべスタートアップを中心にやられるということなのですが、それが利用のしやすさ、しにくさというのがあるのではなかろうかと。その辺はどういうふうにとらえていらっしゃいますか。

**執行部** うべスタートアップの開設時間につきましては、これまでのコワーキングスペースの利用実績なども踏まえて、設定しております。

運営時間は、平日の午前10時から午後6時までとしておりますが、起業コミュニティーとして開催する勉強会であるとか、交流会、そうしたイベントなどについては、運営時間や開館時間にとらわれず、平日の夜間であるとか、土日、そして社会人の方も参加しやすいような時間を設定していきたいと考えております。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

今回、一応流れは分かりましたので、今回の推進補助金450万円なのですが、これに対してどういうふうな件数、どのぐらいの見込みを持たれて450万円とされているかというのは、教えていただければと思います。

**執行部** オープンイノベーション推進補助金450万円につきましては、予算の範囲内で採択をしていくこととしておりますが、1件の上限を150万円としておりますので、上限いっぱいまで申請があった場合は3件ということになろうかと思います。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

ぜひ、積極的な推進につながるよう、有効活用いただければと思っています。

続きまして、その下のほうにあります成長産業創出事業費補助金1億850万円なのですが、まず、この補助内容についてちょっとお尋ねいたします。

**執行部** 成長産業創出事業費補助金1億850万円に含まれる、それぞれの補助金の補助内容と見込みについてお答えします。

まず、パイロットプロジェクト補助金、イノベーション推進補助金、スタートアップ支援補助金によりまして、実証事業や試作品製作等の初期段階から、研究開発の推進、起業までを、切れ目なく支援し、各研究開発シーズの社会実装を目指していくこととしております。

また、産業集積の核となりうる取組を支援する先端的研究開発拠点形成補助金や、研究開発シーズの実用化、産業化を目指す大規模なプロジェクトを支援する、再生医療等先端的研究開発実用化推進補助金により、さらなる取組の推進を図ることとしております。

また、令和7年度からは、成長産業ファンドサポート補助金を創設して、成長産業分野の事業を展開する企業の円滑な資金調達をサポートすることで、企業の成長を支援していくこととしております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 令和6年度もいろいろ今言われた分け方で、支援体制を取られていましたと思うのですが、これに対してそれぞれ見込みが取られているのかどうか、トータルでそのプロジェクトごとに取られているか、その辺をお尋ねしたいと思います。

**執行部** それぞれの補助金は、パイロットプロジェクト補助金、イノベーション推進補助金、スタートアップ支援補助金は公募により行っておりますので、複数の申請予定であるとか、そういった相談を受けているという状況がございますが、具体的な案件、見込みについてはございま

す。

**委 員（射場 博義 君）** そうしたら案件によって金額が変わってくるという表現でよろしいですか。それか上限があるのでしょうか。

**執行部** 案件につきましては、1件当たり、それぞれの補助金について、お答えいたします。

まず、パイロットプロジェクト補助金が、上限が100万円でございます。

こちらを3件ほど見込んでおります。

次に、イノベーション推進補助金は、上限が各分類ございますけれども、375万円が4件、125万円が9件、250万円が5件ほど見込んでいます。

次に、スタートアップ支援補助金は、上限900万円を3件見込んでおります。

次に、先端的研究開発拠点形成補助金は上限500万円を2件、再生医療等先端的研究開発実用化推進補助金は上限1,500万円を2件、成長産業ファンドサポート補助金は上限1,000万円を1件ほど見込んでいます。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

今それぞれ言われたのですが、この件数はある程度根拠があつてのことか、それとも、こちらの希望の数字なのでしょうか。

**執行部** こちらの根拠につきましては、それぞれの申請予定であるとか、これまでの実績、昨年度からの継続事業を踏まえて積算を行っております。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

分かるかどうか分かりませんが、令和6年度から続いている事業もあるのですが、代表質問等でもお聞きしたのですが、今回の令和7年度の投資によって、いつ頃この結果が現れるかという、ある程度のスケジューリングとか見込みというのは持つていらっしゃるのでしょうか。

**執行部** 先ほど申し上げました、例えばスタートアップ支援補助金であれば、目に見えるような成果といたしまして、雇用人数とか、市内での雇用を要件としていますので、そういう部分では、雇用も生まれてくるとは思います。

それと、議会でもございましたように、この取組を始めて以降、こうした市内での雇用であるとか、市内での受注機会の創出などにもつながっておりますし、今後も大規模な産業化に向けたプロジェクトといたしまして、開始された再生医療等製品の製造に関するものにつきましては、2030年以降の具体的な市内での大規模な設備投資を計画しているということで、伺っております。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

可能性をすごく秘めた取組ということでぜひ積極的に行っていただければと思っております。それで、気になる点が1点だけあります、令和6年度のとき委員会でも報告をいただいていたのですが、その中で、補助の対象が大学というのが入っておりましたので、これはあくまでも、

大学が研究するのにお金を払うというふうな、趣旨とはちょっと違うと思いますので、大学と一緒に組んで、産学連携的なところの企業に対してというふうに捉えていたのですが、その辺が今、前回説明いただいたときに大学側に払っているというふうな表現されておりましたので、その点に関して、令和7年度にはどういうふうな考え方で行われる予定でしょうか。

**執行部** 先ほど御説明した補助金の中で、大学を支援対象とするものは2つほどございまして、1つが産業集積の核となりうる取組を支援する先端的研究開発拠点形成補助金、また、研究開発シーズの初期段階を支援するパイロットプロジェクト補助金についても、大学が活用可能としております。

先端的研究開発補助金につきましては、大学が複数の研究者であるとか、関係企業と幅広いコンソーシアムを形成して、拠点の形成を図っていく取組を支援するものでございますので、関連企業の誘致や、市内企業のこうした分野への参入を促す上で大変効果的であると考えておりますので、こうした取組を通じて、大学等を中心に有望な研究シーズが継続して生み出されるような、産業集積の核となりうる拠点の形成を図っていくこととしていきたいというふうに考えております。

また実証事業や試作品製作等を支援するパイロットプロジェクト補助金につきましては、まだシーズの初期段階ということで、有望な研究開発シーズに対して、連携する企業がまだ見つかる前の初期段階のシーズについても支援を行うという観点から、中小企業の方も申請可能ですけれども、大学の申請も可能というふうにしております。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

そうしたら確認だけすみません。

僕もよく調べればよかったです、この財源は、どこのお金を使って、例えば国の、そのときにもし国だったらどこの省、例えば厚生労働省とか、どちらの経費を使っているのでしょうか。

**執行部** お答えします。

今、お示しした補助金の財源につきましては、2分の1は一般財源、そして2分の1が国の第2世代交付金を充てることと、今計上しております。

**委 員（射場 博義 君）** 第2世代交付金とは何系になるのですか、

**執行部** これは内閣府が所管しております、今までの地方創生交付金とか、そういう付交付金の名前があったと思いますけれども、その令和7年度から新しく示された内閣府の所管する交付金でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

詳しいことはそれ以上分かりませんけれども、普通だったら研究開発だったら文部科学省の支援でいくのではないかなというふうに思っていますが、その辺はきちんと調べられてやられていると思いますので、取りあえず、事業に積極的に取り組んでいただいて、宇部の次の、新しい産

業構造の一つになるように育てていただければというふうに思います。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、射場委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、木原委員の発言を許します。木原委員。

[委員 木原 大介 君 質問席へ移動]

**委 員（木原 大介 君）** こんにちは。令心会の木原大介です。

商工費について1点お伺いします。

予算参考資料の68ページ、予算説明書の305ページの、款40商工費、項10商工費、目30観光費で、観光地域づくり推進経費のうちの、「まちじゅうエヴァンゲリオン」の開催に要する経費の、令和6年度当初では、件名はちょっと違うのですけれども、庵野秀明作品に関するという感じで3,500万円の当初予算が組まれて、令和7年度では、先日の副市長の概要説明にもあったように、グルメフェアを加えると5,000万円、1,500万円の増額となっています。

先日の報道で、エヴァのトリビュート作品のデザイン案が決まりしているので、令和7年度はすごく楽しいことをやってくれるのではないかとすごく期待します。

なので、その中の4,500万円について、経費の内訳と事業の概要について教えていただければと思います。

**執行部** お答えします。

まちじゅうエヴァンゲリオン第5弾の実施に要する経費として計上しています。

令和7年度は、トリビュート彫刻の鋳造設置や、放送開始から30年目を迎えて、全国各地で予定されているイベント等との連携なども想定した事業費となっています。

主な内訳としては、トリビュート彫刻の制作設置、版権契約に関する管理調整、企画全体の管理運営、周年記念イベントの実施及び関係者との調整、まちじゅうエヴァンゲリオンと連携する地域事業者等の調整、まちじゅうエヴァンゲリオン公式サイトの制作運営管理、連携する公共交通機関との調整、SNSによるプロモーション等の情報発信などを予定しています。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）** ありがとうございました。

聞きたかったことは教えていただけたので、僕の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、青谷議員の発言を許します。青谷委員。

[委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動]

**委 員（青谷 和彦 君）** 皆さんこんにちは。令心会の青谷でございます。

それでは、商工費について質疑をさせていただきます。

1つ目が、款40商工費、項10商工費、目20中小企業対策費、予算参考資料127ページ、中小企業振興経費のうち1つは中小企業等人材確保支援業務委託料750万円、もう1つが中小企業等競争力強化業務委託料400万円です。

この項目について、一般質問でも質疑がなされておりますが、改めて令和7年度の予算を執行するに当たり、事業概要並びに期待される効果についてお尋ねします。

**執行部** 中小企業等人材確保支援業務委託料と中小企業等競争力強化業務委託料についてお答えをいたします。

まず、中小企業等人材確保支援業務委託料につきましては、新たに宇部商工会議所内に人材確保ワンストップ相談窓口を設置し、中小企業等の人材確保を総合的に支援していくものでございます。

具体的には、相談窓口において、専任の相談員が採用活動に関する課題に対して助言を行うとともに、補助金やセミナーの活用、コンサルティング支援など、適切な支援メニューを提示することで、人材確保に向けた伴走支援を行います。

また、企業訪問等により、中小企業等の抱える人材確保の課題や、企業ニーズを把握し、効果的な支援につなげていきます。

さらには、若者の市内就職を促進するため、市内の高校と連携いたしまして、学生や保護者等と企業との交流会を開催するほか、企業の職場見学を実施します。

これらの支援により、中小企業等の大きな課題となっている人手不足の解消や、若者の市内就職の促進を図ることとしています。

次に、中小企業等競争力強化業務委託料につきましては、やまぐち産業振興財団と連携いたしまして、商品開発、販路拡大、販路開拓に向けた伴走支援として、支援企業に対しまして、新事業の転換に成功した事例を持つ企業を紹介し、意見交換や企業見学をするほか、商品開発に必要な設計や販売等に関する協力会社をコーディネートします。

また、展示会等の出展支援といたしまして、支援企業に対してPR資料の作成や、出展内容の選定などの助言を行うとともに、展示会における商談のマッチングや商談後の追跡を行い、マッチングが円滑に進むようにフォローアップを実施するものでございます。

これらの支援により、中小企業等の新たな顧客のニーズとのマッチングや、商品開発、販路開拓の促進を図ることとしています。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

まず、最初に、中小企業等人材確保支援業務委託料750万円の内訳について教えてください。

**執行部** 750万円の内訳についてお答えいたします。

内訳は、事業費が610万円、管理費が140万円となっておりまして、事業費の610万円のうち、相談窓口等による伴走支援や企業ニーズの把握にかかる費用は540万円、若者の市内就職促進に向けた高校との連携事業に係る費用を70万円としています。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

最初に話した540万円については商工会議所に事業を委託するというような感じで、70万円については、どういう委託先というか、どこが事業をされるのでしょうか。

**執行部** 今御質問のありました70万円、若者の市内就職の促進に向けた高校との連携事業に係る費用につきましては、こちらのワンストップ事業の一環といたしまして、商工会議所にあわせて委託するものでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それではもう商工会議所におんぶに抱っこという言い方は失礼ですけれども、商工会議所は専門分野でしょうから、そこにお任せをするということでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、質問の2、予算参考資料68ページ、款40商工費、項10商工費、目30観光費の観光地域づくり推進経費の中のインバウンド誘致に係る助成100万円について、事業概要、助成先等を確認したいと思います。

よろしくお願ひいたします。

**執行部** お答えします。

この助成制度は、令和5年度に策定したインバウンドツアーア助成金を継続するものです。山口宇部空港の国際線を利用する外国人の団体旅行バスツアーを対象とする助成制度を設け、市内への宿泊を促進する事業となります。

助成の内容については、乗客数10人から19人が3万円、20人から29人が5万円、30人以上が5万5,000円を助成することとしています。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

これは県内他市でも取り組まれていると思うのですが、その助成金の額について、宇部市は遜色ない額を提示されているのでしょうか。

**執行部** 近隣市町の助成額と同額程度を設定しております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ちなみに、助成先というのはどういうところになるのでしょうか。

**執行部** ツアーを企画する旅行会社に助成をしております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは、主に国外の旅行会社になるのですか。

**執行部** お答えします。

主に国外の旅行会社であります。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** それでは、国外の旅行会社とのやりとりというのは直接されているのか、それともどこか、県を介してやりとりされているのか確認をしたいと思います。

**執行部** 県を通じてやりとりをしています。

もちろん宇都市からもそうなのですけれども、いろいろなところを通じてやりとりをしています。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは山口県を通じてということは、各県内の市町を平等にというか、別に宇部だけ頑張れではなくて、県内の市町を平等な扱いで取組をされているのか確認します。

**執行部** 県内で主にチャーター便を利用するお客様が対象となります。

県内の宿泊ができるだけ獲得するという方向で、県を中心として調整をしております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

例えば、宇都市独自でそういう助成先にアタックするというか、そういうことはできないのでしょうか。

**執行部** お答えします。

お声掛けはできると思うのですけれども、やはりツアーを企画するほうは全体のツアーの参加費とか、そういうもののを見ながらやっていきますので、連絡先等ネットワークはあるのですけれども、なかなか直接お声掛けして、何とか宇都市にということは、今のところ、あまりやっていません。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

できれば、宇都市の事業なので、宇都市が直接アタックとか連絡をしていただいて、もっとアピールしていただけることを期待して、以上で、質問終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

これで、商工費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、土木費について、質疑を行います。

質疑の通告は5名あります。通告順により発言を許します。

まず、順位第1番、松岡委員の発言を許します。松岡委員。

〔委員 松岡 伸一 君 質問席へ移動〕

**委 員（松岡 伸一 君）** 公明党宇部市議会議員団の松岡です。

それでは、項35都市計画費、目18まちづくり推進事業費、予算参考資料145ページになります。

中心市街地都市機能居住誘導事業費についてお伺いをいたします。

中心市街地建物リノベーション事業費補助金について、令和7年度予算は549万5,000円ですが、令和6年度の当初予算では1,000万円が計上されております。

比較するとおよそ45%の減となっておりますが、この減額の理由と実施内容についてお伺いいたします。

**執行部** お答えします。

本事業の実施内容から説明させていただきます。

本事業は、中心市街地の空き物件を有効利用することで、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能を誘導し、にぎわい創出を図ることを目的としております。

内容につきましては、空き物件をカフェなどの飲食店やオフィス等にリノベーションする改修費の一部と、店舗の賃借料の一部を助成するものとなっております。

減額の理由でございますが、先ほど委員がおっしゃられましたように当初予算、令和6年度は1,000万円でございましたが、それに比べまして450万円の減額ということになっております。これにつきましては、令和4年度から令和6年度までの3か年の実績を踏まえたうえで、決定をしております。

以上でございます。

**委 員（松岡 伸一 君）** ありがとうございます。

令和6年度の実績について、申請の件数など分かれば教えてください。

**執行部** 令和6年度の実績件数でございますが、まず、申請件数は6件ございました。

この申請後に商工会議所や中小企業診断士などで構成しますリノベーション事業補助金の審査会を行います。

この審査会の結果、令和6年度に交付した件数としては4件となっております。

以上でございます。

**委 員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

ありがとうございます。

中心市街地は、これから本格的に整備が進む予定だと思いますが、この空き店舗をリノベーションして活用して活性化を図る事業に大いに期待を持っております。

知人も、この事業を活用させていただいてやっているのですが、非常に助かったという声も聞いておりまし、またこれからやりたいという声も聞いておりますので、1件でも多くの方が、この制度を活用してもらえるように、対象のエリアについて柔軟に対応を検討していただきまして、進めさせていただきたいと思っております。

令和7年度はときわスクエアの建設もいよいよ始まってまいります。中心市街地が人の集まる場所になり、にぎわいの拠点となるように期待をいたしまして、質疑といたします。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、松岡委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、吉松委員の発言を許します。吉松委員。

[委員 吉松 剛 君 質問席へ移動]

**委 員（吉松 剛 君）** それでは、土木費につきまして3点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、款45土木費、項35都市計画費、目20公園管理費で、予算参考資料の69ページになります。

ときわ公園ブランド推進経費、集客対策のためのイベント開催、情報発信等に要する経費の中の、委託料、TOKIWAファンタジア装飾業務委託、TOKIWAファンタジア入場受付等業務ほかという、5,522万3,000円がありますが、まず、内容を教えてください。

**執行部** お答えいたします。

委託料5,522万3,000円の内訳といたしまして、TOKIWAファンタジア装飾業務委託など、TOKIWAファンタジアの開催に要する費用が4,703万1,000円、ときわ公園開設100周年のイベントに要する費用が500万円、そのほかのイベント開催などに要する費用が319万2,000円となっております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** TOKIWAファンタジアの開催に要する経費が4,703万1,000円ということですが、その内訳を教えてください。

**執行部** 内訳についてお答えいたします。

まず、装飾業務委託として4,000万円、入場受付等業務委託として490万6,000円、そのほかPR動画作成業務や点灯式の開催などに要する費用が、212万5,000円となっております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** 装飾業務委託4,000万円ですが、その業者の選定方法を教え

てください。

**執行部** 選定方法などについてお答えいたします。

本業務におきましては、プロポーザル方式による随意契約により、業者選定を行う予定としております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** プロポーザルということですけれども、仕様書の中に宇都市独自の何か条件等があれば教えてください。

**執行部** 令和6年度からのものとして、お答えさせていただきます。

令和6年度から装飾業務委託の契約に当たりましては、来場者数を成果指標とし、5万人を基準値、7万5,000人を成果目標といたしました。

成果目標を達成しない場合は、基準値と成果目標とに生じた入園者数の差に応じて最大で200万円減額する内容とし、一部成果に連動した契約としております。

令和7年度も同様に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** 分かりました。

TOKIWAファンタジアにつきましては私も毎年行っていますし、多くの市民の方が楽しみにしていますので、ぜひよいものにしていきますようお願いしたいと思います。

次2点目ですけれども、予算参考資料71ページ、公園整備事業費になります。

その中のときわ公園整備事業費の施設等整備、改善に要する経費、その中の公有財産購入費（用地購入）と補償、補填及び賠償金（補償金）というのがありますが、まず内容を教えてください。

**執行部** お答えします。

まず、購入する用地の位置について説明させていただきたいと思います。

常盤ふれあいセンターから、ときわ湖水ホール入り口方向に向かっていきますと、すぐに信号機のある交差点にぶつかります。

その交差点から見て、北西側、進行方向でいうと左手側になりますけれども、そこに臨時の駐車場がございます。

それで、令和7年度は、この臨時駐車場の北側に接している用地、約4,200平方メートルを購入する予定としております。

続きまして、用地の購入目的ですけれども、ときわ公園は、地域防災計画により、防災機能を確保し、今後整備していく公園です。

令和7年度購入する用地は、平常時は臨時駐車場として、また、災害時には、既存駐車場と合わせて、仮設住宅建設用地などの災害関連施設の建設や災害資機材置場などの設置も想定した土

地利用を目的として購入するものです。

続きまして、建物補償についてですけれども、当初予算で4,000万円ほど計上させていただいています。

これは、購入予定地に現存する家屋、植えられている樹木、ブロック塀等の構造物に対する補償となっております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** よく分かりました。

最後ですけれども、項45住宅政策費、目10住宅政策事業費、予算参考資料147ページですけれども、空き家等対策経費の中の委託料につきまして、内容を教えてください。

**執行部** 委託料1,149万1,000円の内訳につきましては、空き家等実態調査及び空家等対策計画改定業務委託料として1,099万1,000円、空き家等緊急措置業務委託料としまして、50万円としております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** ありがとうございます。

今、空き家等実態調査及び空家等対策計画改定業務委託料と空き家等緊急措置業務委託料の内容について、もう少し詳しく教えてください。

**執行部** 内容につきまして、まず、空き家等実態調査及び空家等対策計画改定業務委託料につきましては、令和6年度で実施しました空き家の実態調査結果、データを活用して実施します宇部市空家等対策計画の改定業務の費用と、実態調査結果をデータベース化し、統合型G I Sにデータを搭載するための費用となります。

次に、空き家等緊急措置業務委託料につきましては、屋根や外壁の破損といった管理不全の空き家が原因で、通行障害など周辺に危険が生じ、所有者等の措置を待つ時間的な余裕がなく、緊急の必要があると認める場合、市が立入り禁止措置など、応急的、かつ、必要最小限度の措置を行うための費用となっています。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** ありがとうございます。

続きまして、空き家等解体費補助金とありますが、その補助金の内容を教えてください。

**執行部** 補助金の内容についてですが、空き家等解体費補助金につきましては、国の交付金を活用した補助事業でありまして、立地適正化計画における居住誘導を促進し、空き家跡地の有効活用を図ることを目的としております。

本補助金は、居住誘導区域内におきまして、昭和56年5月31日以前に建築され、老朽化した不良住宅を解体し、また、跡地を活用する場合や住宅を新築する場合に、空き家の解体費の一部を補助するものとなっております。

以上です。

委 員（吉松 剛 君） ありがとうございました。

空き家の問題につきまして、大変難しい問題というのは私も理解していますが、今回せっかく調査したわけですから、調査結果をもとに、対策計画を改定されまして、本当に、早く少しでもいいので、対応していただきますようお願いして、質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、木原委員の発言を許します。木原委員。

[委員 木原 大介 君 質問席へ移動]

委 員（木原 大介 君） 皆さんこんにちは。令心会の木原大介です。

土木費について1点ほどお伺いします。

予算参考資料の69ページの45土木費、35都市計画費、20公園管理費、ときわ公園運営経費の委託料2, 691万円の経費の内訳と事業概要についてそれぞれ教えてください。

執行部 委託料の内訳についてお答えさせていただきます。

施設等管理業務として、ときわ公園正面インフォメーションの受付案内業務委託に892万5,000円、調査測量設計として、ときわ公園民間活力導入検討業務委託に1, 650万円、そのほか、ときわ公園のホームページの保守業務やイベント情報、駐車場、利用台数などのデータベースシステムの保守管理業務委託として148万5, 000円となっております。

以上です。

委 員（木原 大介 君） ありがとうございました。

そのうちの1, 650万円について、お伺いしたいのですけれども、この予算でときわ公園が何を将来的に目指すのか、そういうのがあれば教えてください。

あと、事業概要をもうちょっと詳しく。

執行部 それではお答えいたします。

目標といたしましては、持続可能な公園の管理運営と新たな魅力づくりを推進するため、民間活力の導入の可能性及び事業手法等について、調査検討を行い、今後の方向性を取りまとめることを予定しております。

進め方といたしましては、まず、ときわ公園の現在の収支状況を踏まえ、民間活力を導入した場合の事業範囲に対する事業規模の算定を行います。

次に、広く民間事業者のサウンディングを行いまして、民間活力導入に向けての課題を整理するとともに、ときわ公園に関するステークホルダーに対しても意向確認を行い、事業効果の検証や公的財政負担の削減額以外にも、地域経済にもたらすメリットなどを整理することとしています。

以上でございます。

委 員 (木原 大介 君) ありがとうございます。

ときわ公園は100周年を迎えるし、かなり情が入っている公園だと思うので、そうなのですが、さすがにここまで大きくなると、もうそんなことを言っていられなくて、理をもってやらなければいけない。

そんなふうになってもコストカットを優先させて、安からう悪からうとかならないように、いい未来のときわ公園ができるように期待して、僕の質問を終わります。

ありがとうございます。

委員長 (猶 克実 君) 以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

[委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動]

委 員 (青谷 和彦 君) 令心会の青谷でございます。

それでは、土木費について質疑をさせていただきます。

最初の質疑は先ほどの吉松委員の質疑とも重なりますが、あえてもう一度お伺いをしたいと思います。

款45土木費、項35都市計画費、目25公園整備事業費、予算参考資料71ページ、ときわ公園整備事業費の中の公有財産購入費4,900万円について、改めて、まず、最初に概要をお伺いいたします。

執行部 まず、購入目的について……。

委 員 (青谷 和彦 君) 概要から。

執行部 場所という意味ですか。全体ですか。

場所につきましては先ほどちょっとお話しさせていただきました。

今回購入する用地につきましては、災害……

委 員 (青谷 和彦 君) 概要しか聞いていないです。

委員長 (猶 克実 君) 今、ちょっと待って。答弁している。

事業概要について、購入目的ではなくて、その事業概要について説明を求めています。

執行部 事業概要につきましては、約4,200平方メートルの用地を購入することとしております。

大変申し訳ありませんでした。

委 員 (青谷 和彦 君) ありがとうございます。

先ほどマップで確認したのですが、今のときわ公園の駐車場のマップ上でいうと上の青い建物が建っている場所でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、改めまして購入目的についてお伺いいたします。

**執行部** 購入目的についてですけれども、ときわ公園は、地域防災計画により、防災機能を確保し、今後整備していく公園です。

令和7年度購入する用地は、平常時は臨時駐車場として、また、災害時には、既存駐車場と合わせて、仮設住宅建設予定地など災害関連施設の建設や、災害資機材置場などの設置を想定した土地利用を目的に購入いたします。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは、4, 900万円の積算根拠について、お伺いいたします。

先ほど地図で確認した限りには建物は建っておりませんので、当然その除却費用を除いての購入価格ではないかとは思いますが、そこの確認をしたいと思います。

**執行部** まず、購入用地につきましてですけれども、地目が宅地と山林がございます。

地目宅地につきましては、1平米当たり3万1,000円、面積が1,535平米、それと、山林につきましては、1平米単価が500円、面積が2,676平米となっております。その合計で4,900万円という数字になっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは、当然災害が起きたときに先ほど話しましたように、仮設住宅や災害機能に関連した臨時の施設を建てるということなので、今の建物は残したまま使われるのでしょうか。

**執行部** 現存する建物につきましては、解体をする予定になっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは、購入費用は4,900万円プラス解体費用ということになろうかと思うのですけれども、その解体費用は幾らを見込まれているのでしょうか。

**執行部** 解体費用は、予算参考資料でいきますと、71ページの下から2段目の補償費になっております。金額としては、4,000万円を計上しております。

この4,000万円の内容につきましては、現存する建物、周辺のブロック塀等の工作物、今建っております……

**委員長（猶 克実 君）** 今の質問は、解体費は幾らかという質問です、

**執行部** 解体費だけですか。

今ちょっと解体費だけというのはちょっとはじいていない、手元に資料がございません。

全体で4,000万円と積算しております。

**委 員（青谷 和彦 君）** すごく当たり前の話なのですが、建物が建っている土地を購入するというときに、当然、その購入費に、建物の解体費用というのは、それを使わない限りは加わるわけですよね。

今、その費用が積算をされてない中で、購入をされる、今ざっと、解体費用というのはまるつきり今、積算の上では上がってきていないのでしょうか。

**執行部** 全体で、取りあえず今4, 000万円としております。

そのうちの解体費用につきましては、今年の7月ぐらいに、まず家屋調査というのを出します。それによって、価格を確定するということになっておりますので、現時点では申し訳ありませんが確定しておりません。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは4, 000万円については、解体費用と補償費も含まれているということなので、4, 200平米の土地を今8, 900万円で買おうとされているわけですが、この財源はどういうふうになっていますか。

**執行部** こちらの事業は、国費を利用しております。

まず、用地購入費につきまして4, 900万円のうち、3分の1が国費になりまして1, 633万3, 000円で、市債が充当率90%になりました2, 940万円、一般財源が326万7, 000円となっております。

続きまして、建物補償の4, 000万円につきましては、こちらも国費が3分の1で1, 333万3, 000円、市債が充当率90%で2, 400万円、一般財源が266万7, 000円となっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** すみません、最後の御答弁のチダイ、なんて言いましたか。

ちょっとすみません、もう一度聞き取れなかったので。

**執行部** 一般財源、俗に言う一財でございますけれども、266万7, 000円でございます。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 私からちょっと確認します。

さっきの補償費の4, 000万円のなかに解体費が入っているということでよろしいのですね。

**執行部** はい。

**委員長（猶 克実 君）** はい。青谷委員。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

国の財源が3分の1あるとはいえ、宇部市の市債の合計が5, 340万円。

ざくっとすみません、四捨五入をしていますが、市債だからという話はあるかもしれません、今、公有地はできるだけ売り払って身軽になっていこうという宇部市の流れの中で、あえて、令和7年度に必要なものなのか、必ず必要だから買いますというような答弁に聞こえない。

それをあえて、公有地を売払いしていくという方針の中で、令和7年度予算を立てて、新たにまた公有地を買われるというのはもっと明確な目的がないと私には理解できないのですが、その

目的を改めて教えてください。

**執行部** お答えいたします。

現在、ときわ公園の事業認可区域内の中には、まだ多くの未購入の土地が存在しております。

地権者から、市に対しまして、早期に用地を買ってほしいという御要望もいただいております。

また、都市計画法上、公園用地としての網をかけてしまますと、建築物の規制など様々な規制や制限がかかっておりまます。

地権者は、自由な土地利用ができないようになっていますので、これらを考え、ときわ公園の事業進捗を図るとともに、地権者の要望に対応するため、土地を購入していくための予算を計上させていただいております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** 改めて、お聞きします。

令和7年度に購入する必要があるのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

**執行部** やはり今、地権者の方にいろいろ制限をかけております。

地権者の方からも、土地を購入してほしいというお話が来ておりますので、地権者の方に、今までかけている負担等をできるだけ早く取り除くためにも、令和7年度購入を検討しております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** 少し質問を変えます。

今多くの購入希望者がいらっしゃるというふうな御答弁がありました。

なぜこの土地を令和7年度に選ばれたのでしょうか。

**執行部** 購入していく順番につきましては、いろいろな方から御相談を受けておりまして、言い方は悪いですけれども、早く市に対して相談をしてこられた方、そういう方から順次購入していくというふうに、順次やっております。

以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** 青谷委員、同じ質問になると思うのですけれども、答弁に納得できないのだったら、市長に聞きますか。青谷委員。

**委 員（青谷 和彦 君）** いや、今すごいこと言われたなと思ったのが、順番で早く言った人の土地を先に買いますみたいな話をいただいたのですが、行政の在り方として、早い者勝ちで早く要望があったからここを買われるという理由については、宇部市の必要性と全くリンクをしないので、到底その部分には納得はできません。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 留保事項にするということですか。

**委 員（青谷 和彦 君）** 留保事項にしていただいて、きちんと令和7年度にその土地を買われる目的について、きちんとした説明を求めます。

委員長（猶 克実 君） 確認しますけれども、先ほど、市の資産を減らしていこうという中で、今、令和7年度にときわ公園のこの土地を購入する理解できる説明がほしいということですか。

はい、分かりました。

留保事項とします。

青谷委員。

委 員（青谷 和彦 君） はい、ありがとうございます。

それでは次の質問に移りたいと思います。

款4 5 土木費、項3 5 都市計画費、目4 5 建築開発指導費の中の建築物耐震化促進事業費についてお尋ねします。

まず1点目、木造住宅の耐震診断に耐震診断員を派遣する費用276万円の概要についてお尋ねします。

次に、木造住宅の耐震改修等に要する費用の補助650万円についても概要をお尋ねします。

ちなみに耐震診断員派遣につきましては、令和6年度の74万円から276万円へ増額となっています。

また、木造住宅の耐震改修等に要する費用の補助については、200万円から650万円に増額になっています。

あわせて、この理由も教えてください。

執行部 お答えいたします。

本市では、国や県の補助事業を活用し、旧耐震基準で建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震性のない木造戸建住宅の耐震改修、除却に対する補助制度を実施しています。

近年の能登半島地震や南海トラフ臨時情報の発表などにより、市民の地震に対する備えの意識も高まりつつあり、令和6年度は早期に募集件数に達したことなどにより、件数の拡充を望む声が多くありました。

このようなことから、地震発生時に人命を守り、より一層災害に強いまちづくりを推進していくため、令和7年度から木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却に対する補助制度を拡充しております。

具体的には、無料耐震診断を令和6年度10件から、令和7年度30件に、耐震改修を1件から5件に、除却を2件から3件に拡充しています。

なお、補助限度額については、令和6年度と変更はなく、耐震改修については、工事費の80%、100万円を上限とし、除却については、工事費の23%、50万円を上限としています。財源については無料耐震診断及び耐震改修は、国費が2分の1、県費が4分の1、市費が4分の1、除却は国費が2分の1、市費が2分の1となっています。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

ということは増額の理由については、能登半島地震等々の発生を受けてやはり宇部市民の方からそういう要望が多かったので、その要望を満たすために令和7年度増額したという理由でよろしいでしょうか。

増額分については、令和6年度の要望を加味した金額ということで、このぐらいの金額であれば、要望に応えられるというような積算でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

しっかりと市民の安心安全のために尽力をしていただきたいと思いますし、宇部市においては、南海トラフ地震だけではなくて、大原湖断層系の断層が動くと、山口宇部空港でも震度6弱6強の地震が起こるということで宇部市の東部に大きな災害が予想されていますので、その災害を未然に防止するため、しっかりと尽力していただければと思いますし、以前一般質問でも申し上げましたが、1981年以降の建物も、2000年の5月までに建築確認を受けた建物については、まだまだ倒壊の恐れがあるというようなグレーゾーンの建物も数多くありますので、今回は1981年以前の建物だというふうな理解をしておりますが、その部分にも、光を当てていただければと思っていますがちょっと一言お願いします。

執行部 現在、国では、能登半島地震を受けて、国土交通省の有識者委員会が設置され、現行耐震基準等の妥当性について、調査を行い、令和6年11月に中間取りまとめが公表されたところです。

その中で委員のおっしゃる1981年6月から、2000年5月以前の耐震基準で建築された木造建築物の被害要因や、被害のなかった建築物に対する要因分析などが、引き続き検討すべき課題として挙げられています。

本市としましては、1981年6月から2000年5月以前の耐震基準で建築された木造住宅への対策に対する、今後の国の動向を注視し、國の方針等が示されれば、その方針等に基づき、木造住宅の耐震性の確保等について取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

やはり市民の方は専門家ではないので、1981年以後であれば安心だというような、少し、勘違いもされることもあるかもしれませんので、その辺の啓発の意味も含めて、しっかりと市民の皆様方にお知らせをしていただけると、ありがたいなと思っています。

それでは次の質疑に移ります。

款45土木費、項45住宅政策費、目10住宅政策事業費、住宅リフォーム等総合支援事業費の助成金3,000万円についてお尋ねします。

この事業の補助率、限度額、対象となる工事について教えてください。

**執行部** 補助率は、対象工事費の20%、補助上限額は15万円とする予定です。

また、補助対象工事につきましては、屋根、外壁等の断熱化施工、高効率給湯器、断熱ユニットバスの設置など、令和6年度の内容を基本といたしますが、令和7年度は、地震などによる通電火災を予防する観点から、新たに、震機能つきの分電盤取替工事につきましても、対象工事に追加する予定としています。

なお、震機能つきの分電盤取替工事につきましては補助額を一律3万円とする予定です。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

令和6年度少し予算規模が縮小されていたわけですが、令和7年度にまた、以前のとおりの予算規模になったこと、大変うれしく思っています。

今の耐震ブレーカーにつきましては、当然単独ではなくてほかのリフォーム工事と抱き合わせみたいな形での補助というようなことによろしいですか。

**執行部** このたびの震機能つきの分電盤取替工事につきましては、別建てというふうに考えておりまして単独でも施工が可能ですし、ほかの今までの対象工事と合わせての申請も可能としております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今の耐震ブレーカーは多分、六、七万円ぐらいで購入できると思いますが、その半額を補助していただけるということで、先ほどの、やはり災害が起きたときの火災に対する備えとしては、大変頼もしい限りだと思っております。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 青谷委員、ちょっと待って。

先ほど、青谷委員より、留保事項の申入れもありましたけれども、手続上、この際お諮りします。

ただいまの青谷委員のときわ公園整備事業費の公有財産購入費に関して、留保事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（猶 克実 君）** 御異議なしと認め、留保事項といたします。

以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は、15時13分とします。

———— 午後3時3分休憩 ———

---

—— 午後3時13分再開 ——

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、質疑を再開します。

先ほど、留保事項に対しまして、審査要領にありますように、留保事項に対する質疑は、全ての会計に対する質疑の終了後、討論、表決に入る前に行います。

質疑を続行します。

土木費の順位第5番、時田委員の発言を許します。時田委員。

[委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動]

委 員（時田 洋輔 君） それでは早速ですが質疑します。

2点通告していましたけれども、質問の1は、同じ趣旨ですので、省略いたします。

準備していただきまして、すみません。

では、質問の2の各市道改良事業費ということで、予算参考資料155ページです。

まず、第1点で、令和7年度はどういう工事などを計画されているのか、この予算参考資料からは、「など」というところで見えてきませんので、まずそこを確認いたします。

執行部 お答えします。

各市道改良事業費の9,515万7,000円のうち、工事請負費が9,500万円となっております。

この工事請負費9,500万円について説明いたします。

令和7年度の計画としては、道路整備における市民要望の適正管理システムに基づく令和6年度の要望分の12件と、過去の要望分の継続分42件、そして、施策として行う6件、全部で60件の施工を計画しております。

以上でございます。

委 員（時田 洋輔 君） 施策の6件の部分をもうちょっと詳しく、どんな工事を予定しているかをお願いします。

執行部 お答えします。

6件全て御説明しますが、路線名で御説明いたします。

まず、高嶺中山線、それから藤曲厚東川線、琴芝通り南京納川津線、それから長原三神社線、それから岐波門前線、それと、洲角サヤノ峠線、この6路線の側溝整備とか道路改良工事を計画しているところでございます。

以上でございます。

委 員（時田 洋輔 君） それぞれどういう経緯で、その工事の計画に令和7年度上がったかをお願いします。

執行部 この6路線については、当然、市の職員のパトロールで発見したものもあれば、地元

の要望をきっかけに、施策として実行しないと、工事をしないといけないというような判断をしたるものでございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 令和6年度の一般質問で、小羽山の工事を取り上げましたけれども、ああいう感じで地元からの要望もないというような工事は入っていますか、今の6件に。

**執行部** ちょっと手元に資料がございませんが、恐らくは、全て要望をいただいたことがきっかけではないかと思います。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 先ほどの青谷委員の質疑と重なりますけれども、明確ではないですね。

この前の一般質問の答弁では地元要望がなくてもやりますとおっしゃって、その一方では、令和7年度は地元要望がないものはありません、地元要望に沿って令和7年度はやりますと、市の施策であってもというところで、何でそんな違いが、令和7年度特別に、何か、やり方を変えようとなつたのですか。

いや、私は市民要望できちんと市民が知ってやるべきだと思いますけれども、明確な、なぜ令和7年度、そこに着手しようと、計画されたのかを、もうちょっとできちんと、それぞれの路線について、令和何年何月何日どんな要望があつて、どういう工事が必要で……

**委員長（猶 克実 君）** 時田委員、何月何日に要望があつたかどうか、そこまで答弁できない……

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

いずれにしろ令和6年度のいつ頃とか、きちんと、どういう市民から、地元から要望があつた、なかつたらいいですけれども、本当にそれが適切に令和7年度にやるべきどうかと判断するのに必要なので確認します。

**執行部** 申し訳ありません。

先ほど申し上げましたように、今手元に資料がございませんので、お答えできません。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 予算の審査するに当たり必要なので、ちょっと何月何日は別として、大体の大まかは知りたいので、確認したいので、資料をちょっと揃えてもらって答弁を願います。

**委員長（猶 克実 君）** 暫時休憩します。

―― 午後3時19分休憩 ――

―― 午後3時30分再開 ――

委員長（猶 克実 君） 質疑を再開します。

ただいまの時田委員の質疑に対する答弁に少し時間がかかるようなので、土木費の審議は中断し、次に進めたいと思います。

一旦、自席に戻ってください。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、消防費について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、消防費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、教育費について、質疑を行います。

質疑は通告が8名ありますので、通告順により発言を許します。

まず、順位第1番、松岡委員の発言を許します。松岡委員。

〔委員 松岡 伸一 君 質問席へ移動〕

委 員（松岡 伸一 君） 公明党宇部市議会議員団の松岡です。

それでは最初の2つが同じテーマになりますので、あわせて質疑をさせていただきます。

項15 小学校費、目10 学校管理費、あわせて、項20 中学校費、目10 学校管理費、予算参考資料164ページ、165ページにあります。

児童生徒健康管理経費の健康診断の実施についてお尋ねしております。

小中学校で行われる健康診断について、予算は令和6年度と同程度になっておりますけれども、その実施内容についてお伺いいたします。

執行部 お答えします。

小中学校では、児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法に基づき、毎年4月から6月にかけて、児童生徒の定期健康診断を実施しております。

検診項目は、内科、歯科、眼科、耳鼻科、尿検査、心電図検査となっておりまして、内科、歯科、眼科、耳鼻科、尿検査については、毎学年、心電図検査につきましては、小学校1年、中学校1年で実施しているところです。

内科、歯科、眼科、耳鼻科の診断に当たっては、各学校医が実施し、尿検査、心電図検査につきましては、市が委託した専門業者が実施しております。

また、実施後につきましては結果を本人及び保護者へ通知しまして、疾病、健康上の問題が疑われる場合は、医療機関での早期受診を勧めているところでございます。

以上でございます。

委 員（松岡 伸一 君） 分かりました。

令和6年6月議会で一般質問をさせていただきましたけれども、学校で健康診断を受診できな

かった場合の対応について、予算の増減はありませんけれども、令和7年度にどのような対応ができるか、お尋ねいたします。

**執行部** お答えします。

まず、内科につきましてですが、未受診の児童生徒を対象に学校医の医療機関での個別健康診断を、7月から9月にかけて実施することといたしました。

また、定期健康診断で未受診の健診項目がある児童生徒を対象とした集団健康診断、こちらも11月に実施して、この2段構えで健康診断を実施する機会の確保につなげていくよう考えております。

**委 員（松岡 伸一 君）** ありがとうございます。

様々な事情で、当日受診できない子供がおられると思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

そして2段構えの対応をしていただけて大変感謝いたしております。

また受診できなかつた児童生徒の把握、また、受診への勧め方をどのようにされるのか分かれれば教えてください。

**執行部** 先ほどお伝えしましたように定期の健康診断の未受診者について、各学校で把握しているところでございますので、そちらについては丁寧に学校から案内をするようにこちらのほうでも書面を整えて案内していきたいと思います。

希望に基づいてというところになりますが、学校教員としっかりと共有して、啓発活動も続けてまいりたいと思います。

**委 員（松岡 伸一 君）** ありがとうございました。

1人でも多くの児童生徒、今まで受けられなかつた子がまた受けられるようにできるように進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいいたします。

ここはこれで終わります。

続いて、項45青少年教育費、目20学校安心支援費、予算参考資料167ページ、ふれあい教室等不登校対策推進経費について、お伺いをいたします。

406万2,000円の予算のうち、フリースクール等利用料の補助に要する経費が、令和6年度109万2,000円に対して、令和7年度88万円と減額になっておりますが、この理由についてお伺いいたします。

**執行部** お答えいたします。

この金額88万円の額については、令和6年度の実績の見込額、約78万円をもとに、そして、対象者の増加を考慮した金額を計上しております。

以上です。

**委 員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

あと今まで、令和6年度までとか、この制度を活用した年度ごとの人数が分かれば教えてください。

**執行部** お答えいたします。

この制度は、令和4年8月から開始しております。

令和4年度は6人、令和5年度は5人、そして令和6年度は11人となっております。

以上です。

**委 員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

実情に応じての減額ということで、理由については理解できましたけれども、まず令和6年の3月の予算決算委員会でも、同じ項目の質疑をいたしました。

認定を出すに当たって基準があるということも承知をしておりますけれども、不登校児童生徒数は増加をしております。

総体的にこの制度の受けられる対象者も多くなっているのではないかと思います。

理想的には、対象者が増えれば、予算も増やして対応することができるのが一番望ましい形ではないかなと思いますけれども、そうはならず、残念ながら毎年減額ということで、そういう、なかなか理想的な形にならない要因の1つとして、認定のフリースクールが1つという現状が長く続いていることが挙げられるのではないかなと思っております。

様々な子供の原因があつて不登校で学校に行けないという状況もあると思いますけれども、この学びの機会を提供するという1つとして、このフリースクールの役割は非常に大きいと考えますので、今後、認定の要件も再考する等も含めて、積極的な市の対応をお願いしたいなと思っております。

以上で、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、松岡委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、射場委員の発言を許します。射場委員。

[委員 射場 博義 君 質問席へ移動]

**委 員（射場 博義 君）** それでは早速質疑に入らせていただきます。

今、松岡委員と全く同様の質疑になるのですが、ちょっと視点を変えます。

先ほどの説明は分かりましたので、その部分は省かせていただきます。

予算参考資料の164ページの小学校の児童の健康診断の実施と、中学校の生徒の健康診断の実施の項目が全く一緒ということで、そちらの件について質疑をさせていただきます。

まず、今回、診断でいろいろ説明が先ほどありまして、個人の生徒にも通知されているということなのですが、まずその中で近年の傾向、どういうふうな病気が、今、現実的に分かるかどうかお尋ねします。

**委員長（猶 克実 君）** 今のということは、令和6年度のことですか。

委 員（射場 博義 君） 近年の傾向です。

執行部 未受診者の傾向ということですか。

委員長（猶 克実 君） 射場委員、もう一度お願ひします。

委 員（射場 博義 君） 健康診断をされているということで、血液検査とかいろいろされているので、病気的にとか、いろいろ健康上どういうふうな変化があるかということで、傾向がつかめているのかどうか。

単純に健康診断を実施して、ただ本人に知らせるだけということなのか、健康診断をすることによって、例えば教育委員会としても各学校としても傾向をつかんで、今後の対策につなげていくかというふうなことがあるのかないのかということなので、最近の傾向というのが、どういうふうに見てとられているかというのをちょっと分かればよろしいのですが、すみません。

執行部 一般的なところからかもしれませんけれども、傾向としてはやはり視力の低下は全国的に言われているように本市においても見受けられるかと思います。

歯科等についても課題がないとは言えない状況というところです。

すみません。広いところではございますけれども、大きくはそのように捉えております。

委 員（射場 博義 君） 事前にもう少し詳しいことをお願いしておけばよかったです、この傾向によって、要はせっかく実施する健康診断なので、それを使った経費で分かったことをどういうふうに、今後の健康的なことに生かすかということは今後にちょっとつなげていただければというふうに思っています。

それともう1点が、以前もちょっとお伺いしたことあるのですが、今の話では先ほどの説明ではちょっと該当はされていないようですが、スポーツ障害とか、例えばスポーツをして肩を痛めるとか、そういうふうなことのスクリーニングができないかと以前お聞きしたことがあるのですが、今回そういうふうなスクリーニング検査というのが健康診断に入っているのかどうか、これ再度確認です。

それともう1点がメンタル的なものが最近、やはり年齢が低年齢化していて、メンタル的なものが相当あるので、そういうふうなスクリーニングというのも、この健康診断に現時点で組み込まれているかどうか。

執行部 お答えいたします。

まず、スポーツ障害等のスクリーニングについては、学校保健安全法が改正されておりまして、平成28年度から四肢の状態等を確認する運動器検診が追加されて、本市においても、検診を行っているところでございます。

あわせて、メンタル面でのスクリーニングについては、現行の学校保健安全法に基づきまして定期健康診断の検査項目とはなっておりません。定期健康診断でメンタル不調等のスクリーニングが実施されていないという状況になります。

しかしながら、各小中学校において児童生徒に対して毎週、例えば週1回アンケートと称しまして、メンタル不調等の発見へともつながる調査等を行っているところです。

調査結果を踏まえてスクールカウンセラー等と連携し対応となっています。

加えまして、定期の教育相談という形でも行われております、心の状態の把握に努めておるところでございます。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

メンタルのほうは、分かりました。

スポーツ障害なのですが今言われたようにもう平成28年度から進んでいるということなのですが、今回のこの予算の健康診断の実施というところに予算化されているとの表現で、よろしいですか。

**執行部** 検査項目に入っておりますので、そこに取り込まれているという理解でお願いいたします。

**委 員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

スポーツ障害は気になっていたので、導入されているということで安心いたしました。

引き続き、メンタルの件をもう少し、今、やられているプラス……。今、社会人を見てみるとどんどん増えているということは、低い年齢のところからいろいろな取組をされたほうがいいのではないかなと思います。早期発見ということで、こういうふうな検診を利用されたらどうかと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、射場委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、甲谷委員の発言を許します。甲谷委員。

[委員 甲谷 理温 君 質問席へ移動]

**委 員（甲谷 理温 君）** 公明党宇部市議会議員団の甲谷でございます。

早速質疑に入らせていただきたいと思います。

款55教育費、項50保健体育費、目10保健体育総務費、予算参考資料ですと72ページ、予算説明書396ページ、こども元気スポーツ推進経費の令和7年度全国高等学校総合体育大会（ソフトテニス）開催助成について質疑させていただきたいと思います。

本市の中央公園テニスコートで全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが行われることは、誠にうれしいことと思っております。

その予算が3,200万円と、結構な高額だなという印象を持っておりました。

そこで全国の高等学校総合体育大会なので、国及び県のそれぞれの負担割合またはその額を教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

**執行部** お答えします。

全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイにつきましては、ソフトテニス競技が令和7年7月24日から31日までの間で、宇部市中央公園テニスコートで開催されます。

開催に当たっては開催時に実行委員会を組織し、運営することとなっております。

宇部市の開催のソフトテニス競技大会における経費について、国・県・市の負担ということでお答えをさせていただきます。

予算計上時の試算では、国が約100万円、県が6,500万円、市が3,200万円となつております、この3,200万円につき、このたび予算計上させていただいたというところでござります。

以上です。

**委 員（甲谷 理温 君）** ありがとうございました。

もう少し国の予算が高いのかなと思ってちょっと100万円というのに驚きを隠せない状況です。

特に、財政が厳しい小さな自治体とかは、今後大変になるのだろうなというのがあります。

また最近ブロック単位で、開催になっていますので、恐らく10年以内にまた、本県、中国地方でも開催されることは予想されると思います。

本市にとっての財政負担は少ないとは言いがたい額ですが、あくまでも主役は頑張っている高校生たちです。

未来のある高校生ですので、ぜひとも、この3,200万円をしっかりと使っていただいて、整備等も進めていただいて、無事故で大成功していただければと思っております。

よろしくお願ひいたします。

私の質疑は以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、甲谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、吉松委員の発言を許します。吉松委員。

[委員 吉松 剛 君 質問席へ移動]

**委 員（吉松 剛 君）** それでは教育費について、1問ほど質問させていただきます。

款55教育費、項50保健体育費、目10保健体育総務費、予算参考資料の76ページ、新たな部活動体制整備経費、地域スポーツクラブ活動の体制整備に要する経費1,290万円について、その内容と内訳を教えてください。

**執行部** 新たな部活動体制整備経費1,290万円の内訳ということです。

これにつきましては、運動部の部活動に関するもので、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料250万円、地域スポーツクラブ活動体制整備事業支援金1,040万円となっています。

事業委託料につきましては、令和6年度から引き続き、国の実証事業の委託事業となっております。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業支援金については、新規クラブ分として40万円を20団体、継続クラブ分として30万円を8団体として予算計上させていただいております。

以上です。

委 員（吉松 剛 君） ありがとうございました。

今、国の実証事業が1件あるそうですけれども、その実証事業というのは、いつまでやる予定でしょうか。

執行部 この実証事業につきましては国の有識者会議等で現在協議されている案件ではございますが、現時点では継続の有無については確定しておりません。

以上です。

委 員（吉松 剛 君） 今、地域スポーツクラブの移行について、各団体も一生懸命やっていますので、ぜひしっかり支援していただければと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

次に、順位第5番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

委 員（青谷 和彦 君） 令心会の青谷でございます。

それでは、教育費について質疑をさせていただきます。

まず、最初に、款55教育費、項15小学校費、目20学校建設費、予算参考資料162ページの小学校施設長寿命化事業費の中の学校体育館空調設備導入調査業務委託737万9,000円について、事業概要と積算の根拠について教えてください。

執行部 お答えさせていただきます。

学校体育館空調設備導入調査業務は児童生徒の学習活動の場であるとともに、災害時には避難所としても活用される学校体育館へ、令和7年度から新たに空調設備の設置に向けた調査検討を行うものです。

概要といたしましては、経済性にも配慮した効果的な施設整備となるよう大規模空間を有する学校体育館に必要な断熱性能や災害時における利用やランニングコストを踏まえた空調機器等について調査検討を行った上で、モデルプランを作成し、概算事業費を算出するとともに、整備スケジュールの検討を行います。

今後の予定といたしましては、令和7年度に整備計画を策定し、令和8年度以降、国の補助事業を活用しながら、計画的に整備を進めていく予定としております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ということは予備的な調査を、小学校24校、中学校12校について、行うということでよろしいですか。

**執行部** そのとおりでございます。

基本的に、まだ概算事業費、どういった空調をつけるかというのも決まっておりませんので、断熱等を含めまして機種選定、いろいろな方面からランニングコスト等も含めて、しっかりとモデルをつくりまして、その中でスケジュールということで採用するものを決めていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ということは、基本設計の一つ前の業務を令和7年度に行われるということですね。

ありがとうございます。

それとこれは総括質疑でもあったとは思うのですが、一応避難所になってない小中学校が幾つかあると思うのですが、そこもこの対象になるのでしょうか。

**執行部** 基本的に、今市内には小学校中学校を合わせまして36校ございます。

そのうち、市内34校が避難所に指定されておりまして、2校が避難所に指定されていない状況なのですけれども、このたびの状況でいきますと、基本36校全てに設置をするという方向での検討をしていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

調べれば分かるのですが、ちなみにその避難所に指定されていない2校というのはどこでしょうか。

**執行部** お答えします。

2校は、川上小学校、そして楠中学校の2校となっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

文部科学省のウェブサイトを拝見させていただくと、令和17年度をゴールに、この直線がビュートと引っ張ってあるわけなのですが、本市においてもその直線の上で、今から事業を進めていかれるのでしょうか。

**執行部** 実際にこのたびの空調設備導入調査の中で、しっかり施工箇所、そして整備スケジュールなど検討するといったことで、まだ終わりというものは決まっておりません。

今のところですけども、その目標に向けて頑張っていきたいという思いはございます。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

ぜひその直線の上に乗っていただけるように期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質疑です。

款55教育費、項30学校給食費、目10学校給食費、予算参考資料171ページの食品廃棄物リサイクル推進経費942万2,000円について、算出根拠と事業概要についてお尋ねします。

執行部 食品廃棄物リサイクル推進経費について、お答えいたします。

これは学校給食施設において発生いたします調理の残渣、食べ残しの残渣の処理業務の委託料です。

令和7年度は、食品と牛乳の残渣を合わせて約137トン分の処理を見込んでいるところです。以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

137トンは、市内の小中学校、先ほど出ました36校全てが対象という理解でよろしいですか。

執行部 市内全ての小中学校が対象でございます。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

今、市内の小中学校約1万1,000人弱だと思うのですが、それだけの児童生徒がいる中で、942万2,000円、1人当たり850円ぐらい廃棄物処理にかかっているわけなのですが、もちろんこれは少なければ少ないほうがいいと思うのですが、この辺のできるだけ食品廃棄物を減らすという具体的な取組があれば教えてください。

執行部 残渣を減らすためだけの取組というわけではありませんけれども、食への興味、関心を高めるための試みといたしましては、栄養教諭が、例えば体験的な食育活動ということで、豆のさやむきをしてみたり、畑の収穫をしてみたりということで、より児童生徒たちの食への興味、関心を高める、こういった授業をした後は、残渣がちょっと減るというような話もありますので、そういった取組というのは、ずっと継続してやっているところでございます。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

SDGsの観点からもその持続性継続性はとても大事だと思いますので、引き続き、事業を前向きに進めていっていただきたいと思います。

それでは3番目の質疑に移ります。

款55教育費、項40社会教育費、目25図書館費、予算参考資料173ページ、UBE読書

のまちづくり推進事業費 29万6,000円について、事業概要をお尋ねします。

**執行部** 事業の概要についてお答えします。

事業内容については図書館を中心に、地域、学校、事業者、関係団体など多様な主体が連携し、読書活動の普及啓発等を通して、全市を挙げて読書のまちづくりを進めていこうとするものです。

内容としては、市民参加型講演会の哲学カフェや、関係団体と連携したイベント、クリエーターズライブラリーフェスなどのイベントの開催となっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

予算的には予算規模は少ないのですが、こういう読書を通してのやはり市民の様々な文化度とかそういう面においてはとても大切な取組だと思いますので、ぜひ、しっかりと引き続き取り組んでいただければと思います。

それでは4番目の質疑です。

款55教育費、項45青少年教育費、目10青少年教育総務費、予算参考資料169ページ、青少年団体育成経費157万3,000円について、対象となる団体とそれぞれの補助金額を教えてください。

**執行部** 宇部ときわ湖畔ユースホステルに対しての助成ですけれども、70万8,000円助成しております。

それと、宇部海洋少年団への助成が2万3,000円、宇部市子ども会育成連絡協議会助成金として84万1,000円の助成を計上しております。

以上になります。

**委員長（猶 克実 君）** 青谷委員、答弁が終わってから手を挙げてください。青谷委員。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今宇部ときわ湖畔ユースホステルに70万8,000円、宇部海洋少年団に2万3,000円、宇部市子ども会育成連絡協議会に84万1,000円という回答なのですが、宇部海洋少年団と宇部市子ども会育成連絡協議会についての助成金は理解はできるのですが、宇部ときわ湖畔ユースホステルに助成をしている経緯というか、理由を教えてください。

**執行部** お答えいたします。

宇部ときわ湖畔ユースホステルについてですけれども、これが、昭和40年代に、宇部市への誘致申請、要望書の提出などを行いながら、誘致活動を行うなかで、固定資産税の免除を条件として誘致決定がなされ、昭和44年に建設された経緯がございます。

そのために固定資産税の負担がないようにということで、固定資産税相当額を助成する対応を行っているものです。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

昭和44年からということは、56年間ですかね、56年前にそういう誘致をするに当たって約束をしたということなのですが、この取決めというのはずっと有効なのでしょうか。

執行部 お答えいたします。

本助成金については、誘致条件として、当時ですけれども双方が合意したものであるため、こちらについては引き続き対応していく必要があろうかと考えております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ちょっとすみません、よく聞き取れなかったのですが。

当然その昭和44年の状況と今の状況と大きく違っていて、その当時は、例えば宇都市の子どもたちも利用していたというようなこともあると思いますが、すみません、70万8,000円を助成するに当たって、宇部ときわ湖畔ユースホステルの毎年度の事業報告とかいうのは出されているのでしょうか。

執行部 お答えいたします。

実際に助成金を助成しておりますので、実績報告は提出をいただいております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） それでは今の事業報告の中には、例えば宇都市内の子どもたちが利用したとか、そういう具体的な数字とか、利用状況というのもあるのでしょうか。

執行部 実際に利用状況等というのは資料の中にございますので把握をしている状況でございます。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ということは教育委員会としては、70万8,000円の助成に見合うような、宇都市の子どもたちのためになっているという理解で、引き続き、助成をされていらっしゃるということでよろしいですか。

執行部 実際の利用状況等、今、御説明をさせていただくような形でもよろしいでしょうか。

現在の利用状況、直近なのですが、令和5年度の利用状況になります。

会場使用という形での貸室、それと宿泊、この2種類での利用者数になりますが、会場使用としては、令和5年度利用者数が全体で1,204人、市内の利用者が1,163人です。

宿泊ですが、全体の数で241人、市内の利用宿泊が62人。

全体で1,445人、うち市内が1,225人という形での利用状況になっております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

それでは宇都市にとって必要な施設という位置づけというお考えでよろしいですか。

執行部 お答えいたします。

令和5年度の実績、今、利用状況を御説明させていただきましたが、一般の方の貸室事業及び宿泊事業という形での御利用のほか、愛読者の会による読書会であったり、楽器の演奏練習など、団体の定期的な利用であったり、地域団体の方がイベント等を実施されている現状があり、一定の利用者がおられるというところがございます。

それと、あとユースホステル自体がつながりや交流を大切にしながら、地域の歴史や文化を知っていただくという目的も有していると。

また、総体的に、他の施設より低価格で利用できる施設として、一人旅に出られる方であったり、合宿等で利用されているというような利用状況がございます。

実際今県内外からの宿泊者など、一定の利用者が現在もおられるということから、利用していただきながら本市のことも知つていただけるという点で、一定の効果があるものと考えられます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

大変よく理解できました。

それでは次の質疑に移らせていただきます。

款55教育費、項45青年教育費、目20学校安心支援費、予算参考資料167ページの中で、訪問型家庭教育支援経費105万2,000円について、事業概要をお尋ねします。

**執行部** お答えいたします。

事業概要としましては、訪問型家庭教育支援チームを9チーム、計25名を配置しております。不登校をはじめ、子育てに不安や悩みを抱える児童生徒の家庭を直接訪問し、相談による対応、そして必要に応じて福祉等の関係機関へつないでいます。

このチームは1チーム2名から3名で構成しております。

スクールソーシャルワーカーをリーダー的な役割として、地域で子供の支援に関わっている主任児童委員や保護司を支援員として任命しております。

以上になります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今9チームでというお話をございました。

地区で言えば、市内に24地区あるわけですが、地区割りというかその分担をされてそういう支援を行っていらっしゃるのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

9チームというのは中学校校区で考えております。

現在3地区、これについては楠と厚東川と川上の中学校校区には、配置はしていないのですけれども、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣しております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

そういう困難な状況にある家庭というのはやはり、どういう形であらわれてくるというか、ここに行かなければいけないと、どういうところから、そういう話が、上がってくるのか、教えてください。

**執行部** お答えいたします。

訪問型家庭教育支援チームは学校と連携しておりますので、まず学校から、こういった子がいるのだなという情報もありますし、民生委員もやられておりますので、そこで情報を得られる、そして訪問するという、あと、市こども関係部署からの情報提供もございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それで、そういう困難な家庭状況の子供たちをほぼ吸い上げているという言い方が適正かどうか分かりませんけれども、目が行き届いているという理解でよろしいですか。

**執行部** お答えいたします。

そのように考えております。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは、次の質問ですが、今の学校安心支援費につきましては、先ほど松岡委員から質疑がございましたので、先ほどの質疑で理解できたので省略をいたします。

続きまして、新たな部活動体制整備経費につきましても、先ほど吉松委員の答弁で理解をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上で、終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第6番、時田委員の発言を許します。時田委員。

[委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動]

**委 員（時田 洋輔 君）** それでは、大きく2点、質疑いたします。

まず、質問の1は、読書活動推進経費で、予算参考資料の164ページの真ん中あたりに掲載されています。

これは、第2期宇部市教育大綱、教育振興基本計画によると、施策の柱1-2として、読書活動推進事業、「学校図書館司書を中心に魅力ある図書館環境を整備するとともに、保護者、地域ボランティアとの連携による読み聞かせや本の紹介等を充実することにより、児童生徒の読書に対する意欲を高めていきます」ということを施策の柱として位置づけられています。

そこで、令和7年度、どういう取組を進めていかれるのか、確認いたします。

**執行部** 今、御説明いただいたように第2期宇部市教育振興基本計画において掲げております、学校司書を中心とした魅力ある図書館環境整備及び保護者、地域ボランティアとの連携による読

み聞かせや本の紹介等を充実することにより、児童生徒の読書に対する意欲を高めていくこととしているところでございまして、令和7年度につきましても、引き続き進めてまいりたいと考えております。

**委 員（時田 洋輔 君）** 何か具体的に特徴的な取組は予定されていますか。

**執行部** 各学校において、読み聞かせ、朝読書の実施等に加えまして、学校司書をはじめ、児童生徒、教職員等によるお薦めの本の紹介や、委員会活動による読書週間の実施等が行われているところでございます。

また、学校によっては、読書通帳、読書の足跡カード、スタンプカード等を活用した啓発活動、あるいは選書会、ブックトークの開催、あるいは市で行われていますビブリオバトル等への参加等、計画・実施等がされている学校もございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** もう1つさらに再質疑ですけれども、今読み聞かせという御答弁がありましたが、宇都市内の小中学校、中学校はあまりないのかもしれないですけれども、読み聞かせの取組状況、令和6年度か何か分かりませんが、直近の数字で確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

小学校につきまして全校で実施されているところでございます。

本年度でございます。

週1回程度実施が17校、月2回程度実施が1校、月1回程度の実施が5校、学期1回程度の実施1校となっておりまして、ボランティア、PTAも含みますけれども、御参加いただいている学校が17校ある状況でございます。

加えて中学校12校ございますが、そのうち4校が実施しておりますところでございます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、そういう今の取組状況等も踏まえて質問の第2点ですが、これまでの取組状況とその結果、効果というものは、何かあれば、確認したいと思います。

**執行部** 先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、読み聞かせ、朝読書を実施、あるいは啓発活動を様々な形で行われているところを情報共有しながら、学校司書を中心に、市内で展開されるように進めているところでございます。

あわせて教育委員会といたしましては全小中学校に学校司書を配置しまして、読書活動の推進及び学校図書館の運営及び学校司書の資質向上を図るため研修会も実施している状況がございます。

毎年度、学校教育施策に関するアンケートというのを実施しているのですけれども、令和6年度における児童生徒の1か月当たりの平均読書冊数が、小学校では5.5冊、中学校では2.8冊となっているところでございます。

これらが増えていくように、引き続き、推進を図ってまいりたいと考えております。  
以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** はい、ということで推進していきたいということです。  
私も読書は大事だと思うのです。

私自身がそれでいろいろ知識を得たりとか、いろいろ、小説を読んだりとかというところで、  
ただ、私は小学校の読み聞かせに携わっているのですけれども、ある読み聞かせをされている方  
から聞くと、学校によっては、令和7年度、朝の時間にやるところが多いのですけれども、朝の  
授業始まるまでの時間短縮するに当たって、読み聞かせが難しくなるかもねと結局、令和7年度  
も続けていくということになったのですけれども、そこで第3点なのですけれども、そういうふ  
うに推進されて、令和7年度も、読書活動を推進していくという御答弁でしたけれども、果たし  
て現場の捉え方、教育委員会としては、令和7年度もそういう今までの結果も踏まえて取り組ん  
でいくというところでしたが、現場の捉え方も現場忙しくて、授業で忙しくて、子供の対応で忙  
しくてそういう僅かな時間ですけれどもそういう時間もとれない、読書なんてやる時間もないみ  
たいなところになってないかなという懸念があるのですけれども、令和7年度さらに推進してい  
くという立場のところで現場というのは、しっかりついておりますか。

対応、捉え方というのを確認したいと思います。

**執行部** 御指摘ありがとうございます。

読書活動、広く、教職員というのはやはり読書の重要性というのは、私の捉えもありますけれ  
ども皆が理解して推進に向けてというところは、可能な限りで考えていると認識しております。

それを示すものといたしまして、学校教育施策に関するアンケート、先ほどもお伝えしました  
けれども、それで、児童生徒が読書に親しむ工夫をしている、こちらで、小学校教職員は82.  
8%のものが、工夫をしている、あるいは中学校については少しちょっと下がりますけれども5  
8.5%の者が意識して課題意識を持ちながら取り組んでいる状況があるというところです。

教育委員会としてもそれをアシストするように引き続き、充実を進めてまいりたいと考えてお  
るところです。

**委 員（時田 洋輔 君）** いずれにしろ、一番は児童生徒がというところで、今そういう結  
果とか得られているところで、あとは、そういうのを踏まえながら、現場が本当無理ならないよ  
うに、現場ともしっかりと協議しながら、意義も分かってもらいながら是非、令和7年度も推進  
していただきたいと思います。

質問の2に移ります。

今度は学校給食運営経費、これは予算参考資料171ページに掲載されていますが、その中で  
まず、第1点は賄材料費について確認していきたいと思います。

賄材料費7億2,141万6,000円の見積りの根拠について確認いたします。

**執行部** 賄材料費について、お答えいたします。

賄材料費の算定は、主に令和7年度の児童生徒及び教職員の推定人数と推定の給食実施回数を基に、小学校は単価300円、中学校は330円で算定しています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** その見積りのところで、再質疑なのですけれども、教職員とかあと調理場の調理師とかも賄いで、食べていらっしゃいますけれども、そのあたりはこここの見積りの中には入っていないのですか。

**執行部** 教職員については入っております。

調理員につきましては、算定の数には入っておりませんが、先ほど令和7年度の児童生徒及び教職員の推定の人数と、推定の実施回数をもとに算定しておりますので、実際の給食の実施回数というのが、学校によっては、180回だったり190回だったりというばらつきがあるため、現在計上している予算で不足することはないと考えています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では調理員とかも入っているということですが、イで、財源は、今、お伺いしたのは小学校幾ら中学校幾らということでしたが、改めて財源について、確認いたします。

**執行部** 賄材料費の財源は、児童生徒については、保護者に御負担いただいている給食費と、給食費を上回る部分においては、おいしい給食応援事業ということで、令和7年度は、交付金を活用しまして、1食当たり50円を公費負担することとしています。

児童生徒以外の教職員、または調理員の食材費については、公費負担の対象としていないため、御負担いただく給食費が財源となりますので、上乗せ分の50円を、児童生徒の給食費にプラスして、給食費を徴収しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 児童生徒とおっしゃいますが、児童と生徒の額が違いましたよね。どちらに50円上乗せですか。

**執行部** 小学校は250円ですので、小学校の教員等は300円、中学校は280円ですので、中学校の教員等は330円が給食費となっております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

きちんと、給食費もいただいてというところで確認しました。

最後にウですが、令和7年度どういうふうに、材料の安全性の確保をされる予定ですか、確認いたします。

**執行部** 学校給食費で使用する食材につきましては、宇都市学校給食用物資規格書により、食

品衛生法の遵守などの基本事項、品目ごとの規格、学校給食衛生管理基準に基づく保管、配送中の温度の基準等を定めた上で、安全性に問題のないものを選定していきます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 食品の安全性をきちんと意識しているというのを確認できました。

以上で、その部分は終わって、次は第2点で、給食調理等委託料、同じところに掲載されていますけれども、これについて若干確認していきます。

まずは、アで、令和7年度委託される調理場についてお伺いいたします。

**執行部** 調理業務を委託している調理場ということでおろしいですか。はい。

調理業務を委託している調理場は12か所になります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、その調理場の委託料を出すわけですが、これ若干、総括説明の質疑でお伺いしましたけど、イで物価高騰への対応を確認したいのですが、求人を見てみると、調理員さんたち、本当最低賃金979円とか980円で募集かけているところがたくさんあるのですけれども、この物価高騰、人件費高騰の中委託料が足りなかつたら、撤退してしまうかもしれませんという恐れもあります。

実際に年度途中でというのも過去ありましたし、この対応を、令和7年度、何か考えてらっしゃるか、物価高騰の影響はないですよなら、それでもいいのですけれども、物価高騰などへの対応について委託料をどのように対応されるかをお伺いします。

**執行部** 物価高騰への対応です。

学校給食の調理業務委託につきましては、安定的に給食を提供するために、債務負担を設定して、契約期間を5年間としています。

契約の更新に当たっては、5年ごとに入札を実施しておりますけれども、入札に際しては、複数の参考見積書を徴取した上で、予定価格を定めており、5年間の人件費等の上昇を見込んだ所要の見込額での契約であると理解しております。

今後も、もし、その想定を上回るような人件費等の高騰の状況によっては、必要に応じて、事業者と協議しながら、適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 最後、再質疑、確認なのですけれども、今の債務負担行為で人件費の上昇分とかを見込みながらというのは適切な予算の立て方というのでよろしいですか。

**執行部** 債務負担行為は上限額という形ですから、そのあたりも含めて債務負担行為の設定というのは適切だと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第7番、西村委員の発言を許します。西村委員。

[委員 西村 享平 君 質問席へ移動]

**委 員（西村 享平 君）** 清志会の西村享平と申します。よろしくお願ひします。

先ほど、青谷委員と吉松委員が、新たな部活動体制整備経費についてという同様の質問をされて、重複しているところもあるのですが、質問させていただきます。

款55教育費、項50保健体育費、目10保健体育総務費、資料は、予算説明書399ページ、予算参考資料76ページになります。

新たな部活動体制整備経費として先ほど予算額が1,290万円ということで、同じ質問を令和6年度もしているのですが、令和6年度は1,656万6,000円の予算が組まれておりました。

一見ちょっと、令和6年度と令和7年度を比較すると予算が減っているかなというような認識なのですが、令和6年度と比べまして、令和7年度、先ほど事業概要と経費の内訳のこととは伺ったのですが、令和6年度の中では部活動の地域移行に関するコーディネーターの経費が含まれて、これ確認になるのですけれども、令和6年度は、新たな部活動体制整備経費の中に、部活動の地域移行に関するコーディネーターの経費が含まれていまして、令和7年度の予算の中には、部活動の地域移行に関するコーディネーターの経費が含まれておりません。

まず、これは確認なのですけれども、この中に経費が含まれていないという認識でよろしいでしょうか。

**委員長（猶 克実 君）** 含まれているかいないかというところですか。

**執行部** お答えします。

このたび、新たな部活動体制整備経費1,290万円の中には、コーディネーターの経費は含まれておりません。

**委 員（西村 享平 君）** ありがとうございます。

ということは、令和6年度では部活動の地域移行に関するコーディネーター経費は予算として組まれていたのですけれども、令和7年度の予算には、新たな部活動の体制整備経費に含まれていないので、このコーディネーターの経費、コーディネーターのこの事業されるのかどうか伺いたいです。

**執行部** 部活動の地域コーディネーターということで、活用して部活動の地域移行を進めていくという事業については、継続して実施する予定でございます。

令和7年度におきましては、会計年度任用職員報酬など、別予算計上ということになっており、地域コーディネーターに要する経費につきましては、会計年度任用職員報酬等経費として計上させていただいているところでございます。

委 員（西村 享平 君） ありがとうございます。

それでは、続きまして予算額の中の、国・県、一般財源ということで、国・県の250万円、こちらのほうを伺えればと思うのですけれども。

予算説明書399ページの中で新たな部活動の体制整備事業委託料250万円ということで、国と県からの財源の予算は、399ページの新たな部活動体制整備事業委託料に使用されることで、よいでしょうか。

委員長（猶 克実 君） もう一遍。今の質問ちょっと分かりにくい。理解しにくい。

委 員（西村 享平 君） 申し訳ございません。

予算参考資料76ページで予算額1, 290万円の財源内訳の中で、国・県からは250万円、一般財源は1, 040万円……。

委員長（猶 克実 君） 数字がちょっと違うみたいなので、執行部に答えてもらいませんか。財源内訳を聞いてください。

委 員（西村 享平 君） 承知いたしました。違いますか。

委員長（猶 克実 君） もう1回答えていただいたほうが正確だと思います。財源内訳について。

執行部 新たな部活動体制整備経費1, 290万円の予算内訳につきましては、国・県の委託金として250万円を財源とし、一般財源のほうが1, 040万円になっております。

以上です。

委 員（西村 享平 君） 国と県からの250万円の財源費用が、新たな部活動体制整備事業委託料で、先ほど、答弁されました実証事業ということでよろしかったでしょうか。

執行部 はい。そういう経費になります。

以上でございます。

委 員（西村 享平 君） こちらの実証事業なのですけれども、こちらの国が認定して県から依頼があつて各市町で認定された地域クラブの方が利用されるということで、地域クラブの数は、令和7年度は何クラブになるか教えてください。

執行部 令和7年度の事業計画におきましては、現在、1つのクラブに対して委託をするということで計画しております。

以上です。

委 員（西村 享平 君） ありがとうございます。

では、再質疑になるのですけれども、例えば、1つのクラブが、令和7年度は、実証事業として活動される予定だということで、新たにちょっと、宇都宮市で、この地域クラブとして、同じように認定基準に満たすような地域クラブがあらわれたときに、新たにこちらの250万円という財源は利用できるかどうかという点はいかがでしょうか。

**執行部** 令和7年度事業につきましては、先ほど申ししたように、既に県に計画等も出しているところもございますので、今現在については複数の事業者への委託については考えていないという状況になります。

以上です。

**委 員（西村 享平 君）** ありがとうございます。

聞きたいことを確認できましたので、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、西村委員の質疑は終わりました。

次に順位第8番、三好委員の発言を許します。三好委員。

[委員 三好 保雄 君 質問席へ移動]

**委 員（三好 保雄 君）** 無所属、参政党の三好保雄です。

予算参考資料の171ページ、学校給食費について質疑いたします。

青谷委員がおっしゃったことと重なっているのですが、食品廃棄物リサイクル推進経費942万2,000円の予算額について伺います。

青谷委員に、たくさん回答していただいているので、私がそこで、もう一つ、つけ加えてお尋ねいたします。

今、リサイクル業者は何者が入って、それを処理されているのでしょうか。令和7年度です。  
お願いします。

**委員長（猶 克実 君）** 今と言われたけれども、令和7年度ですか。

**委 員（三好 保雄 君）** 令和7年度に予定されるのでしょうか。

**執行部** リサイクル業者は1者でございます。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** ありがとうございます。

予算が、令和2年度が383万4,000円、令和3年度が439万1,000円、令和4年度が806万6,000円、令和5年度が936万2,000円、令和6年度が912万円、令和7年度が942万2,000円で、どんどん上がっているのですけれども、これは、先ほどの御回答では、調理と食べ残しと両方合わせて137トンということだったのですが、これは食べ残しがどんどん増えているということでしょうか。

お願いいたします。

**執行部** 予算額の積算でお答えしてよろしいですか。はい。

予算額が年々増加しておりますのは、処理単価が上がってきていることが主な要因となっております。

また、令和3年度から令和4年度に予算額が倍増したような形になっておりますけれども、こ

れは令和4年度から、牛乳の提供方法が瓶から紙パックに変更になったことに伴って、それまで、牛乳業者に返却していた牛乳の飲み残しが残渣として含まれるようになったためです。

以上でございます。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

牛乳の飲み残しが増えてきたというわけではないということで解釈してよろしいでしょうか。

執行部 はい。牛乳の残渣処理を始めたのが令和4年度からですけれども、令和4年度、令和5年度は年間約4.9トン、令和6年度はまだ途中ですけれども見込みで約5.3トンの見込みとなっております。

以上でございます。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

私は現場でずっと給食を食べてきたものですから、どうしても子供たちが残してしまう献立と、残さない献立が、——チキンチキンゴボウというのがあります。これはすごい人気で、もう全然残しません。すぐ無くなってしまいます。これはやはり油で揚げてありますので、量が少ないのです。

ところが、カロリーで全部合計するのですかね、御飯に煮物とかサトイモとかジャガイモとか入ったときは、おなかいっぱいでもう食べられない。

そういう時、すごく残ってしまうことがあるので、そのあたりの献立の工夫とか教えていただけませんか。

委員長（猶 克実 君） 一般質問になると思います。献立の件は予算に関係ない。

委員（三好 保雄 君） はい。では、それは除きます。

とにかく予算を通していろいろ子供たちが残さないようにやってください。

それから、時田委員も言われていました、よりよい食材を使っていただいて子供たちが残さないようについて、要望いたします。

どうもありがとうございました。

委員長（猶 克実 君） 以上で、三好委員の質疑は終わりました。

以上で、教育費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、災害復旧費について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、災害復旧費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、公債費・諸支出金及び予備費について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、公債費・諸支出金及び予備費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、土木費について、時田委員の質疑の続きを継続したいと思います。

執行部が来るまで待ってください。

時田委員。

委員長（猶 克実 君） 先ほどの質疑をもう一遍繰り返してお願いします。

委 員（時田 洋輔 君） 時間を取らせまして、御迷惑をおかけしました。

改めてその市の施策の6件について、先ほど質問をしましたけれども、その件について確認いたします。

執行部 では、改めて6件について、詳細を説明いたします。

まず、高領中山線について、令和6年の職員のパトロールによって、歩道部に段差を発見し、舗装にクラックが入っているということを発見したため、危険であるということで舗装の整備を行うものでございます。

次に、藤曲厚東川線については、こちらも歩道の側溝に段差があるのをまた、職員のパトロールで発見いたしまして、これについて段差解消整備を行うという内容のものでございます。こちらも令和6年度の職員のパトロールによるものでございます。

次に、琴芝通り南京納川津線については、市民からの通報をいただきまして、内容が、家屋に浸水するということでございましたので、側溝に蓋がかかっているのをグレーチングに取り替えるというような内容の工事をするものでございます。

それから、長原三神社線については、側溝の壁が倒壊しかけているというようなことで、これも市民の方から通報いただきまして、この側溝整備を行うものでございます。

それから、岐波門前線と洲角サヤノ峠線の2路線については、路線がT字路になっているところが1か所ございます。その1か所の交差点部に、側溝というか雨が降ったときに、雨水が宅地内に流入するというようなことで、市民の方から通報がありまして、これをきっかけに調査を行ったところ、側溝整備をする必要があるということで整備をするものでございます。いずれも令和6年度中に通報をいただいたものでございます。

以上でございます。

委 員（時田 洋輔 君） 分かりました。

基本的に、令和6年度で調査して、次年度の令和7年度にということですね。

基本、何かそれでいいのですか。ほかのあれもう、前年度に調査したりしてだから令和7年度とか次年度へという形で、それが基本なのですね。

いいです。はい、分かりました。

それ以外の要望とかそういうものはなかったのですね、令和6年度。

いや、審査したけれども、この令和7年度に入れなかつたという要望とか、パトロールであつたけれども、令和7年度には入れなかつたというような事例はありますか。

もしあつたとしたら、その何が違つて、令和7年度に、今おっしゃつた6件を、市の施策としてやろうと思われたのかというのを確認したいのですけれども、適正かどうかというところで、

**執行部** そのような案件はございません。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 第2点のほうに移つて、そういう中、令和7年度の予算の算定根拠について確認いたします。

**執行部** 先ほど御説明いたしました、全60件について、こちらを積算した上で9,500万円という工事費を計上しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今の再確認なのですが、予算算定するに当たり、先ほどの答弁では、地域の自治会等を通して、確認しているとおっしゃいましたけれども、例えば市の施策の6件については予算算定段階できちんと地域の方の、地域というか自治会に話をして、お願ひしますという形になったのですか。

いや、自治会は全然知らないなら知らないでいいのですけれども。

**委員長（猶 克実 君）** 先ほど通報があつて市が調査したという答弁がありましたけれども。

**委 員（時田 洋輔 君）** それ以降の流れが分からぬ。市が調査して、先ほどの答弁では自治会の知らないことはないと御答弁されていましたけれども、そういうことなのですね、予算算定して執行するに当たりという。

**執行部** 委員のおっしゃるとおり基本的には自治会にお知らせをしております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** あるべき姿だと思うのですけれども、だから令和6年度の一般質問でした工事が全く理解できないのがさらに明らかになつたというのは指摘して終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

以上で、土木費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** これで、一般会計当初予算歳出に対する質疑を終結します。

---

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、本日の予定は終了しました。

明日、19日（水曜日）は、午前10時に委員会を再開し、まず、一般会計当初予算歳入に対

する質疑を市税、市税を除くその他の収入の順で行い、次いで、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑を一括して行い、次いで、特別会計当初予算に対する質疑を会計ごとに行います。

なお、一般会計当初予算歳入、一般会計当初予算継続費・債務負担行為・地方債・一時借入金・歳出予算の流用に対する質疑及び特別会計当初予算に対する質疑の通告受付時間は、明日、19日（水曜日）午前8時30分から午前9時30分までとなっています。

---

委員長（猶克実君） 本日は、これで散会します。

—— 午後4時50分閉会 ——

令和7年3月19日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇部市議会



## 宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

**1 日 時** 令和7年3月19日（水）

午前9時59分から午後2時29分まで

**2 場 所** 議場

- 3 事 件**
- (1) 一般会計当初予算歳入に対する質疑
  - (2) 一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用に対する質疑
  - (3) 特別会計当初予算に対する質疑
  - (4) 企業会計当初予算に対する質疑
  - (5) 一般会計、特別会計及び企業会計当初予算の留保事項に対する質疑
  - (6) 一般会計、特別会計及び企業会計当初予算議案に対する討論、表決  
<補正予算議案審査>
  - (7) 分科会会长報告、会長報告に対する質疑
  - (8) 補正予算議案に対する討論、表決

**4 出席委員（26名）**

委員長	猶克実君	副委員長	岩村誠君
委員	青谷和彦君	委員	芥川貴久爾君
委員	浅田徹君	委員	荒川憲幸君
委員	射場博義君	委員	笠井泰孝君
委員	唐津正一君	委員	河崎運君
委員	甲谷理温君	委員	木原大介君
委員	鴻池博之君	委員	志賀光法君
委員	重枝尚治君	委員	城美暁君
委員	真宅宣昭君	委員	時田洋輔君
委員	新村秀雄君	委員	西村享平君
委員	林豊廣君	委員	早野敦君
委員	松岡伸一君	委員	三好保雄君
委員	山下則芳君	委員	吉松剛君

**5 欠席委員（1名）** 委員 五十嵐仁美君

**6 その他出席者（1名）** 議長 山下節子君

## 7 説明のため出席した者

市長	篠崎 圭二君	副市長	藤崎 昌治君
常勤監査委員	廣中 昭久君	教育長	野口 政吾君
水道事業管理者	秋田 浩二君	交通事業管理者	大谷 唯輝君
総務部長	大畑 秀幸君	総合政策部長	古林 学君
観光スポーツ文化部長	青山 佳代君	市民環境部長	黒瀬 寛文君
健康福祉部長	佐々木 里佳君	こども未来部長	濱田 修二君
産業経済部長	林 孝之君	都市政策部長	磯中 克文君
土木建設部長	村上 守君	教育部長	床本 博君
北部総合支所長	宗野 行展君		
総務部			
次長	濱原 貴宏君	職員課長	吉岡 徹君
職員課副課長	棟久直行君	財産管理課長	羽根伸宏君
財産管理課副課長	大石 宗孝君		
総合政策部			
財政課長	入江 慎一君		
健康福祉部			
次長	島田 伸弘君	次長	加生 明美君
高齢福祉課長	内田 明美君	高齢福祉課副課長	伊藤 淳君
介護保険課長	穂積 紀子君	介護保険課副課長	佐藤 太加夫君
産業経済部			
次長	村岡 和弘君	卸売市場長	石原 貴裕君
卸売市場副市場長	近藤 孝男君		
教育委員会			
次長	中村 大吾君	学校給食課長	岡田 伊都子君
学校給食課副課長	神田 真一君		
水道局			
副局長	中村 浩二君	次長	石川 一清君
総務企画課長	濱原 資彦君	財務課長	磯部 覚君
財務課副課長	久保 孝君	財務課財政係長	松井 宏修君
営業課長	田中 則之君	上水道整備課長	久保 勉君
浄水課長	山本 晃広君		

交通局

次 長	村 上 正 和 君	交通事業課長	八 木 巧 君
交通事業課副課長	古 谷 信 弘 君	交通事業課副課長	黒 田 寛 君
交通事業課総務財政係長	三 好 智 晴 君		

**8 事務局職員出席者**

局 長	秋 本 秀 美 君	次 長	岩 崎 勝 君
議事総務課長	吉 武 智 子 君	議事総務課副課長	橋 本 佳 子 君
議事調査係長	木 村 美 紀 君	書 記	高 木 徹 也 君
書 記	川 村 真由美 君		

---

—— 午前9時5分開会 ——

委員長（猶 克実 君） おはようございます。ただいまから、委員会を再開します。

なお、五十嵐委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

質疑に入る前に、委員の皆様に申し上げます。

要望事項がありましたら、委員会終了時までに、委員長宛てに文書で御提出くださるようお願いします。

なお、報告事項とするかどうかは、正副委員長に御一任願います。

---

委員長（猶 克実 君） これより、一般会計当初予算歳入に対する質疑を行います。

質疑は、市税、市税を除くその他の収入の順に行います。

委員、執行部の皆様には、引き続き、的確に質疑、答弁されますようお願いします。

---

委員長（猶 克実 君） それでは、まず、市税について、質疑を行います。

市税についての質疑の通告はありません。

これで、市税に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、市税を除くその他の収入について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、市税を除くその他の収入に対する質疑は終わりました。

これで、一般会計当初予算歳入に対する質疑を終結します。

---

委員長（猶 克実 君） 続いて、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時

借入金、歳出予算の流用に対する質疑を一括して行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

債務負担行為の質疑がでていますので、時田委員の発言を許可します。時田委員。

[委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動]

**委 員 (時田 洋輔 君)** 皆さん、おはようございます。それでは早速ですが、債務負担行為について質疑いたします。

1点目は予算説明書の442ページです。

ここに琴芝学校給食共同調理場給食調理等業務の債務負担行為、5年間について、出ています。

これについて、まず確認していきます。

まず第1点ですが、令和6年度までと令和7年度、この債務負担行為で行っていく配送校で、ここから作ってどこに配送するのか、確認をまずいたします。

**執行部** 琴芝学校給食共同調理場給食調理等業務についての令和6年度までと令和7年度の配送校について、お答えいたします。

琴芝学校給食共同調理場では、令和6年度は琴芝小学校、神原中学校の約500食分を、令和7年度からは調理場の再編に伴い、琴芝小学校、神原小学校の約660食分の調理業務を委託することとしています。

以上です。

**委 員 (時田 洋輔 君)** 確認で再質疑なのですが、配送校は変わりましたよね、令和6年度と令和7年度。金額については後であれすけれども、この予算を立てるに当たってやはり、関係者、児童、生徒、あと保護者等の説明、確認、合意等が必要だと思うのですが、その辺はどういうにされましたか。

**執行部** 保護者等の説明についてでございますけれども、まず、令和6年3月に、校長、各学校運営協議会と協議をしております。令和6年4月になってから、PTA評議委員会等でお話をしているところでございます。

以上でございます。

**委 員 (時田 洋輔 君)** そこはやはり1点問題だと思うのですよね。

一番直接的なのは、児童生徒本人、一番食べる方たちの子供、当事者の意見というか、当事者に知らされるというか、そういうところが抜けているということはやり方としては問題だと思いますので、今後、やはり子供に関わる部分は子供の意見をきちんと聴いていくことが必要だと思います。

第2点ですが、金額設定ですけれども、配送校も変わる、それと5年間というところで、5年ですよね。

物価高だと人件費もこれから上がっていくかもしれないという中で、金額設定が適切なのか

ということをちょっと確認したいので、そのあたりについて御説明をお願いします。

**執行部** 金額設定についてお答えいたします。

琴芝学校給食共同調理場については、令和6年度末で契約が満了となります。

このため、令和7年度から令和11年度の業務委託契約については、見積書を徴取するなどして、食数増加を見込んだ額で、令和6年度当初予算において債務負担行為を設定いたしました。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 確認ですが、食数の話しか出てこない。

では、人件費とか物価高、光熱水費はかかるのかな、あまり関係ないかな。

そのあたりというのも、きちんと、昨日の御答弁では見込んでいるというところでしたけれども、確認したいと思います。

**執行部** 人件費等の上昇も見込んだ上での見積書でありますので、それを基に、債務負担行為の金額を設定しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** はい。改めて確認したわけです。

昨日同様の答弁で、それが適切なやり方ですよと教育部長がおっしゃっていたので、適切でそのとおりでいいと思います。

これは終わりまして、今度、質問の2です。

二俣瀬学校給食共同調理場給食調理業務ですが、同じページに掲載していますが、これも同様に第1点で令和6年度までと令和7年度の配達校について確認いたします。

**執行部** 二俣瀬学校給食共同調理場の給食調理等の業務について、配達校についてお答えいたします。

二俣瀬学校給食共同調理場は、令和6年度は二俣瀬小学校、厚東川中学校の約100食分を、令和7年度からは調理場の再編に伴いまして、二俣瀬小学校、厚東川中学校に加えて、厚東小学校、小野小学校を合わせた約220食分の調理業務を委託することとしています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** これももうお伺いしませんが、きっと琴芝学校給食共同調理場と同様にやはり子供たちの意見とか、子供たちへの説明は不足しているのではないかなと思いますので、それは指摘しておきます。

第2点で金額設定ですが、質問1と同様に金額設定を確認いたします。

**執行部** 金額設定についてお答えいたします。

二俣瀬学校給食共同調理場については、先ほどの琴芝学校給食共同調理場と同様、令和6年度末で契約が満了となります。

このため、令和7年度から令和11年度の業務委託契約につきましては、見積書を徴取するな

として食数の増加と、先ほど申し上げましたが、人件費等の上昇を見込んだ額で令和6年度当初予算において債務負担行為を設定しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

では、今度、質問の3の公共施設包括管理業務、予算説明書のページを戻っていただいて、440ページです。

まず、第1点で、当初提案されていた令和6年度当初予算の金額と、今回の令和7年度の予算で示されている金額との違いについて、確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

令和6年度当初予算の債務負担行為といたしまして、44億607万4,000円を限度額として計上しておりましたが、3月補正で契約見込額に合わせまして、限度額を5億4,383万3,000円ほど減額し、補正後の金額を38億6,224万1,000円としたものでございます。

なお、減額補正した金額のうち、対象事業や見積額の見直しによるものが約3億9,700万円、人件費高騰による影響額を当初から見込まずに、令和8年度以降に予算計上するものが、約1億4,700万円となります。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 再質疑なのですが、人件費の高騰部分をとおっしゃいましたけれども、これ、債務負担行為なのですよね。

もう発生すると見込んでいるものは、義務的経費、義務費になっていきますから、これ以上の額は出しませんと上限を決めるわけです、債務負担行為で。

議会としても、その上限で5年間、それを超えないというところで、人件費高騰分を外されると、学校給食は適切にやっていますと、昨日教育部長がおっしゃっていましたが、人件費高騰も含めて。それが債務負担行為なのですよ、超えてはいけないという。後でつけ足しますよというところが、債務負担行為の在り方として理解できないのですが、適切ではないと思うのですが、どのような契約をされましたか、ちょっと確認です。

**執行部** 契約につきましては、後年度の人件費高騰を見込んでいない金額で、基本契約はさせていただいて、ただ、後年度の人件費高騰分につきましては別途予算計上しますというところの仕様に書かせていただいた中での契約になっております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** それはまずいですよ。債務負担行為を成していない。別契約をするということです。

それに伴って。草刈りの話もありましたけれども、草刈りの契約はどうなりますか。草刈りを

同じ業者に、後で業者の話は出でますが、支払うということですか。そうではなかったら、単年度でやるならば、その都度草刈りは入札したほうが安く上がっていく気もするのですが、そこは草刈りを外されたとおっしゃいますけれども、どういう契約になっていますか。

**執行部** お答えいたします。

今の草刈りといいますのが対象事業の見直しによりまして約3億9,700万円減ったという中の内訳で、主なものが草刈りという内容でございますけれども、こちらにつきましては包括管理業務から対象外とさせていただいておりますので、令和6年度どおりの、従来の単年度の契約になるかなと思っております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** ……どこと契約……

**委員長（猶 克実 君）** 時田委員。

質問ですか、それとも、愚痴、どちらですか。

マイクを通して話すか……

**委員（時田 洋輔 君）** 質疑したことに対しての答弁が漏れているのでもう一度お願ひしたいということです。

**執行部** すみません。

まず、草刈りにつきましては担当課が個別に予算を組みますので、財産管理課としてまとめて、包括管理業務として予算を計上するということはございません。

**委員（時田 洋輔 君）** ぱっと思いつくのが人件費の部分だけですが、ということは学校給食の債務負担行為のほうがおかしな債務負担行為を組まれたという認識ですか。

人件費高騰分を含めるのが適切なやり方ですよという御答弁でしたし、債務負担行為ですからね、そこはもう、毎年度、毎年度別契約で、別に金額、上限がどんどん上がっていくということですよ、人件費はどんどん上がっていけば。債務負担行為も意味をなさなくなってしまいます。

債務負担行為の設定としては不適切と思いますが。

**執行部** ちょっと説明いたしますと、今、お問合せの部分は令和6年度予算の債務負担行為のことです。

今、令和7年度の予算の審議中でございますが、あえてそう言わせていただいた上で、令和6年度債務負担行為を設定して、それは令和7年度以降の後年度にかかる債務負担行為を設定して、令和6年度中に契約を結ぶことをよしとするものです。

それは審議していただいて了解をいただいている。

この内容で、これを限度額として、令和6年度は契約を結ぶ必要があります。

後年度、それを上回らないように、契約を限度額の中でやっていくということも一つのやり方と。でもそれをやった挙げ句に、いろいろな物価高騰とか人件費の上昇、そういうものを転嫁

してはいけない、そういうものをきちんとのみ込んで、やはりそういうものを、委託料に乗せて契約をしないといけないという形になった場合、これは改めて債務負担行為の追加、そういうものをもう1回別に設定して、御了解をいただいた上で、また、変更の契約をしていく。そういう手続になります。

ですから、初めに、債務負担行為を設定してその限度額の中で契約を結ばないといけないことは間違いない。でも、それをオーバーした形で債務負担行為、そういうものを増額してそれを限度額を超えるような契約を設定する場合は、前段として、改めて、債務負担行為の設定をするような形で、いずれにしても、議会に御審議いただいて、了解をいただいた上で、増額に移行する、そういう手続になります。

ですから、一旦債務負担行為を設定したら、何が何でも限度額を後年度に変えることはできないということではございません。

以上です。

**委 員 (時田 洋輔 君)** 議論がかみ合っていませんし、間違いもあります。

1点は、令和6年度ではない、令和7年度の予算審査しているのです。令和7年度のこれ、債務負担行為、議決行為です。議決行為で、令和7年度から5年間、これでいきますよという議決を求められている、審査を求められているので、そこは質問として、別に、答弁を求めているわけでは…

**委員長 (猶 克実 君)** 発言が終わってから手を挙げてください。執行部。

**執行部** 委員も御存じと思うのですけれども、予算の議決はあくまで予算書、以前、一緒にお話しをしたことがあると思うのですが。その中で、議案第2号、この中に歳入歳出予算から云々かんぬん書いてあって、例えば債務負担行為のところは第3表、これが債務負担行為の議決をいただくところでございます。

この第3表の債務負担行為は、令和7年度に設定する債務負担行為のことでございます。

今、委員が示しておられる予算説明書の442ページとか440ページのところは、よく見ていただくと、過年度分と書いてあると思います。過年度の予算で設定して、過年度の予算を御了解いただいたものが、一応説明として用意してあるものです。

予算審査の中では、あくまでこの第3表の令和7年度に設定する債務負担行為、これについて御了解をいただく御審議だと私どもは理解しております。

以上です。

**委 員 (時田 洋輔 君)** 《認識が違うと思いますが、そこをやったら全然質疑と違うので置いておきましょう。》(《》は13ページで訂正発言あり)

そして、だから、人件費高騰分をある程度見込んでいるというのが基本的な考え方ですよ。

御答弁では、見通しが分からないので、後年度分は別途やりますということは、それはダブル

スタンダードでしょという話、何が正解なのですか。

3つも4つも債務負担行為、この場合はこういうふうに債務負担行為をする考え方でいきましょう、この場合はこういう考え方でいきましょう、この場合はこういう考え方でいきましょうとなったら、何でもあり、ルールなしではないですか。

基本的な債務負担行為の考え方従えば、本当にこれは疑義が残るやり方だと思います。

もうこれやってもしようがないので、質疑は2回までですからね。質疑ですから。もうそのまま疑義としておきます。

2点目ですが、受託業者はどこにされますか、まだ契約段階でなければ優先順位先でもいいですが。

**執行部** お答えをいたします。

現在、契約の最終調整段階ということで、契約はしておりませんけれども、受託業者といたしまして、優先交渉権者としておりますのが日本管財株式会社になります。

契約につきましては、今回議決後に契約をする予定でございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 提案金額というか、契約予定金額はこの債務負担行為の額内というところですか、予定として。

**執行部** そのとおりでございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** それで第3点で、実際の契約金額は幾らになる予定ですか。

**執行部** お答えいたします。

まだちょっと最終の段階ということで、契約金額自体は多少端数調整等もございますけれども、3月補正で挙げております38億6,224万1,000円を見込んでおります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 以上で終わります

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

これで、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 続いて、特別会計当初予算に対する質疑を行います。

質疑は、会計ごとに行います。

---

**委員長（猶 克実 君）** それでは、まず、介護保険事業特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告が1名あります。

浅田委員の発言を許します。浅田委員。

[委員 浅田 徹 君 質問席へ移動]

委 員（浅田 徹 君） それでは、介護保険特別会計について質疑いたします。

予算参考資料108ページ、保険給付見込額について、様々載っていますが、その中において、通所介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、第9期高齢者福祉計画において、介護サービス別の1人当たり給付額が、宇都宮市では全国や県と比べて利用が多いという結果が出ています。

そういう結果を踏まえて、給付見込額を設定されていると思うのですが、こちらはコロナ禍前と比べて予算の推移がどうなっているか。

執行部 お答えいたします。

まず、通所介護からです。

通所介護は、デイサービス施設で食事、入浴等の介護や機能訓練が日帰りで受けられるサービスです。コロナ前の令和元年度の当初予算と令和7年度の当初予算の比較をさせていただこうと思いますけれども、まず、令和元年度当初予算額32億5,074万5,000円、令和7年度当初予算額34億4,085万6,000円。令和元年度と令和7年度を比較すると、1億9,011万1,000円増額で、1.06倍となっております。

続きまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてです。

こちらは、要介護者の在宅生活を支えるため、日中夜間を通じて訪問介護と訪問看護が、定期巡回訪問と随時の対応で受けられるサービスです。令和元年度当初予算額は4億481万円、令和7年度当初予算額は6億5,671万1,000円。令和元年度と令和7年度を比較すると、2億5,187万円増額で、1.62倍となっております。

以上です。

委 員（浅田 徹 君） 特に、定期巡回・随時対応型については大きく伸びているというふうになっています。

これも、第9期高齢者福祉計画でも、大きく伸びていると指摘されているところで、この給付水準は適切だとお考えですか。

執行部 給付額が伸びているということは、利用者が伸びているということで、必要とされている方がいらっしゃるというところに対してのサービスの給付となっておりますが、適切かどうかという関係については分析を進めていきたいと思っております。

以上です。

委 員（浅田 徹 君） 分析を進めているというところで、続いて質問の2番、参考資料110ページに、介護給付等費用適正化経費が設定されています。説明の中では要介護認定の適正化、住宅改修・福祉用具実態調査に要する経費と書かれておりますが、この予算、令和6年度

と比べると、予算が大きく額が変わっていますが、この理由とその内容についてお伺いします。

**執行部** お答えいたします。

委員がおっしゃいましたように、介護給付費用適正化事業では、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修の点検等を実施することで、介護給付等の分析評価を効果的に実施し、適切なサービスを確保し、持続可能な介護保険制度を構築するために介護給付適正化に取り組むものです。

予算参考資料の令和7年度の減額の理由ですけれども、令和6年度はこの事業に取り組む要介護認定の適正化及び住宅改修の点検等を行う専門職の会計年度任用職員の報酬を含んでおりましたが、令和7年度は会計年度任用職員の報酬を含んでいないためです。

取組の内容については、変わっておりません。

続きまして、135万円の予算の事業内容について、ケアプラン点検委託料として131万円、サービス事業者振興事業費負担金として4万円を計上しております。

ケアプラン点検は、介護サービスを利用するために、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、その内容が自立支援に資する適切なプランになっているかを検証確認することで、ケアマネジャーの気づきを促すとともに、健全な給付を実施するものです。

これを令和6年度から始めておりますけれども、令和7年度も引き続き実施したいと思っております。

以上です。

**委 員（浅田 徹 君）** 調査を通じてケアマネジャーの気づきを促すということで、それをもって適正なサービス給付に資するというお考えでされているということですけれども、確認なのですが、当然、現場、利用者自身にも調査というか、サービス内容についての調査は行っていらっしゃると考えていいのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

介護保険サービスを利用するには、ケアマネジャーが要となって計画を立てたものを利用者がサービスを使います。

もしそこで利用者の御不満があれば、苦情等を受け付けておりますので、直接利用者というよりは、市に直接あったりとか、地域包括支援センターに不服があれば、連絡が入るようになっております。

**委 員（浅田 徹 君）** 不服があれば、ということは、利用者から、わざわざこちらから聴くということはしていないのですね。この宇都市の介護サービスの利用率が大きく県内他市、また全国と比べても違うということは、何かしらの理由があるはずだとなります。

通常、普通だったら、大体全国で似たような形になってくるかと思うのですけれども、本当に利用者が必要としている介護サービスが、給付されないということになると、利用者にと

っても不利益ですし、保険料も高くなると、そのまま利用者や保険料を支払っている方に、跳ね返ってきますので、適正な給付が行われるように適正化に努めていただきたいと思います。

では3番目、家族介護支援経費について質問いたします。

こちら、代表質問でも質問いたしましたが、この予算で具体的に何件程度、どのようなことを見込んで組まれているか、お答えください。

**執行部** お答えいたします。

家族介護支援事業につきましては、アドバイス事業とそれからサポート事業の2つの事業を想定しております。

アドバイス事業は、在宅介護中の家族介護者の身体的負担が軽減できるよう、例えば体位交換ですとか、それから車椅子の騎乗などについて、看護職などが家庭訪問して、効率のよい介護方法をアドバイスするというものになります。

もう1つのサポート事業につきましては、訪問介護員が介護保険制度では対象とならない家事支援や家族の話し相手になることで、介護者の日々の介護疲れを緩和し、休息できるように支援するというものになります。

実際の内訳ですけれども、アドバイス事業といたしましては、10人を想定しております。算出根基といたしましては、1時間当たり7,000円を最大3回で、10人で21万円。それからサポート事業につきましては、1時間当たり2,000円を12回で、10人で24万円、残りの8,000円につきましては、これらの事業者を選定する委員会の委員謝礼として、2人分の8,000円を想定しております。

以上でございます。

**委 員（浅田 徹 君）** 想定数等に関しては、今からいろいろ、実際の利用者の声等お聞きして、決定していくということであろうと思いますけれども、これが104ページの家族介護支援経費のところの説明にも書いてありますが、家族介護者への負担軽減及び休息の確保に要する経費と書いています。

ただ、今の御説明ですと、もちろん、負担軽減はされることになるとは思うのですけれども、休息の確保というができるのかどうかはちょっと、アドバイスと家事の支援等だけではなかなか難しいのではないのかなと考えますが、その辺はどう考えますか。

**執行部** 休息の確保という事業は、2つのうちのサポート事業になるかと思います。

このサポート事業の具体的な内容ですけれども、先ほども申しました介護保険制度では対象とならないような家事支援ですか話し相手と書いてあるのですけれども、それ以外にも、例えば、介護が必要な方が病院に通院されているときの待ち時間については、それは介護保険制度の対象にはなっておりませんので、その間の待ち時間の付添いですか、家庭内での見守りなどについてもこの事業の対象としたいと考えております。

以上です。

委 員（浅田 徹 君） 今から始まる制度ですので、そのあたり、しっかりとやっていっていただきたいと思います。

介護を行っている家族の負担軽減と休息もとつてもらうということを目的とされているので、やはり介護している家族が疲弊して悲惨な事件が起きてしまったということも、本当に全国でよく聞くことです。そういう面で、やはりこういった家族の負担の軽減という目的をしっかりと達成していただきたいと思いますので、それをよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、浅田委員の質疑は終わりました。

これで、介護保険事業特別会計に対する質疑を終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、国民健康保険事業特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、国民健康保険事業特別会計に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、後期高齢者医療特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、後期高齢者医療特別会計に対する質疑は終了いたしました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、中央卸売市場事業特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、中央卸売市場事業特別会計に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、地方卸売市場事業特別会計について、質疑を行います。

時田委員から質疑の通告がありますので、発言を許可します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

委 員（時田 洋輔 君） それでは、宇都市地方卸売市場事業特別会計予算について質疑いたします。

先ほど債務負担行為の質疑のところで、やはり総合政策部長の議決事項としてはそうでしたので、ちょっと訂正しておきます。

それでは早速ですが質疑に入ります。

まず予算説明書の623ページに、市場使用料が歳入として出てきています。ちなみに地方卸売市場は10年ぶりに指定管理者ではなくて直営でということになりましたので、そういう

観点から、久しぶりの全体的な予算になりますので適切な予算になっているのか、この予算が令和7年度に適切に執行されていくのかという視点で確認していきたいと思いますので、その視点からまずは市場使用料の算出根拠についてお伺いします。

**執行部** お答えいたします。

市場使用料に関してですが、この使用料につきましては、宇都市地方卸売市場業務条例に定められております。

算出根拠としては、調定月の前月の卸売金額の1, 000分の2が1か月当たりの使用料となり、この12か月分となります。令和7年度当初予算に計上している売上高割の使用料580万円については、令和5年度の取扱高、約29億円を基に算出をしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** そこで再質疑なのですが、1, 000分の2とおっしゃいましたけれども、要するに1, 000分の2の設定というのは、卸売業者は売上高というか、利益とかは委託手数料からしか入ってこないのですよね。

その委託手数料が6%というところで1, 000分の2という、だから中央卸売市場は8.何%だから、1, 000分の2. 5か何かになっているはずです、高いから。売上げのあれに合わせてということで。だから、そもそも、今、委託手数料は、6%が競りか、7%が送り、10%が先取りということになっていて、中央卸売市場よりも、たくさん委託手数料としての収入があるはずなのですが、その辺をきちんと考慮して市場使用料の設定になっているというので、今までいいですか。

1, 000分の2が正しいですか。確認しますと同時に、そもそも委託手数料というものは幾らで設定されていますか、確認。その2つを、この手数料とともに、その手数料での算出根拠で正しいのか、適切なのか、確認します。

**執行部** お答えします。

今、売上高割で算出しております使用料に関しては、あくまでも卸売業者が魚を卸売した金額に対してということで、今、委員が質問をされました委託手数料に関してはこの売上高割の使用料の算出には入っておりません。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 入っていないではなくて、1, 000分の2とかというその考え方方が委託手数料に合わせて割合を決めていくっていうことが、1, 000分の2とか中央卸売市場で言うと1, 000分の2. 5かな。

なぜかというと売上高がそのまま入ってくるわけではなく、売上げに対して委託手数料を掛けるわけです、卸売業者は。委託手数料が当時6%だったからということで、1, 000分の2が妥当だろうというふうにやっているのです。

そもそも、そこで算出根拠が 6 %ではない、7 %、10 %とっているとなにか、いやもつと言うと、7 %になっているとか10 %になっているということは、法令上、公表事項なのですよね。その公表を一切されずに、いつから7 %、10 %が始まったかも分からぬまま、開設者である宇部市もそれを知らないまま、6 %のまま、今、算出根拠を立てているわけですよ。

今年に入って10 %がやっと、7 %。いつからか分からぬけれども、いつの段階からかやつていたということは、宇部市は把握していないけれども、市場ではそうされたというような状況がある中での算出なので、これが本当に適切なのかということはちょっと疑義が残るところです。

次2番、施設使用料、大きな質問の2に移ります。

第1点で鮮魚卸売場の使用料の算出根拠について確認します。

**執行部** お答えします。

鮮魚卸売場使用料に関しても、先ほどと同様、宇部市地方卸売市場業務条例の定めにのっとって算出しております。

鮮魚卸売場使用料の算出根拠は、1平方メートル当たりの使用料単価97円に対する使用面積1,499平方メートル分に消費税を加えた額、15万9,943円が1か月当たりの使用料となり、この12か月分の191万9,000円を予算計上しております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** ここでも再質疑ですが、鮮魚卸売場は市とは別に、民間の卸売業者が増設された部分がありますけれども、これは御本人が造られたので、使用料を取っていないかもしれません、この中には入っていない、それとも何かのあれで入っていますか。いずれにしろ、土地を使ったり、何か使ったりはしているわけなので、そのあたりの反映はここにされているのか、それとも、されていないのか。どこか違うところにということがあれば、確認したいと思います。

**執行部** 今、御指摘の簡易積込保管場というところになりますが、こちらについては、平成10年に卸売業者の宇部魚市場株式会社が、市と県の許可を得て増築した施設になりますので、使用料に関しては市は徴収しておりません。

ただし、土地の使用に関しては、この簡易積込の保管場の面積分は、卸売業者の宇部魚市場株式会社から徴収しております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、2点目で活魚卸売場の使用料について、同様に算出根拠と、これも民間の方が増設された部分がありますので、そこはどうなっているのか、あわせて確認します。

**執行部** 活魚卸売場の使用料に関しましても、1平方メートル当たりの使用料単価426円に対しまして、使用面積600平方メートル分に消費税を加えた額28万1,160円を1か月当

たりの使用料として、この12か月分で337万3,000円となります。

当然、600平米分に関しては、市の建築した施設のみで卸売業者が建てられたところについてはこの面積には入っておりません。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 引き続いて3点目ですが、関連事業店舗の使用料についても同様に算出根拠をお伺いします。

**執行部** 関連事業店舗使用料について、こちらは1平方メートル当たりの使用料単価155円に対しまして使用面積25平方メートル分の消費税を加えた額4,262円を1か月当たりの使用料として、この12か月分で5万1,000円を計上しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、再質疑なのですが、いつかの決算か予算かどちらか忘れましたが、審査の中で違法な関連事業が行われていますという御答弁でしたが、今の算出根拠は違法でやっていた関連事業をきちんと関連事業として、市長の承認でしたかね、承認して、それでそこを使っている使用料もここに含めて算出しているという捉え方でいいのですか。それとも、そうではないならそうではない。どういう状況かを確認で、令和7年度はどういうふうに算出したかを確認します。

**執行部** 今、お話をありました資材売場のことですが、先ほどお話ししました簡易積込保管場の一部に設置されている施設になりますので、先ほどと同様使用料に関しては、市は徴収しておりません。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** そこはまた考え方方が違うと思うのですよね。関連事業というものは直接の事業ではなく、そこで働いている方たちとか、そういう方たちの福利厚生的な、あつたら役に立つだろうなあというもので、関連事業として認めて、だからあくまで主事業ではなく、関連事業なのですよね。

なので、そこでどんどん売上げを上げていくというところです。

売上げが上がるからにはそこの場所を使って、場所代が取れなくとも関連事業としての、その利益分は何かしらやはりもらっていないかないと、自分のところであそこで建てて、安い土地代でどんどんもうけてくださいというのは、関連事業として成り立たないと思うのですよ。

そういう面からも、きちんと何かしらの使用料の取り方を考えないと、使っている場所がそうだから、土地代は払っていますというやり方では本当に関連事業をきちんとやっている方たちにとっては、それなら自分でも建てて、使用料を払わずに安い土地代だけでいくよという話になってしまいますので、これも適切な歳入になっていないと思います。

質問の3に移ります。

今度は予算説明書626ページに一般会計繰入金という部分があります。

これは令和6年度の予算と比較して、令和7年度、大幅に減額の予算となっていますが、その理由についてお伺いします。

**執行部** お答えします。

一般会計繰入金が前年度と比較して、約1,000万円減額になっているわけですが、この理由としまして、地方卸売市場は先ほど委員もおっしゃいましたが、現在指定管理による施設管理を行っておりますが、令和7年度から市の直営ということになりましたので、一般会計繰入金をこれまで100%で繰り入れておりましたが、総務省通知にのつとった30%としました。そのことにより一般会計からの繰入金が大幅に減額となっております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** はい。ということで財政の面から見ても、宇都宮にとってやはりこのやり方が財政面から適切だし、指定管理者であったときに比べたらもっと財政も助かるということなのだと思うのですよ。

それはいいとして次、質問の4で予算説明書635ページです。

地方卸売市場業務給与費負担金というものが掲載されています。これは令和7年度に初めて見る項目ですが、そもそもまず第1点で地方卸売市場の業務を運営していくに当たり、必要な人数をどのように試算されているのかというところからまず、お伺いいたします。

**執行部** お答えします。

この地方卸売市場業務給与費負担金ですが、これは中央卸売市場事業特別会計で人件費が計上されています市職員が、地方卸売市場に関する業務を行うことに伴う人件費相当分を中央卸売市場特別会計に対して負担するというものです。

これまでの業務実績に対して必要人役を0.106人役として計上しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 直営になって、0.1何分、そういう人数ができるのかなと思いますが、その人数に対しての負担金の算定なのだと思いますが、負担金の算定根拠をもう少し詳しくお伺いします。

**執行部** 負担金の算出根拠ですが、先ほどの0.106人役に対しまして、係員の人件費約510万円になりますが、これを基に算出をしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ちなみにその方、人役として、0.何人の方がどのような業務をされる予定ですか。

業務内容について確認します。

**執行部** 対象としております具体的な業務としては、買受人の登録や施設の賃借などに関する

申請書類の審査、市場使用料の調定、各種委託に関する契約や起票、支払事務、施設の修繕や工事を実施する際の現地確認や打合せ、あとは国や県に対する報告書類の作成などになっております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 果たしてそれだけの業務が 55 万円分ができるのかなと思います。

そういう中で、質問の後に移るのですが、予算説明書の 635 ページに委託料が幾つか掲載されています。

直営になったとはいえ、部分、部分では委託されるのだと思いますが、まず第 1 点目で、警備委託料について、委託先について確認します。

**執行部** 警備の委託料に関しましては、機械警備の委託料になりますが、平成 2 年度から導入しております。導入当初から当該業務を受託しております、市場内の警備に精通していること、さらには、現在の機械警備の機器を設置、所有している現在の事業者に引き続き業務を委託する予定にしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今、イの委託業務内容も合わせて答弁されたと思うので、これは飛ばして、今度、質問第 2 点の施設等管理委託料、これもあわせて委託先とどのような業務委託するのかを確認します。

**執行部** 施設等管理委託料ですが、こちらも施設の状況に精通して市場開場時間に従業員が常駐し、様々な事案に対して迅速な対応が可能である現在の指定管理者に委託をする予定にしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 現在のところで大丈夫なのかなと思うことが、先ほど言いましたように、委託手数料は法令上、公表義務がありますけれども、公表が全然なかなかされなくて、法令無視の状況が続いていたということと、あと、取引結果、1か月の取引結果を手数料ごとに、次の月の 10 日までに掲載ということで、これもなかなか掲載されない中ですが、そういうことはきちんとできない、そういうことをもとにやはりトラブルも発生してきたのだと思うのですが、そういうことがないところに委託ということは適切ですか。

今 0. 何人しか、市の職員が関わらないとおっしゃいましたけれども、そういうところに委託したらまた同じことを繰り返して業務が進まない、また違法状態が続くと、本当、恥ずかしいことですよ、市の開設する地方卸売市場ということで。

改めてそういう業務委託先がそこでいいのでしょうか、適切でしょうか、どのように対処していくか確認します。

**執行部** 委託先につきましては、市場開設時からの卸売業者であり、現在指定管理者として施

設の維持管理などの業務を行っております。

そのことから、施設の状況を最も長く、かつ詳しく把握していること。また、市場の開場時間上は必ず従業員が常駐しておりますので、様々な事案に対して迅速な対応が可能であると思われることから、本業務の実施に適した業者であると市は考えております。

しかしながら、先ほど御指摘もありましたとおり委託手数料の公表でありますとか、売上げの掲示が定められている翌月 10 日ということが失念していたということもございました。

その辺につきましては直ちに市も修正をさせて、今後そういうことがないように通知をしたところなのですが、このたび、令和 7 年度から直営になるということもありますので、今後は法令の遵守とか、適正な主要業務の執行につきまして、市としてしっかり関与していきたいと思っております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 委託業務についてもうちょっと確認なのですが、例えば販売原票について、今まで全く開設者である宇部市は把握していらっしゃらなかつたみたいですが、本当、市場にとって 1 番大事なものなのですね。

これがいろいろ操作されてしまうと、本当の取引が分からなくなるという、それぐらい大事なものなのですが、その販売原票とかの取扱いは、委託するのかという話で、見えないような状況が続くのか、大事なところだと思いますが、それは、この委託業務に含めたとして市はどうするのか、含めないとして市はどうするのかということを確認いたします。

**執行部** お答えします。

施設等管理委託料に、令和 7 年度からは取引に関する資料等も市の管理事務所に報告するよう業務の内容に盛り込んでおりますので、今御指摘のありました取引に関する資料は市が把握することになります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、第 3 点目の地方卸売市場取引監督業務委託料について、これも委託先とどういう業務を委託するのかをお伺いします。

**執行部** お答えします。

地方卸売市場取引監督業務委託料についてですが、こちら全ての開市日の早朝の業務時間、朝の 4 時 30 分から 8 時 30 分になりますが、これらへの対応が可能であり、市場内の取引状況及び買受人に関して一定程度把握しております業者に委託する予定にしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** これも、競りの部分とかは本当難しい部分であるのですよね。きちんと、やはり監視、監督しておかないと、競りで不正が行われたと、宇部の市場がという意味ではなくて、全国でも、よく聞きます。

そういう中で宇部市そのものが変わらずに委託しつ放しだと、公平公正な競りが保てないという状況も起こるかどうか分からず、起きたかねない状況もありますが、その辺、市の関わり方は、委託したらしつ放しですか、それとも市としても何らかの関わりを持っていく予定でしょうか、令和7年度。

**執行部** お答えします。

令和7年度から、監督業務を委託するようになりますが、当然本業務の実施に当たりましては、開設者として市職員も、定期的に同行を行う予定にしております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今の委託の内容を確認しましたけれども、そういう中で今、市が直接たくさん関わっていかれるということで、それで55万円の0.1何人役という人数では合わないと思うのです。

当初予算の段階ですが、人数を増やすような措置をとるか、もっとその1人を0.何人か、0.5人か分からぬのですが、という予算にしていく必要があると思い、今のお話を聞いて、人事のところでは、最後、聞こえなかったのですが、0.1何人役で今やつていけるだろうと、適切な予算の設定だなと思われましたか。

**執行部** 現時点での業務量の予測が難しいことから、まずはこれまでの実績で算出して予算計上しておりますが、今後当然のように業務量の増加などが考えられますので、その際には業務量に見合った、負担金に補正等で対応したいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分からないとおっしゃいましたが、今のやりとりでも、かなりこの業務量が、委託しても出てくるなと思いましたので、本当、適切に予算執行できるか、今の話では不安なところですし、そもそも予算がこれで本当に適切なのかというところも、疑義が残るところですが、その辺はしっかりと令和7年度、せっかく直営に戻りますので、これを機に、きちんとした市場になっていくというところで。もったいないです、せっかくある市場を。先日、昨日かな、水産物の振興にというところで、連携いろいろできるところもあると思いますので、その辺をいい方向に進んでいただくようにしっかりと執行し、きちんとした執行ができるようというのを要望というか指摘して質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

これで、地方卸売市場事業特別会計に対する質疑は終わりました。

これで、特別会計当初予算に対する質疑を終結します。

---

**委員長（猶 克実 君）** この際、お諮りします。

本日の予定はここまでですが、これを変更し、引き続いて、次回に予定しています企業会計当

初予算の審査ほかを順次繰り上げて行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） 御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、これより企業会計当初予算に対する質疑の通告を受け付けるため、休憩に入ります。

通告の受付は、この後、委員会の休憩と同時に開始し、午前11時40分までとします。

それでは、暫時休憩します。

再開は、庁内放送でお知らせします。

—— 午前11時4分休憩 ——

---

—— 午後1時再開 ——

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、企業会計当初予算に対する質疑を行います。

質疑は、会計ごとに行います。

委員、執行部の皆様には、引き続き、的確に質疑、答弁をされますようにお願いします。

---

委員長（猶 克実 君） まず、農業集落排水事業会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、農業集落排水事業会計に対する質疑は終了いたしました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、下水道事業会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、下水道事業会計に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、水道事業会計について、質疑を行います。

時田委員から質疑の通告がありますので、発言を許可します。時田委員。

[委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動]

委 員（時田 洋輔 君） それでは、令和7年度宇部市水道事業会計予算について、幾つか質疑いたします。

まず、質問の1ですが、水道事業の予算書の6ページの1番下第10条に、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとするということで、液体クロマトグラフ質量分析計1台が掲載されています。

まず、これについて幾つか、質疑したいと思います。

この分析計は、どのようなものなのでしょうか。

金額等も含め、第1点でお伺いいたします。

**執行部** お答えします。

液体クロマトグラフ質量分析計は、水道法で定められた水質基準項目に指定されていますハロ酢酸や臭素酸などを検査するための機器です。

金額ですが、予算書19ページの工具、器具及び備品費に計上されています5,424万4,000円のうち、4,290万円を計上しています。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** はい。ということで、それなりの高額なものですし、もう少しあるまいと伺いたいと思いますが、購入の理由です。

なぜ令和7年度購入するのか、確認いたします。

**執行部** お答えします。

既存の検査機器は購入から11年が経過し、老朽化に伴い、感度や精度が低下する可能性があるため買い換えるものです。

また、令和8年度から水道法における水質基準項目に有機フッ素化合物、PFOA及びPFOSが追加されることが決定しているため、買換えに当たってはこれらについても検査可能な性能の機器を購入予定です。

**委員（時田 洋輔 君）** 今、PFOA、PFOSという話が出ましたけれども、本当にそういうものがある、性能のある機器の購入が適切なのかどうかというところで確認をしていきますが、そういうPFOA、PFOS等というものは最近報道等でもよく聞きますが、これはどのようなもので、もし水道水に含まれた場合はどのような影響が出るのかをお伺いします。

**執行部** お答えします。

PFOA及びPFOSとは、有機フッ素化合物の一種で分解されにくい性質があるため、環境中に排出されると、人の健康や動物の生息等に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

水道水に含まれた場合も同様の考え方がありますが、まだ人への影響については確定的な科学的知見はなく、専門家により検討が進められているところであります。

以上となります。

**委員（時田 洋輔 君）** それとあと、令和8年度から水質基準項目に加えられるという御答弁でしたが、現在、令和6年度までPFOA、PFOSについてどのように対応されているか、お伺いします。

**執行部** お答えします。

現在、PFOA及びPFOSについては、水質管理目標設定項目となっています。

これは、水質管理上留意すべきものという位置づけで、暫定の目標値が50ナノグラムペーリ

ットルとされています。

本市では、毎年1回、10月に原水及び水道水、各3か所を採水し、委託により検査を実施していますが、これまでの検査において、暫定目標値を超えたことはありません。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、これまでの御答弁の中で、水質基準項目、令和8年度から追加ということと、現在、水質管理目標設定項目という言葉が出てきましたが、この2つは具体的に何か異なるのでしょうか。

確認いたします。

**執行部** お答えします。

水質基準項目は検査頻度が3か月に1回と定められ、かつ、基準を超えた場合の原因特定や改善措置が義務づけられます。

一方、水質管理目標設定項目では検査頻度は定められておらず、また、暫定目標値を超えた値が検出されても対応は努力義務にとどまります。

なお、PFOA及びPFOSについても、令和8年度に水質基準項目に追加されることから、3か月に1回の検査と基準を超えた場合の原因特定改善措置が義務づけられることになります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 令和8年度からですが、老朽化等も含めちょうどこのタイミングで、これがあると義務づけられる3か月に1回の検査がスムーズにというところで必要ということは分かりました。

この項の最後なのですが、再質疑です。山陽小野田市と水質検査を共同で行っていますけれども、こういう機器購入の場合の取扱いについて、どうなっているのかをちょっと確認いたします。

**執行部** お答えします。

水質検査の共同化に関する契約書第12条の規定により、買換えの場合は元の機器の所有者が代表して購入し、所有します。

もう一方は、機器購入の減価償却費相当の2分の1を負担金として所有者に支払うこととしています。

これにより、事実上共同で購入する形となっています。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今の御答弁でもう1個確認したいのですが、減価償却費相当額の2分の1を負担金として所有者に支払うということは、今回のこの購入に当たっては、5年償却か何か分かりませんけれども、毎年、山陽小野田市から、減価償却費のお金もらう、もう少し具体的にどういう帳面上、帳簿だけの減価償却費として引いていったりするだけなのか、お金のやりとりがあるのか、分かりやすくお願いします。

**執行部** お答えします。

令和7年度に購入した資産は、令和8年度から減価償却を開始します。

水質検査機器の場合、償却期間は5年と定められておりますので、令和8年度から令和12年度まで減価償却が発生します。

償却期間中なのですが、宇都市が減価償却費の2分の1を負担金として山陽小野田市に請求します。山陽小野田市はそれを現金で支払うという形になります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

質問の1は終わりまして、質問の2は予算書の18ページに掲載されています急速ろ過池動力盤更新工事です。

18ページの上のほう、備考の2つ目です。更新工事ほかと書いてありますが、このろ過池動力盤更新工事についてどのような工事なのかをお伺いします。

**執行部** お答えします。

急速ろ過池は砂ろ過を行い、小さなごみや濁りを取り除く水処理の最終工程の施設です。

砂ろ過を行うことにより、ごみや濁りが砂と砂の間に入り、目詰まりを起こすため、それらの砂をきれいに洗う洗浄という工程を行います。

洗浄工程でのバルブの開閉や、真空ポンプの運転、洗浄時間や臭気の制御を行う盤の更新となります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では第2点でどのような更新工事の必要性ともし更新をしなかつた場合にどのような影響が出るのかということを確認、お伺いします。

**執行部** お答えします。

更新の必要性ですが、既存の動力盤は設置から31年経過しており、経年劣化による故障の恐れがあるためです。

また、更新を行わず動力盤が故障すると、ろ過池が目詰まりし、水処理ができなくなるため、水道水の安定した供給ができなくなります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 次に移ります。

質問3予算書の38ページ、有収率です。

有収率、真ん中あたりにありますが、令和7年度は92%、令和6年度と比較して102.2%ということで、もうここまで段階に来ると、本当に頑張っていらっしゃって、もういっぱい、いっぱいというところの状態だと思いますが、この令和6年度決算見込みの90%から今言いました当初予算が92%に上昇していますが、令和7年度は、今本当頑張っていらっしゃると

思いますが、どのような漏水防止対策の取組をされるのかというところをお伺いいたします。

**執行部** それではお答えいたします。

令和7年度においては、これまで行ってきた水道の使用量の最も少ない深夜時間帯の配水水量の監視や毎月の水量統計による有収率の変化を注視し、ブロック別有収率を比較し、漏水の可能性が高いエリアである市街地を中心とした漏水調査作業を実施するとともに、漏水修理履歴により漏水が多い路線の布設替えを優先的に行う予定です。

このような取組により、有収率の向上が期待できることから、令和7年度は有収率を9.2%と見込んでいるものです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。次に進みます。

質問の4、給水原価です。

これも同じ38ページの有収率の1つ下、給水原価が令和6年度と比較して令和7年度は上昇していますが、給水原価上昇の要因についてお伺いいたします。

**執行部** お答えします。

給水原価は1立方メートルの水をつくるためにどれくらいの費用がかかるのかをあらわす指標です。年間の事業費用を有収水量で割って算出します。

宇都宮においては、物価高騰に伴い、動力費や薬品費等は増加傾向にあります。また、取得資産の増加に伴い、減価償却費も増大しております。これに対し、人口減少に伴い、有収水量は、毎年減少しております。水をつくるための費用が増加する一方で、有収水量は減少していることから、給水原価は、上昇傾向にあります。

令和6年度及び令和7年度につきましては、予備的経費を含めた予算数値であります。特に令和7年度に関しましては落札減等を含まないために、令和5年度以前の決算時に比べてより高くなっているものです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今御答弁されたように物価高とか、あと人口減少も影響しますよね。ということと節水という中で、こうやって上昇してくるのは、要因になっているのは本当にやむを得ないと思いますが、しっかりと努力をしてもらって、単価、もうなかなかこれを下げるには厳しいと思いますが、しっかり対応していただきたいと思います。

最後、質問の5、工事請負費ですが、これは予算書の40ページです。

40ページの支出の真ん中より少し下のところに工事請負費があります。

この工事請負費が、令和6年度と比較して309.4%と大幅に上昇していますが、この理由について第1点で確認、お伺いいたします。

**執行部** お答えします。

令和6年度収益的支出の工事請負費決算見込みは、公共下水工事に伴う給水管移設工事のみでしたが、令和7年度は公共下水道事業に伴う給水管移設工事のほかに、浄水施設や配水施設の補修工事を計上したことにより、対前年度比309.4%と上昇しています。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では第2点で工事内容について今工事のことをお話しされましたが、その工事内容について確認いたします。

**執行部** お答えします。

浄水施設や配水施設の補修工事として、中山浄水場ろ過池更正工事や市内配水池ほか、制御盤更新工事を実施します。

概要といたしましては、中山浄水場ろ過池更正工事についてはろ過池の減少したろ過砂の補充、市内配水池ほか、制御盤更新工事については市内施設の配水池、ポンプ所、取水場など23か所の機器や部品の更新工事となります。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では第3点ですが、それらの更新の必要性と更新をしない場合の影響について確認いたします。

**執行部** お答えします。

更新の必要性といたしましては、更新することにより、安定した水運用を行うことができます。

更新を行わない場合のろ過池についてはろ過の効果が減少し、安定した水の供給が難しくなります。

また、制御盤ほか更新工事については、調節計や電源装置が故障した場合に、広瀬浄水場からの監視や自動制御ができなくなり、職員が24時間現場で操作することになります。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 以上で、質疑の項目は終わりますが、水道事業者は安全な水道水を安定的に供給して、この対価として市民から水道料金をいただいて、これを財源として水道施設を適切に維持、質疑してまいりましたが、更新などをしていますが、御答弁にもあったように、人口減少によって水道使用量減少傾向も続きながら、これに連動して、予算書を見ると水道料金の減少傾向も続いている状況です。

こういう厳しい財政状況の中ですが、今質疑しましたように、市民に安全な水道水を安定的に供給するために令和7年度も予算執行、予算立てられて予算執行をしていくことは今の質疑の中で確認できましたので、引き続き安全安心な水道供給をしていただくようお願いいたします。全ての質疑を終わります。

**委員（射場 博義 君）** 委員長。

**委員長（猶 克実 君）** 関連質疑ですか。

委 員（射場 博義 君） 関連質疑です。

委員長（猶 克実 君） 射場委員の関連質疑を許可します。射場委員。

[委員 射場 博義 君 質問席へ移動]

委 員（射場 博義 君） 内容は聞かなくていいですか。

今の液体クロマトグラフの質量分析計について、ちょっと確認を少しさせていただければと思っています。

今、お話がいろいろありましたけれども、今回の機器の部分で、検査の頻度は紹介があったのですが、この機器に対しての頻度は、どの程度あるのでしょうか。

執行部 お答えします。

水質基準項目に指定されていますハロ酢酸や臭素酸などを検査し、水道法に定められたものとなりますので、3か月に1度の検査には絶対これを使うようになります。

以上です。

委 員（射場 博義 君） 頻度的には3か月に1度ということなのですが、この中でまずカラムとか使われると思うのですが、このランニングコスト的にカラムが今後、使われていくと思うのですが、その辺の対応は、消耗品なのかも含めて、どの程度の頻度でこれが交換されていくか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

執行部 お答えします。

カラムの交換頻度について今、資料を持ち合わせておりませんで、申し訳ありません。

委 員（射場 博義 君） カラムの交換頻度というものがちょっとありますて、この交換頻度でカラムの価格も数万円から数十万円という単価なのですが、これがどのくらいの頻度で、3か月に1回ということで、年に4回程度しか使わないということなのですが、今のお話だったらこの機器は、今言られている3か月に1回の、今、2項目の分析項目でしか使われないということですかというのが1つと、ほかに、液体クロマトグラフ質量分析計が存在しているのかどうか。

その辺のちょっと確認です。

委員長（猶 克実 君） 質問の内容が分からぬのですか、それとも、答弁ができないのですか。どちらですか。

執行部。

執行部 すみません。ほかにもう1台あるかどうかということが、あるようですので、ちょっと今答弁できません。

委 員（射場 博義 君） 分かりました。

要は、この機械が、液体クロマトグラフ質量分析計がもし使えなくなった場合に対して、どういう対応があるのか、特にこのインフラ的なものなので、そういう危機管理的なものがあるので、今回は老朽化により古くなったということで、新しくやりかえるということなので、その辺の対

応が今回どうなっているのかという確認でした。

それとこの古いものはもう処分されるのでしょうか。

**執行部** 古い機械は取替えのときに引き取っていただくようになります。

**委 員（射場 博義 君）** 今回かなり高額なのですが、この機器選定はどういうふうになつているのでしょうか。

**執行部** 機器選定におきましては、《業者に対して見積りを取りましての見積り合わせ》（《》は、29ページで修正）になります。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** ということは価格でいくということになりますが、精度ではなく価格でいくという今答弁されていると思います。

これもさっきのカラムの件なのですが、このカラムが一番お金がかかるのはそこが今後ずっとランニングコスト的にかかっていくということなのですが、これを今回、山陽小野田市と、多分、分析を共有してやられるということなのですが、そうなると頻度的にはちょっと上がってくるのかなと。

各上水が1か所だけではないので、それを頻度掛けると掛ける何ぼという回数が増えてくるので、その点でどの程度のカラムの消費というものが生まれてくるかということがちょっと今分からぬのですが、今回の機器の購入ということなので、そちらに対しての質疑なので、さっきの話はまた後でよろしいので、そちらのデータはまた頂ければと思います。

それと、この設置場所はどちらになるのか確認したいと思います。

**執行部** 設置場所ですが、広瀬浄水場の水質試験室に設置することになります。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

この後、この液体クロマトグラフ質量分析計に対しての溶離液とかあると思うのですが、使用した部分の処理はどういう扱いで処理されているか分かりますでしょうか。

**執行部** 水質係でいろいろと使用した薬液等につきましては、委託して処分をしております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

今後、こういう機器購入があって、ランニングコストももし分かれば、明確に予算決算していただければ、機器だけの話ではなくなるので、そちらも表現していただければと思います。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** ランニングコストについて今、聞かれたのだけれども、答弁はいいですか。

**委 員（射場 博義 君）** 分からない。

委員長（猶 克実 君） 分からない。分かりました。

執行部 委員長。

委員長（猶 克実 君） 執行部。

執行部 すみません。発言の訂正をさせてください。

先ほど、こちらで機器の購入の方法について、見積り合わせと答弁をいたしましたが、入札の誤りです。価格競争による入札です。

以上です。

委員長（猶 克実 君） よろしいですか。

委 員（射場 博義 君） はい。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんね。

以上で、水道事業会計に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、交通事業会計について、質疑を行います。

志賀委員から質疑の通告がありますので、発言を許可します。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） 皆さん、こんにちは。令心会の志賀光法です。

交通事業会計について 1 項目ほど質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

予算書の 18 ページ、款 1、資本的支出、項 1、建設改良費、目 2、工事器具備品の 1, 917 万 3, 000 円、IP 無線ほかについての IP 無線について質疑をさせていただきます。

令和 7 年度宇都宮市交通事業会計当初予算の管理者説明の中で、事故防止対策の強化や災害など緊急時の対応のための IP 無線の導入により、安全安心な運行を徹底するという御説明がありましたが、3 項目について質疑をさせていただきますが、関連がありますので一括して質問させていただきますので、御対応よろしくお願ひいたします。

IP 無線について、1、導入目的、2、端末機能とその特徴、3、導入時期、台数、費用、ランニングコストについて、御答弁よろしくお願ひいたします。

執行部 交通局では、先ほど志賀委員がおっしゃいました導入目的とちょっと重複するかと思いますが、災害や事故が発生した際など、非常時の連絡体制を強化するため、令和 7 年度に IP 無線の導入を予定しております。

導入を予定している端末につきましては、マイク部分を手で保持する無線機タイプとスマートフォンタイプがある中、既存の運行管理システムとも連携可能なもので、長期的に故障がなく、安定的に稼働することができるものを選定したいと考えております。

機能や特徴といったしましては、指令部門から運行中の運転士に個別にも、全車両一斉にも通話することができ、バス同士間の通話もできること、さらに、IP 無線はネット回線を使用するた

め、通常の無線機と違って、通信障害が発生しづらく、通信範囲が広いところが特徴となります。

導入時期としましては、災害がいつ発生するか分かりませんので、令和7年度がスタートしましてから、できるだけ早く準備を進めて導入していきたいと考えております。

予算としては、路線バス全車62台に設置を予定しており、イニシャルコストは先ほど委員もおっしゃいました工具器具備品1,917万3,000円のうち、616万円を計上しております。

また、ランニングコストは、予算書14ページになりますが、運輸管理費の委託料1,551万9,000円のうち、96万1,000円を計上しております。

以上でございます。

**委 員（志賀 光法 君）** ありがとうございます。

まず、端末については、スマートフォンではなくて、車載型と考えてもいいですか。車載型ということで、故障しにくいとか、それからちょっともう一度その辺をはっきり申し上げてください。

**執行部** まず、安定的に運営できるというか、形で考えますと車載型が故障がないとは聞いておりますが、まだスマートフォンにつきましても、やはりそういった故障がないものもあるかもしれませんので、一応交通局としましては、仕様を固めまして、その辺で業者に入札をしていただきたいと考えております。

今のところ、確定ではございませんので、すみませんが、そこは控えさせていただきます。

**委 員（志賀 光法 君）** 了解しました。

今たくさんの端末ができているようです。

その特徴、機能については、回線を利用するということを言われましたが、私はMCA無線とかを使うのだろうと思ったのですが、実は携帯のキャリアの回線を使うということですか。

**執行部** MCA無線と違いまして、インターネット回線を使いますので、そういったキャリアの通信を使うということになります。

以上でございます。

**委 員（志賀 光法 君）** 携帯電話のキャリアの回線ですとやはり災害時には脆弱と一般的に言われていますが、最初の導入目的の中にありました、災害に強いということはどういう意味でしょうか。

**執行部** IP無線、先ほど申しましたようにネット回線を利用するということでございますけれども、災害時にはほかの携帯電話と違いまして、IP無線についてはその分、災害時にも入りやすいと今のシステム上では伺っております。

以上でございます。

**委 員（志賀 光法 君）** ありがとうございます。

そして相互間の連絡も取れるとありますが、ほかの通信手段、あるいは基地局となる交通局に

はどういう端末を置かれるのか、それとも普通の別回線、電話回線からもつながるのか、そのあたりどうなるのでしょうか。

**執行部** このIP無線の機器の導入でありまして、システムとなりまして、単独でそういった電話回線等を使用せず、単独で機器を基地局に置く予定になっております。

以上でございます。

**委 員（志賀 光法 君）** ランニングコストについては、96万1,000円でしたか、答弁されましたけれども、これは結局、回線の利用料金ということでしょうか。台数でいうと62台ということでしたが。

**執行部** 車載ごとに通信料がかかりますので、これの台数分と使用月数、また基本料も毎月少しかかってまいりますので、それを全て合わせましたものが令和7年度予算では96万1,000円となっております。

以上でございます。

**委 員（志賀 光法 君）** 市民が受けるサービスといたしましては、例えば各路線バスにIP無線があるわけですから、位置情報等が確定できるのか、例えばバスロケーションシステムみたいに今どの辺にいるとか、その辺があるとか、市民にとってのメリットをお話ください。

**執行部** 先ほど導入予定のところで申しましたけれども、一応そういった運行管理システムと連動できるようなものを選びたいとは考えております。

その中で市民から直接今のバスのところは見えないのですけれども、例えばお忘れ物をされたとか、バスがどこにいるかということは、今の運行管理システム上においても電話をつなげれば、御案内できること。

また今、うべバスナビがありますので、遅れ情報は皆さんに提供しております。

ただ、この今のIP無線でいいますと、市民からのメリットとしましては、バスが来ないといったときに、やはり事故渋滞とかを乗務員からも連絡を受けますし、道路状況とかというものもこちらで逐一把握できますので、その情報を市民の方にまたお返しできるのかなと考えています。

また、忘れ物等、結構あるのですけれども、バスの中に今忘れたからと言われても、バスの運転士に連絡することができませんので、そういう際は無線で忘れ物確認を即時というか、底流所に着いた時点でできるとかいうことがありますので、その辺は御安心していただけるようになるのではないかなと考えております。

以上です。

**委 員（志賀 光法 君）** ありがとうございます。

特に忘れ物についてはすぐに対応できるということありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして導入時期については、災害はいつやってくるか分からないと。特にあるのは、梅雨時期

ですよね。できるだけ早くということだったのですが、導入方法については、例えばプロポーザル方式にするとか、どういうふうなことを今のところ考えていらっしゃるのでしょうか、お答えください。

**執行部**　　IP無線についてはあらかじめ仕様がほとんど固まっているような状況ではあるので、できるだけ早くするためには、こちらの仕様を固めまして、選定業者に入札していただこうかなと考えております。

以上です。

**委員（志賀 光法 君）**　　ありがとうございます。

仕様書はほぼ固まっているということで、できるだけ早い導入をしていただきますようにお願いしたいと思います。

市民にとってもいいシステムだと思いますので、持続可能な交通局の運営、何よりも安心安全な運行を徹底するにも必要だと思いますので、引き続き御努力をお願いしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）**　　以上で、志賀委員の質疑は終わりました。

これで、交通事業会計に対する質疑は終わりました。

これで、企業会計当初予算に対する質疑を終結します。

以上で、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算に対する質疑は、全て終了しました。

---

**委員長（猶 克実 君）**　　なお、一般会計当初予算歳出に対する質疑の過程において、留保事項が1件ありました。

留保事項に対する質疑は、市長、副市長の出席を求める上で、討論、表決に入る前に行います。

市長、副市長の出席を求めるため、ここで暫時休憩します。

再開は、13時50分とします。

———— 午後1時25分休憩 ———

---

———— 午後1時46分再開 ———

**委員長（猶 克実 君）**　　休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、留保事項に対する質疑を行います。

留保事項は、青谷委員からありました一般会計当初予算歳出、土木費におけるときわ公園の土地購入についての1件です。

留保事項に対する質疑時間は、1人当たり答弁を含め、10分以内とします。

また、あくまで留保事項に対する質疑の場ですので、議題外にわたる質疑は行わないよう留意

願います。

それでは、留保事項に対する質疑を許します。

青谷委員の発言を許します。青谷委員。

委 員（青谷 和彦 君） 皆さん、こんにちは。令心会の青谷でございます。

昨日、留保事項となりました議案第2号、款45土木費、項35都市計画費、目25公園管理費、ときわ公園整備事業のうち、用地購入4,900万円並びに同上の補償、補填及び賠償金4,000万円について、改めて質疑をさせていただきます。

昨日の質疑では、何か明確な答弁がいただけませんでしたので、ぜひ、ほかの委員の方にも御理解いただける明確な答弁をいただきたいと思いますし、一つ一つ順番に質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、最初に、購入目的について改めてお伺いいたします。

執行部 ときわ公園の購入目的についてですが、まず、前提となるときわ公園の法的なことについて御説明をさせてください。

まず、ときわ公園は、昭和31年10月に都市計画決定をし、翌年の3月に都市計画事業認可を受け、都市公園として位置づけております。

都市公園の区域内にある民有地は、都市計画法の規定に基づいて、建築等の制限や土地売買の制限が課せられていますが、一方で、土地所有者は市に対して土地の買取り請求をすることが可能であり、請求されれば、市は土地を購入する義務が生じることになります。

経緯ですが、これまで買取り要望に応じる形で、順次、民有地の購入を進めてきております。

ときわ公園の事業認可区域内には、なお、約2万平方メートルの民有地が残存しております、買取り要望されている地権者の方も複数人いらっしゃいます。

市としましては、要望が出された民有地を一括購入することは、財政的にもやはり困難でありますので、優先順位をつけながら、順次、土地を購入している状況でございます。

優先順位につきましては、購入の優先順位や買取りの要望が…

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

それでは昨日、答弁があった、駐車場に使うだとか、災害時の仮設住宅を建てるという答弁は撤回をされて、あくまで土地を持たれている方から要望があれば、購入する義務があるので今回の購入に至ったということでおよろしいですか。

執行部 そのとおりでございます。

ただ購入した後にも、現在臨時駐車場として利用している部分がありますので、併設している土地はそういう災害時にも使える土地になります。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

あくまで昨日の答弁は付属的な要素だという理解をいたしました。

それでは次の質疑です。

今回、令和7年度に購入の予算を立てられたわけですが、令和7年度に購入されるというその理由について教えてください。

**執行部** 土地を令和7年度に購入するという御質問ですが、先ほど答弁したように、要望されている地権者が今6名ほどいらっしゃいます。この中で、購入の優先順位をつけております。

買取りの要望が出される中で、地権者が買取りを要望される理由や市としてその土地の有効利用が図れるかどうかなど、総合的に勘案しながら、優先順位を決定し、交渉を進め、協議が整ったものについて、順次購入することとしています。

令和7年度に購入を予定している土地については、先ほど答弁したように既存の臨時駐車場の用地に隣接した物件であること、臨時駐車場として、あるいは災害時の防災空地として、活用が見込めることから、優先順位が高いものと判断し、これまで交渉を進めてきており、大筋で合意が認められたことから、令和7年度に予算要求をするものです。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今、宇部市は財政状況が当然大変厳しい状況の中で、あえて令和7年度、令和8年度も令和9年度も私としてはいいと思うのですが、なぜ令和7年度か改めてお尋ねします。

**執行部** 土地の購入につきましては、先ほど言いましたように、約6人の方がいらっしゃいます。

令和6年度にも、用地は購入しております。近年で言いますと、令和2年度、令和3年度も購入しており、令和4年度と令和5年度は実績購入がありませんが、いずれにしても事業認可という区域を設定しておりますので、購入をしていかないといけないということで、順次、購入を考えております。

したがいまして、令和7年度に要求したものです。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは宇部市の財政上厳しい財政状況とか関わりなく、もう令和7年度に買うというような、多分、当然地主の方とした交渉等々あると思うのです。

その結果として、令和7年度にもう購入せざるを得ないというような理解でよろしいですか。

**執行部** 用地の取得事業につきましては、国の補助等もいただきながら進めております。

予算としては、やはり今までの交渉の経緯もありますので、そういった財源を確保できるということが前提ですが、用地の購入ということで進めております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） あくまで、繰り返して恐縮なのですが、宇部市の財政状況と関係なく、そういう国の予算というものがあるので、あえて令和7年度に、土地が4, 900万円、補償費4, 000万円、計8, 900万円の予算を組んだということでおろしいですか。

副市長（藤崎 昌治 君） もう今、観光スポーツ文化部次長から申し上げたとおりなのですが、財政状況はどんな状況であっても必ず買わないといけないかというのは、これはそういったものではありません。

ただ、今回のものについては、平成29年に最初のお話をいただいておりまして、いろいろな宇部市の財政状況も含めてあるいは、交渉の中で、もう既に6年も7年もお待ちいただいているので、そういった一定制約がかかる土地、不利益な状況に置かれた方の要望については、なるべく早くお答えするという必要もあろうかと思いますので、トータルで考えて令和7年度の購入を決定したというところでございます。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

昨日執行部の答弁で、優先順位について早く申請をされたから今回この土地を購入されるという理解で大丈夫ですか。

副市長（藤崎 昌治 君） 別に先着順ではありませんので。確かに早くお話しいただければ長いことお待たせするようになりますので、それも1つの要素でありますけれども、あくまで我々市として、その後の有効活用が図れるかとかそういうものを総合的に判断しております。

以上です。

委員長（猶 克実 君） 青谷委員、残り1分20秒です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

それでは、令和7年度の地主の方も六、七名いらっしゃるということでしたが、その土地を全て宇部市で購入した場合の予算的な規模というのをもし分かれば教えてください。

委員長（猶 克実 君） 今回の予算には、ない話です。

委 員（青谷 和彦 君） 分かりました。

なかなか留保事項の質問というのは難しいのですが、それでは、最後に先ほど申しました土地購入費用4, 900万円、補填料4, 000万円、昨日建物の解体費については不明だということだったのですが、今回の事業にかかる費用というのをトータルで幾らか分かれば教えてください。

執行部 トータルでかかる費用ということではありますと、建物補償については4, 000万円でございます。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） そう、それに…

委員長（猶 克実 君） 青谷委員、時間がなくなりましたので、留保事項の質問を終了します。

委 員（青谷 和彦 君） 答弁していただいていい。

委員長（猶 克実 君） 答弁を含めて10分です。

委 員（青谷 和彦 君） 答弁していただいていいから、最後まで。

委員長（猶 克実 君） それで終わりです。

委 員（青谷 和彦 君） 答弁してください…。

委員長（猶 克実 君） 答弁で終わりです、時間が。

委 員（青谷 和彦 君） 答弁になってない。

委員長（猶 克実 君） 答弁になっているか、なっていないかは別で、答弁は今終わりました。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） 分かりました。

それでは、以上で終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

これにて、留保事項に対する質疑を終結いたします。

---

委員長（猶 克実 君） これより、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算議案の討論、表決に入りますが、討論は慣例により省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） 御異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

これより、採決します。

まず、議案第2号令和7年度宇部市一般会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第2号は、可決されました。

次に、議案第3号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第3号は、可決されました。

次に、議案第4号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第4号は、可決されました。

次に、議案第5号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第5号は、可決されました。

次に、議案第6号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第6号は、可決されました。

次に、議案第7号令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第7号は、可決されました。

次に、議案第8号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第8号は、可決されました。

次に、議案第9号令和7年度宇部市下水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第9号は、可決されました。

次に、議案第10号令和7年度宇部市水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第10号は、可決されました。

次に、議案第11号令和7年度宇部市交通事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第11号は、可決されました。

以上で、本委員会に付託されました当初予算議案10件の審査は終了しました。

引き続き、補正予算議案の審査に入りますが、この際、議事の都合により暫時休憩します。

再開は、14時15分とします。

―― 午後2時1分休憩 ――

---

―― 午後2時11分再開 ――

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、これより補正予算議案の審査に入ります。

審査は、各分科会に送付した議案に対する質疑の概要について、分科会ごとに会長報告及び会長報告に対する質疑を行った後、各補正予算議案に対する討論、表決を行います。

なお、分科会会長報告は、演壇で行い、会長報告に対する質疑は、自席から行うものとします。

---

委員長（猶 克実 君） では、議案第12号から第21号までの10件を一括議題とします。

まず、総務財政分科会の会長報告を求めます。

城美総務財政分科会会长。演壇にて、お願いします。

[委員 城美 晓 君 登壇]

総務財政分科会会长（城美 晓 君） 去る3月5日の予算決算委員会前期全体会において、総務財政分科会に送付されました議案第12号令和6年度宇部市一般会計補正予算（第8回）中、本分科会担当部分について、3月10日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、地方交付税（普通交付税）が増額となった要因についてただしたところ、国の補正予算に伴う地方負担への財源措置、給与改定に伴う財源措置、令和7年度と令和8年度の臨時財政対策債の償還財源の措置のほか、普通交付税の当初算定の際に実施された調整額の復活で、合計6億7,152万円であるとの答弁がなされました。

次に、職員給与費等経費において、早期退職者の人数についてただしたところ、3月末をもつての退職が21名、年度途中の退職が6名であるとの答弁がなされました。

さらに、第3表債務負担行為補正の公共施設包括管理業務の減額した要因は、業務対象の見直

しによるものかただしたところ、減額の要因は、年度当初の見積りが困難な草刈り業務などを契約から外すなど、業務対象の見直しや保守点検業務の見積りの再微取、また、近年、上昇率が高く、5年間の見通しが難しい人件費の上昇分については、別途、単年度ごとに予算計上することとしたものであるとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、総務財政分科会の報告を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、総務財政分科会の会長報告は終わりました。

これより、総務財政分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、総務財政分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

次に、文教民生分科会の会長報告を求めます。

鴻池文教民生分科会会长。

[委員 鴻池 博之 君 登壇]

文教民生分科会会长（鴻池 博之 君） 去る3月5日の予算決算委員会前期全体会において、文教民生分科会に送付されました議案第12号令和6年度宇部市一般会計補正予算（第8回）中、本分科会担当部分、議案第13号令和6年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）、議案第14号令和6年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）、議案第15号令和6年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、3月10日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

それでは、議案第14号令和6年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正中歳出について、予備費は減額の補正額が計上されているが、国民健康保険事業費納付金は補正額が0円で補正前の額と補正後の額に変更がない。この予算額はすでに議会で議決した金額と変わりがないため、再度議決を求める必要があるのかただしたところ、議会での議決を要するのは、予算の款、項の区分である。

予算額に変わりはないが、財源の内訳について補正が生じており、仮に歳出を予備費しか記載しない場合、歳入の繰入金の増額補正についてどの科目に財源充当するのか、示すことができない。

特定財源をどの科目に充当しているかを含め、予算の内容をより明確に審議していただくため

に、補正額0円ではあるが第1表に記載し、第1表の説明として歳入歳出補正予算事項別明細書で、財源更正が行われていることを示しているとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、文教民生分科会の報告を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、文教民生分科会の会長報告は終わりました。

これより、文教民生分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、文教民生分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設分科会の会長報告を求めます。

早野産業建設分科会会长。

[委員 早野 敦 君 登壇]

産業建設分科会会长（早野 敦 君） 去る3月5日の予算決算委員会前期全体会において、産業建設分科会に送付されました議案第12号令和6年度宇部市一般会計補正予算（第8回）中、本分科会担当部分、議案第16号令和6年度宇部市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）、議案第17号令和6年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）、議案第18号令和6年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）、議案第19号令和6年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）、議案第20号令和6年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）及び議案第21号令和6年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）について、3月10日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

それでは、令和6年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）についてです。

まず、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、資本的収入の企業債について減額した理由をただしたところ、年度末の現金預金に十分な資金が確保されていること。また、企業債の借入利率が上がってきたことから、今回の借入れは見送ったとの答弁がありました。

次に、乗合事業の業務の予定量について、輸送人員数などが減った要因をただしたところ、輸送人員がコロナ禍明け以降回復傾向にあったため、令和6年度は輸送人員の増員を見込んで予算を組んだところ、令和5年度とほぼ同様であった。利用者増に向けた対策が課題であると考えているとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、産業建設分科会の報告を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、産業建設分科会の会長報告は終わりました。

これより、産業建設分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、産業建設分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

---

委員長（猶 克実 君） これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第12号令和6年度宇部市一般会計補正予算（第8回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第12号は、可決されました。

次に、議案第13号令和6年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第13号は、可決されました。

次に、議案第14号令和6年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第14号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第14号は、可決されました。

次に、議案第15号令和6年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第15号は、可決されました。

次に、議案第16号令和6年度宇部市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第16号は、可決されました。

次に、議案第17号令和6年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第17号は、可決されました。

次に、議案第18号令和6年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第18号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第18号は、可決されました。

次に、議案第19号令和6年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第19号は、可決されました。

次に、議案第20号令和6年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第20号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第20号は、可決されました。

次に、議案第21号令和6年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第21号は、可決されました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算議案10件の審査は終了しました。

これで、本委員会の日程は全部終了しました。

本委員会の委員長報告については、正副委員長に御一任くださるようにお願いいたします。

---

委員長（猶 克実 君） 以上で、予算決算委員会後期全体会を閉会します。

—— 午後2時29分閉会 ——